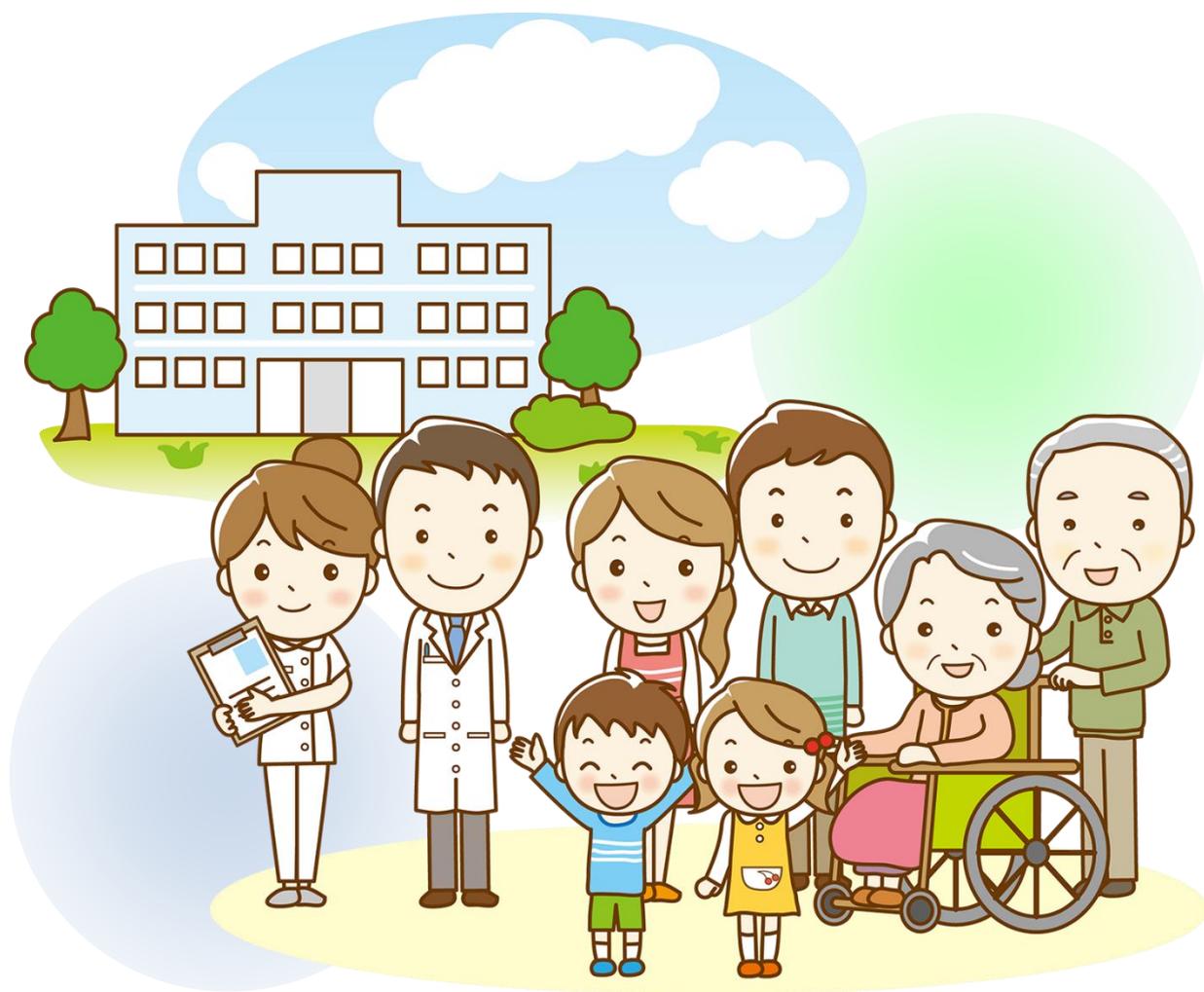


# 浜田地区広域行政組合 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月  
浜田地区広域行政組合



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
第1節 計画の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ .....	2
(1)法的根拠 .....	2
(2)関連計画との関係 .....	2
第3節 計画の期間 .....	2
第4節 計画策定の体制 .....	2
第5節 計画見直しにおける基本的な考え方について .....	3
第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移 .....	5
第1節 高齢者の現状と推移 .....	5
(1)人口推移 .....	5
(2)人口構成 .....	6
(3)日常生活圏域別の高齢者の状況 .....	9
(4)高齢者の世帯の現状 .....	9
(5)認知症高齢者の状況 .....	10
(6)要支援・要介護認定者の現状 .....	12
第2節 高齢者の将来の見込み .....	13
(1)人口の将来推計 .....	13
(2)要介護等認定者の将来推計 .....	14
第3節 各種アンケート調査結果(抜粋) .....	15
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋) .....	15
(2)在宅介護実態調査結果(抜粋) .....	29
第3章 計画の基本構想 .....	37
第1節 本圏域の目指すべき姿と基本方針 .....	37
第2節 計画の基本目標 .....	39
第3節 施策体系 .....	42
第4節 日常生活圏域の設定 .....	43
第4章 具体的な取組 .....	44
第1節 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現 .....	44
(1)地域共生社会の実現に向けた取組 .....	44
(2)地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実 .....	44
(3)地域包括支援センターの体制強化 .....	45

(4)地域包括支援センターの役割 .....	46
(5)高齢者の住まいを中心とした生活基盤の整備.....	47
第2節 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 .....	49
(1)介護予防の推進 .....	49
第3節 地域活動と連携した生活支援体制の充実 .....	51
(1)高齢者の生きがいと暮らしの向上 .....	51
(2)生活支援体制の充実と担い手の育成.....	51
第4節 認知症施策と権利擁護の推進.....	53
(1)認知症への理解と支援体制 .....	53
(2)高齢者等の権利擁護の推進.....	54
第5節 医療・介護連携の推進.....	55
(1)医療・介護連携体制の強化.....	55
(2)リハビリテーションの推進 .....	55
第6節 介護人材の確保と質の向上.....	56
(1)介護サービスの質の向上.....	56
(2)地域人材の育成.....	57
(3)最新技術を導入した業務改善と効率化の促進 .....	58
第5章 介護サービス事業の見込みと介護保険料.....	59
第1節 介護サービスの基盤整備 .....	59
(1)在宅サービスの機能強化・充実.....	59
(2)施設居住系サービス.....	60
第2節 地域密着型サービスの基盤整備.....	61
(1)第9期計画における必要利用定員総数 .....	61
(2)第9期計画における圏域別見込量 .....	62
第3節 サービス別事業量の見込み .....	67
(1)介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順 .....	67
(2)居宅サービス.....	68
(3)地域密着型サービス.....	81
(4)居宅介護支援・介護予防支援 .....	88
(5)施設サービス.....	89
第4節 保険料の算定 .....	92
(1)総給付費等の見込み.....	92
(2)第1号保険者の保険料の算定 .....	93
(3)低所得者対策.....	97

第6章 計画推進のための体制整備 .....	98
第1節 計画の推進体制 .....	98
第2節 計画の進捗評価 .....	98
第3節 計画の分析と公表 .....	98
資料編 .....	99
1 介護保険事業計画策定委員会 .....	99
(1)委嘱期間 .....	99
(2)組織 .....	99
(3)委員名簿 .....	99
(4)開催の状況 .....	100
2 パブリックコメント .....	101
(1)目的 .....	101
(2)募集期間及び閲覧期間 .....	101
(3)閲覧場所 .....	101
(4)意見を提出できる者 .....	101
(5)意見の提出状況 .....	101
3 事業所一覧 .....	102
4 用語解説 .....	106



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画の趣旨

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測され、さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12(2000)年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

そのような中で、令和7(2025)年には、「団塊の世代」がいわゆる後期高齢者になり、さらにその先の団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向け、介護ニーズの高い85歳以上の人口や世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみ世帯及び認知症の人の増加なども見込まれ、介護サービスの需要が更に増加・多様化することが想定されています。その一方で、現役世代の減少は顕著となり、地域の介護を支える担い手の確保が重要となっています。

サービス利用者の増加に伴い、サービス費用が急速に増大する中で、制度を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し維持向上させるために、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

さらに、一人ひとりが適切な支援を受け、住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供され、地域住民主体の見守り・健康づくり・生活支援・助け合いなどの活動を専門職、社会福祉協議会、市、保険者などの関係者が連携してサポートする「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本計画は、このような状況を踏まえて、高齢者を取り巻く社会情勢の変化や諸課題に対応するため、令和3年3月に策定した「浜田地区広域行政組合第8期介護保険事業計画」を見直すもので、令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、浜田地区広域行政組合における介護保険事業の取り組むべき事項を整理し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組むことで地域共生社会※の実現へ向け計画を策定するものです。

---

### ※地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

## 第2節 計画の位置づけ

### (1)法的根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、介護給付のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込量の確保のための方策、サービス事業者間の連携の確保などサービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項、保険給付の円滑な実施を図るために必要と認める事項などについて、その内容を定める計画となっています。

### (2)関連計画との関係

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、浜田市、江津市がそれぞれ策定する「高齢者福祉計画」と一体のものとして整合を図りながら、本圏域の基本方針である「高齢者の自立」、「地域での支えあい」、「住みなれた地域での暮らし」、「生活者視点の地域包括ケア」の実現を目指します。

## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

## 第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、地域の福祉・医療等の各分野を代表する関係者の方々に構成される「浜田地区広域行政組合介護保険事業計画策定委員会」をはじめ、広く住民から目指すべき高齢社会への対応についての意見をいただきながら、高齢者に関する問題や課題、対策、今後における方向などを中心に協議を行いました。また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査などを実施し、寄せられた幅広い意見や高齢者の実態なども参考に、検討・協議を行いました。

## 第5節 計画見直しにおける基本的な考え方について

### 【基本的考え方】

- 第9期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

### 【見直しのポイント】

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みについて、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

##### ②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことを期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

### ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間の連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

### ③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

## 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 第2章 地域の高齢者に関する現状と今後の推移

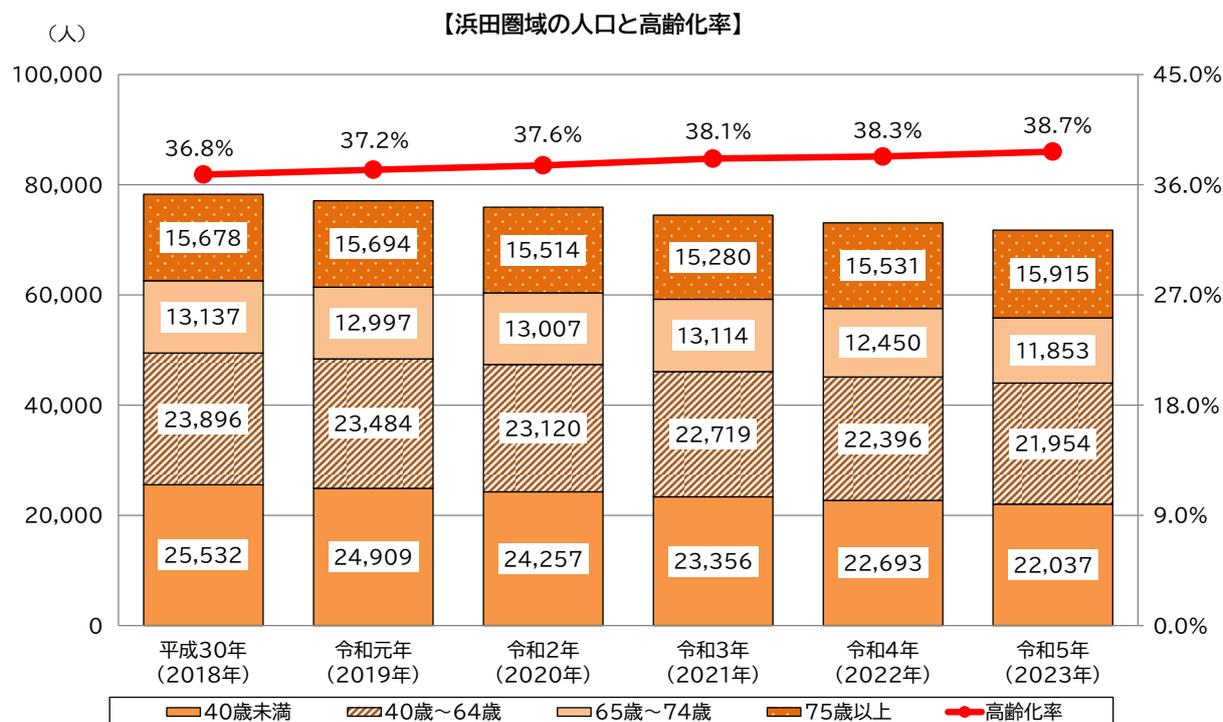
### 第1節 高齢者の現状と推移

#### (1)人口推移

浜田圏域の総人口は、平成30(2018)年の78,243人から6,484人減少し、令和5(2023)年10月1日現在で71,759人となっています。高齢化率は1.9%上昇し、38.7%となっています。

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	78,243	77,084	75,898	74,469	73,070	71,759
40歳未満	25,532	24,909	24,257	23,356	22,693	22,037
40歳～64歳	23,896	23,484	23,120	22,719	22,396	21,954
65歳～74歳	13,137	12,997	13,007	13,114	12,450	11,853
75歳以上	15,678	15,694	15,514	15,280	15,531	15,915
高齢化率	36.8%	37.2%	37.6%	38.1%	38.3%	38.7%

出典：住民基本台帳(各年10月1日現在)

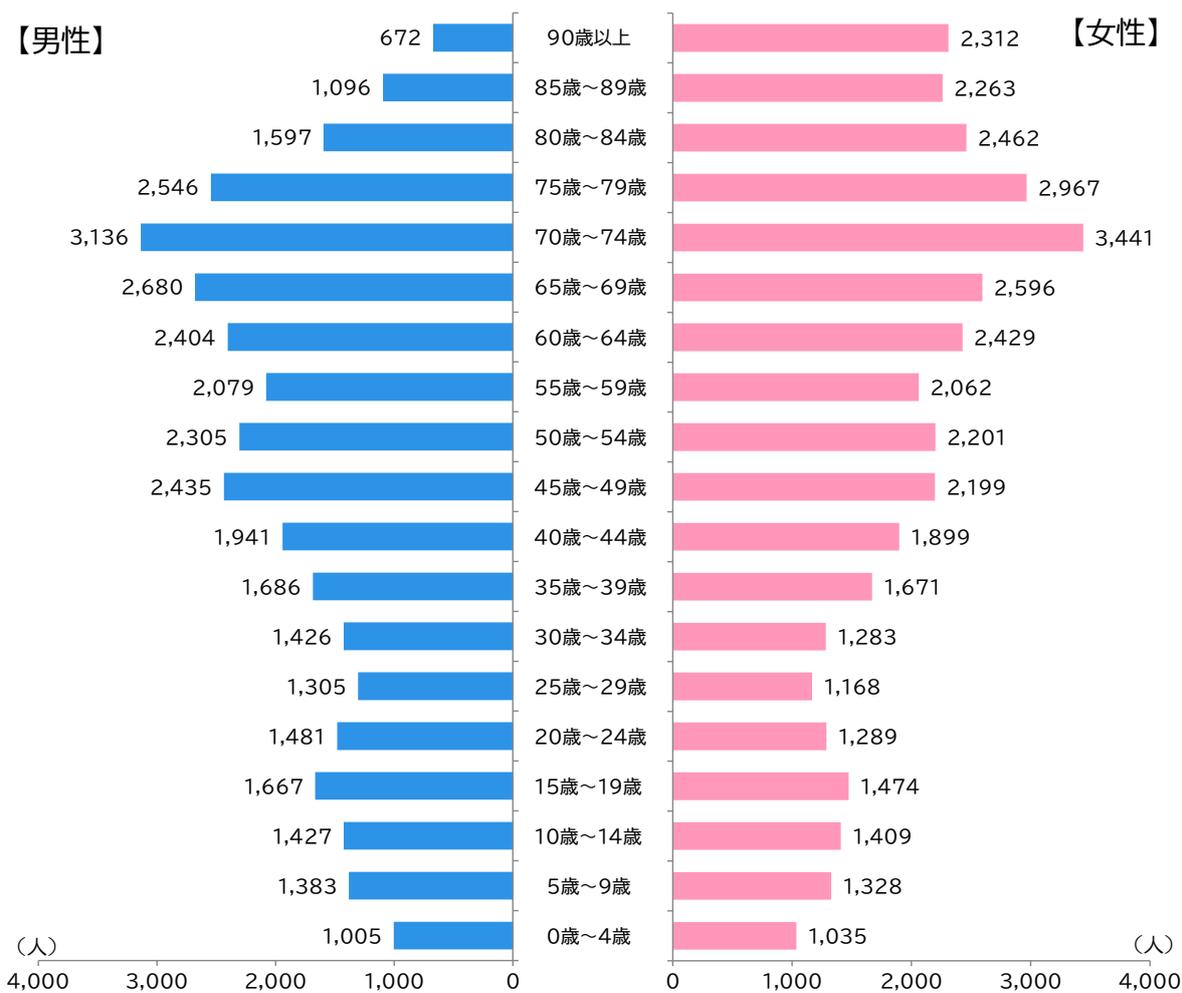


## (2)人口構成

### ①浜田圏域

【人口構成(2023年10月1日現在)】

総人口	男性	女性
71,759人	34,271人 (47.8%)	37,488人 (52.2%)



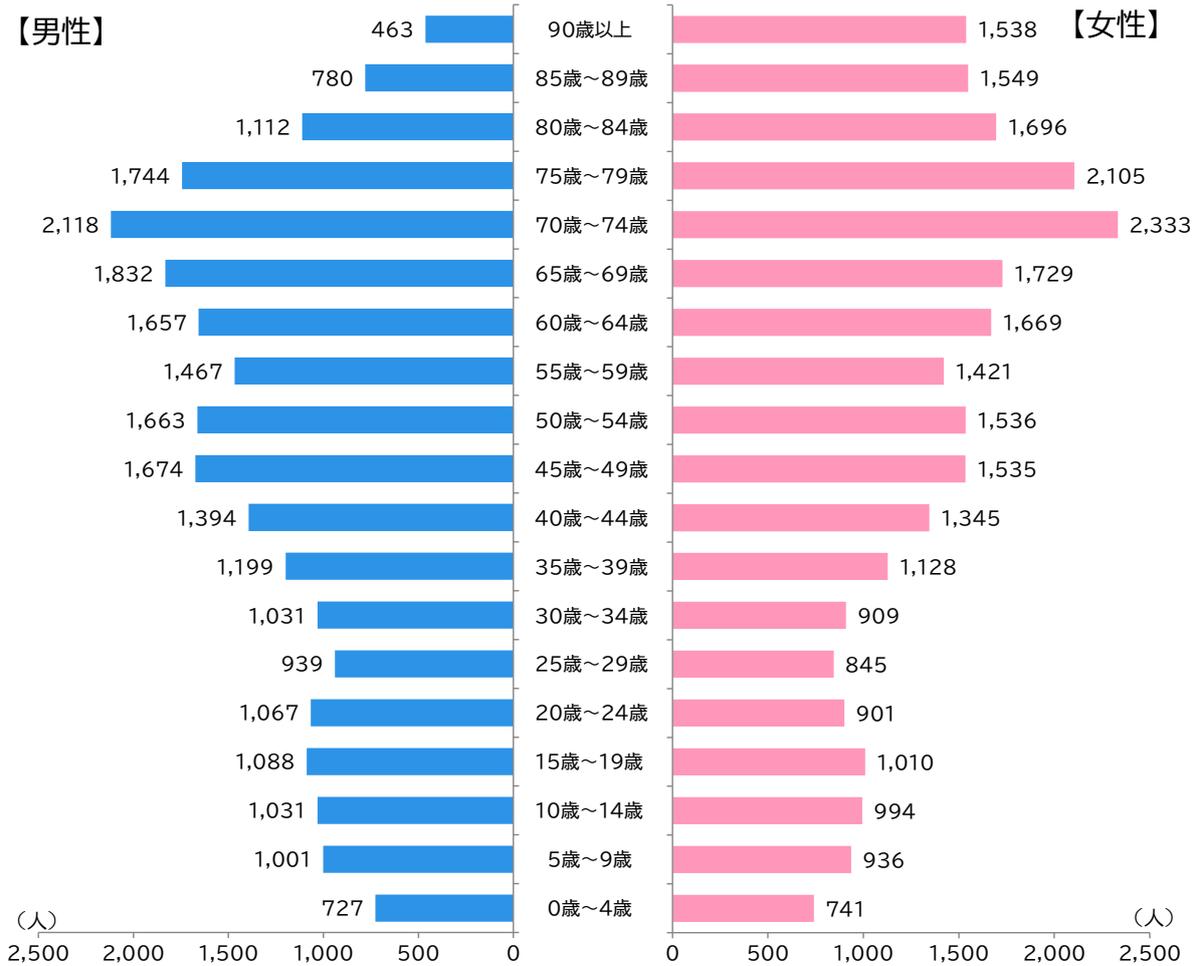
【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	71,759	7,587	36,404	27,768
構成比	100.0%	10.6%	50.7%	38.7%

②浜田市

【人口構成(2023年10月1日現在)】

総人口	男性	女性
49,907人	23,987人 (48.1%)	25,920人 (51.9%)



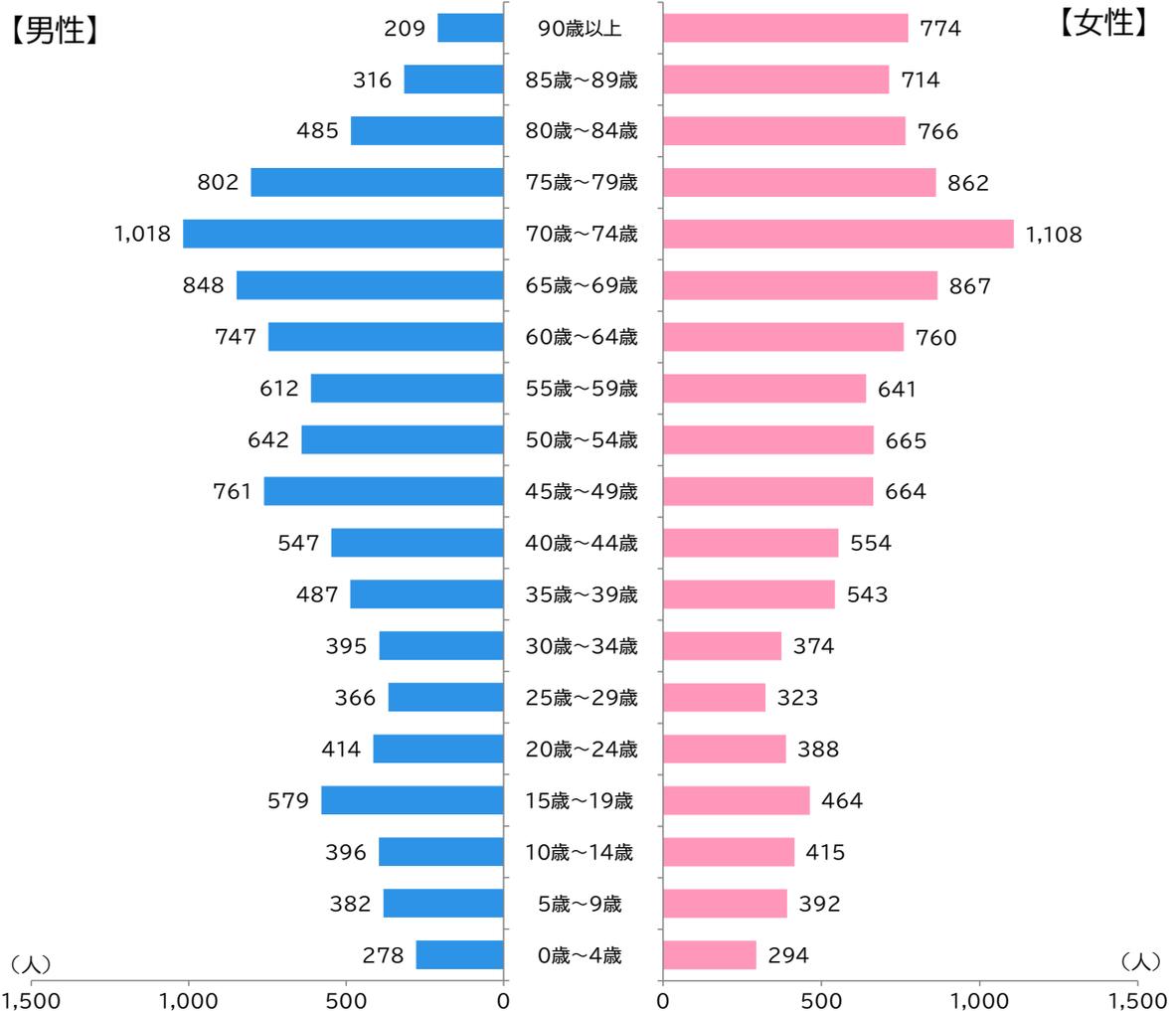
【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	49,907	5,430	25,478	18,999
構成比	100.0%	10.9%	51.1%	38.1%

③江津市

【人口構成(2023年10月1日現在)】

総人口	男性	女性
21,852人	10,284人 (47.1%)	11,568人 (52.9%)

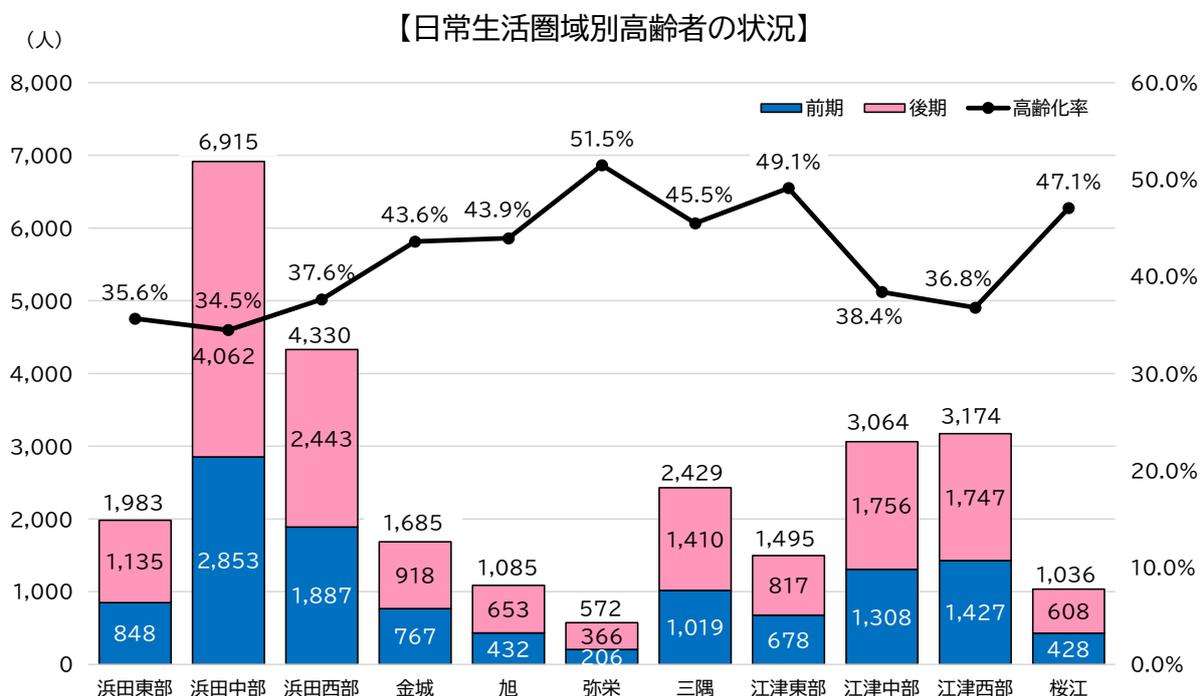


【年齢(3区分)別人口構成】

区分	総人口	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳~64歳)	老年人口 (65歳以上)
人口(人)	21,852	2,157	10,926	8,769
構成比	100.0%	9.9%	50.0%	40.1%

### (3)日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域別に高齢者数と高齢化率をみると、圏域によって大きな差がみられます。金城、旭、三隅、江津東部、桜江の各圏域では高齢化率が40%を超え、弥栄では50%を超えています。



出典：浜田市・江津市住民基本台帳人口(令和5年10月1日)

### (4)高齢者の世帯の現状

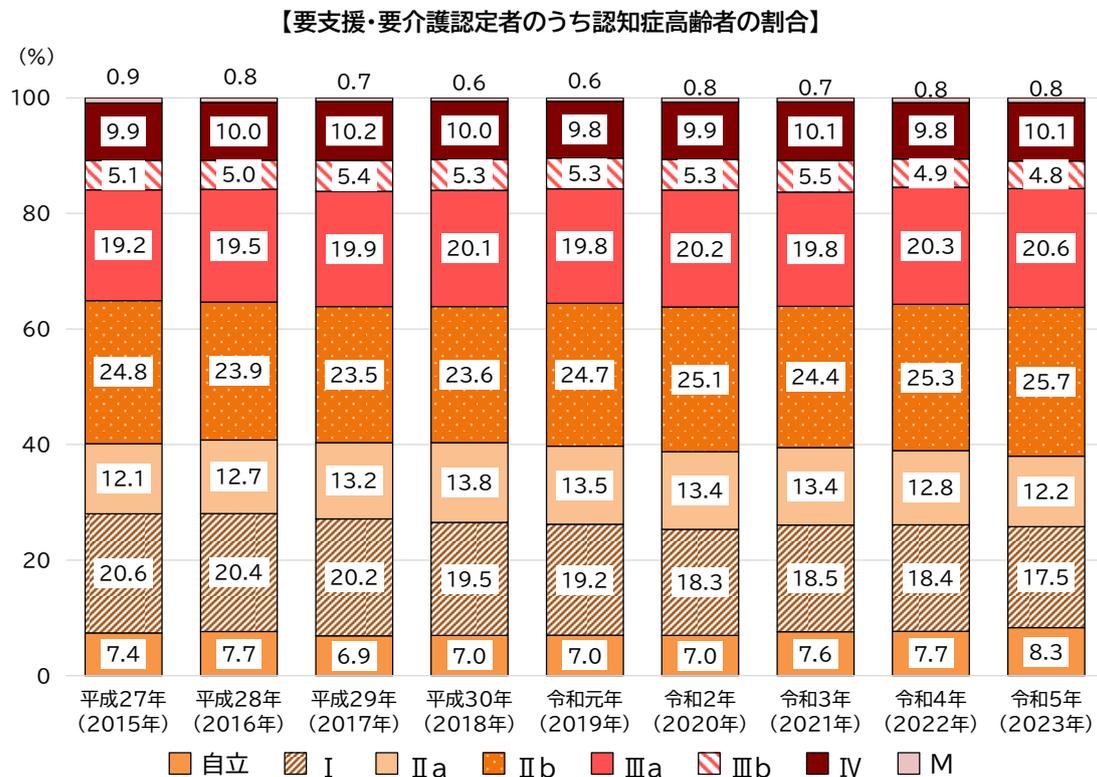
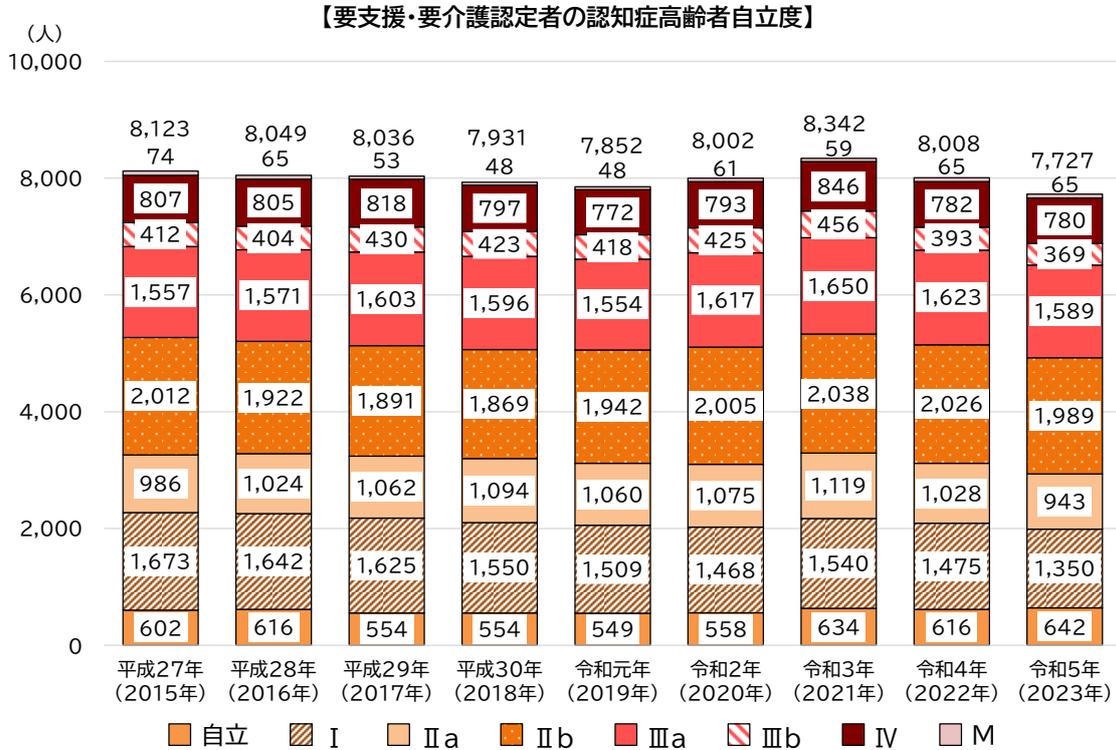
高齢者のいる世帯についてみると、近年は減少傾向で推移しています。高齢者のみの世帯は令和2年、高齢独居世帯は令和3年をピークに減少に転じています。

		実績値					
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
浜田圏域	65歳以上の高齢者がいる世帯	20,673	20,564	20,439	20,390	20,111	19,977
	2人以上で高齢者のみの世帯	5,783	5,837	5,854	5,833	5,821	5,807
	2人以上で高齢者がいる世帯	5,721	5,500	5,300	5,203	5,000	4,835
	高齢者独居世帯	9,169	9,227	9,285	9,354	9,290	9,335
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	12,765	12,762	12,602	12,445	12,579	12,801
浜田市	65歳以上の高齢者がいる世帯	14,064	13,982	13,882	13,896	13,718	13,636
	2人以上で高齢者のみの世帯	3,960	4,008	4,031	4,015	3,995	3,984
	2人以上で高齢者がいる世帯	3,918	3,746	3,571	3,530	3,390	3,274
	高齢者独居世帯	6,186	6,228	6,280	6,351	6,333	6,378
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	8,696	8,714	8,612	8,529	8,632	8,801
江津市	65歳以上の高齢者がいる世帯	6,609	6,582	6,557	6,494	6,393	6,341
	2人以上で高齢者のみの世帯	1,823	1,829	1,823	1,818	1,826	1,823
	2人以上で高齢者がいる世帯	1,803	1,754	1,729	1,673	1,610	1,561
	高齢者独居世帯	2,983	2,999	3,005	3,003	2,957	2,957
	(再掲)後期高齢者の親族がいる世帯	4,069	4,048	3,990	3,916	3,947	4,000

出典：浜田市・江津市住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

(5) 認知症高齢者の状況

要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者自立度がⅡa以上の人は、令和3年をピークに減少傾向となっているものの、認知症高齢者自立度がⅡa以上の割合は72.0%から74.7%の間で増減を繰り返しており、令和5年は74.2%となっています。



出典：厚生労働省「介護保険総合データベース」各年10月時点

(参考)認知症高齢者の日常生活自立度

	判断基準	みられる症状・行動の例
自立	認知症の症状はみられない。	
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	II a 家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	II b 家庭内でも上記IIの状態がみられる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	III a 日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	III b 夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

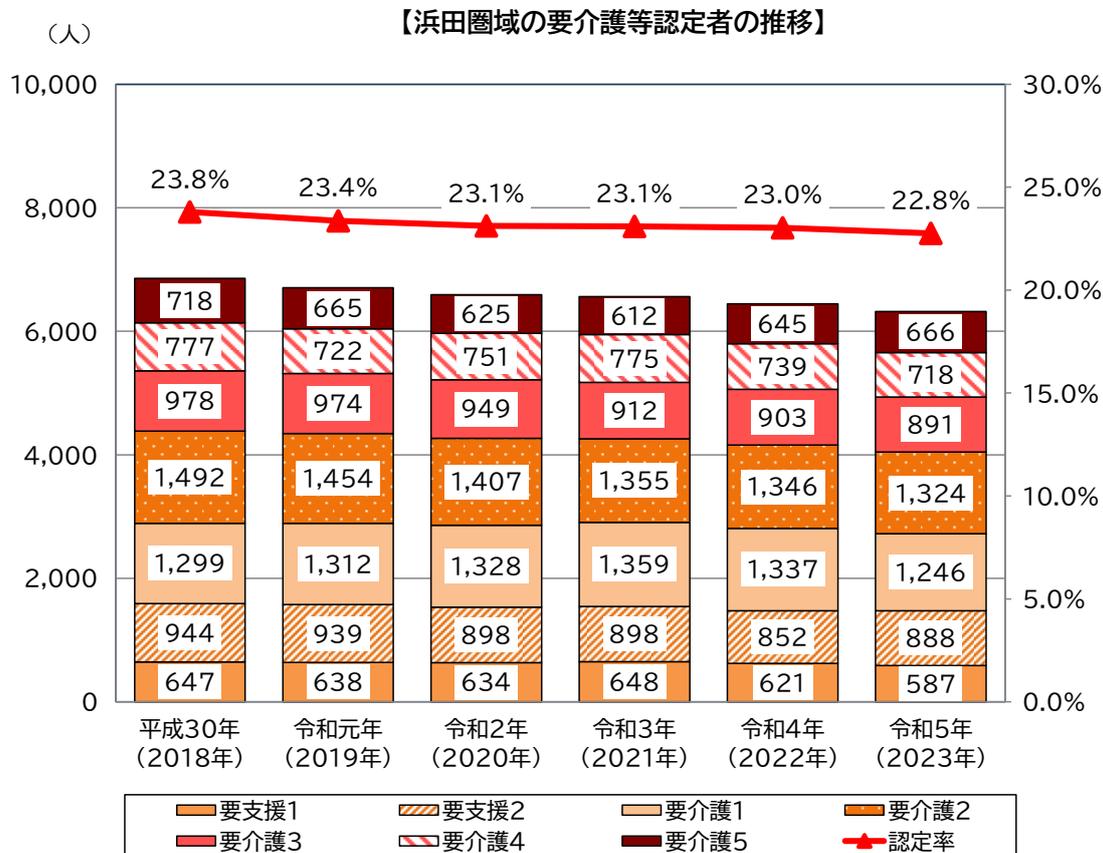
(6)要支援・要介護認定者の現状

要介護等認定者数は、平成30(2018)年の6,855人から535人減少し、令和5(2023)年9月末日現在で6,320人となっています。特に要介護2の減少が大きくみられます。認定率は、概ね23%台で推移しており、令和5(2023)年9月末日現在で22.8%となっています。

(単位:人)

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援1	647	638	634	648	621	587
要支援2	944	939	898	898	852	888
要介護1	1,299	1,312	1,328	1,359	1,337	1,246
要介護2	1,492	1,454	1,407	1,355	1,346	1,324
要介護3	978	974	949	912	903	891
要介護4	777	722	751	775	739	718
要介護5	718	665	625	612	645	666
合計	6,855	6,704	6,592	6,559	6,443	6,320
認定率	23.8%	23.4%	23.1%	23.1%	23.0%	22.8%

出典:介護保険事業状況報告各年9月末



## 第2節 高齢者の将来の見込み

### (1)人口の将来推計

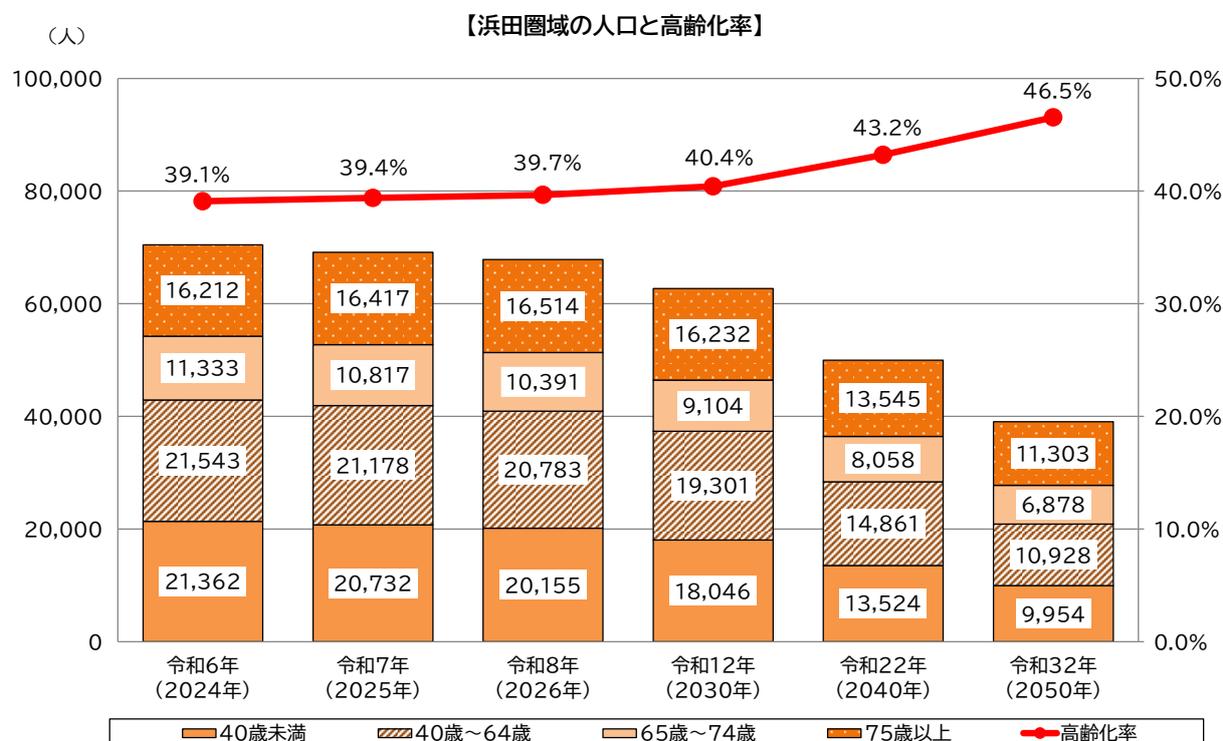
今後の人口の推移を把握するため、令和元(2019)年～令和5(2023)年の各10月1日時点(各住民基本台帳)の人口を基に、コーホート変化率法\*を用いて推計を行いました。

推計結果では、令和12(2030)年には高齢化率40.0%を超え、今後さらなる少子高齢化が予測されています。

(単位:人)

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
総人口	70,450	69,144	67,843	62,683	49,988	39,063
40歳未満	21,362	20,732	20,155	18,046	13,524	9,954
40歳～64歳	21,543	21,178	20,783	19,301	14,861	10,928
65歳～74歳	11,333	10,817	10,391	9,104	8,058	6,878
75歳以上	16,212	16,417	16,514	16,232	13,545	11,303
高齢化率	39.1%	39.4%	39.7%	40.4%	43.2%	46.5%

出典:コーホート変化率法による推計値



\*コーホート…同年に出生した集団のことをいいます。

\*コーホート変化率法…各年齢別の平均余命や進学・就職による移動といった特性を変化率によって反映させる推計方法で、地域の特性をより反映させることができる方法です。

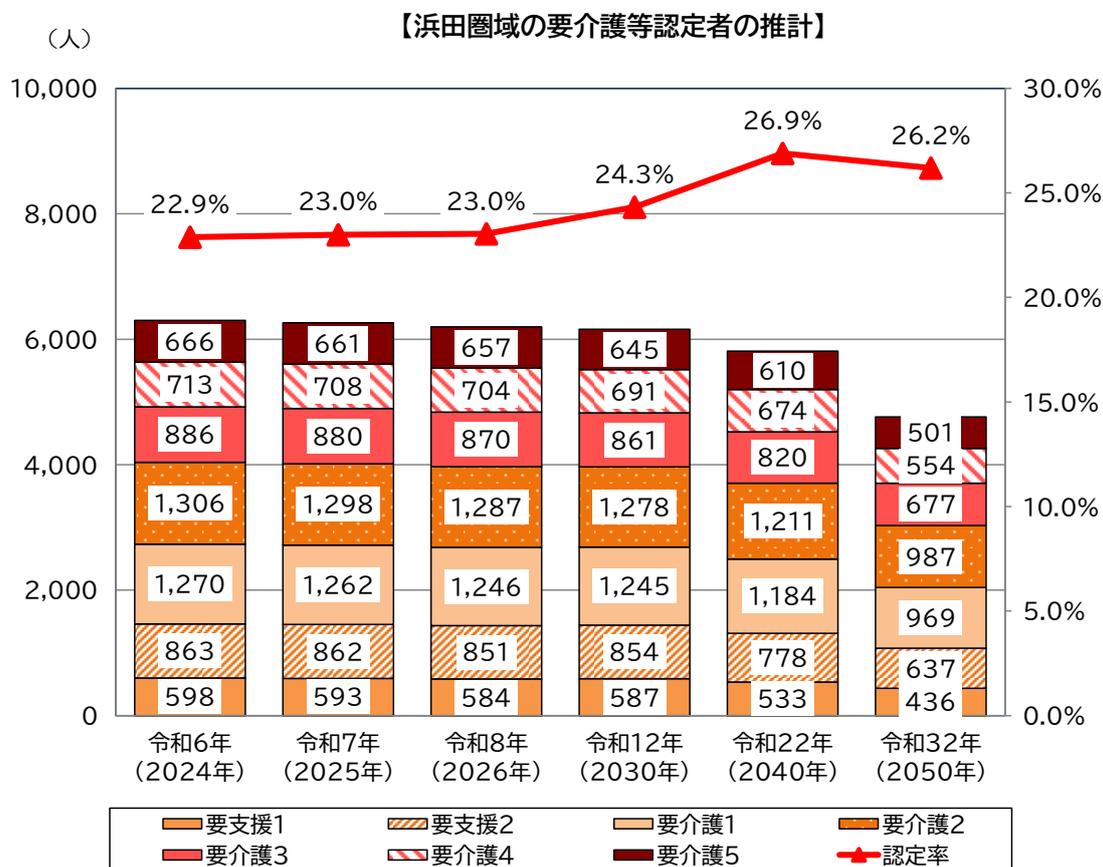
## (2)要介護等認定者の将来推計

人口推計結果を基に第8期計画期間中における要介護認定率を用いて、本計画期間における要支援・要介護認定者の推計を行いました。第9期計画期間においては、ほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

(単位:人)

	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
要支援1	598	593	584	587	533	436
要支援2	863	862	851	854	778	637
要介護1	1,270	1,262	1,246	1,245	1,184	969
要介護2	1,306	1,298	1,287	1,278	1,211	987
要介護3	886	880	870	861	820	677
要介護4	713	708	704	691	674	554
要介護5	666	661	657	645	610	501
合計	6,302	6,264	6,199	6,161	5,810	4,761
認定率	22.9%	23.0%	23.0%	24.3%	26.9%	26.2%

資料:見える化システムによる推計値



### 第3節 各種アンケート調査結果(抜粋)

#### (1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果(抜粋)

##### ①調査の概要

計画の策定に当たっては、65歳以上の要介護認定を受けていない方を対象に、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

<b>対象者</b>	令和4年10月1日現在、浜田地区広域行政組合圏域(浜田市・江津市)にお住まいの65歳以上の方 (要介護1～5の方を除く)から無作為抽出した7,000人
<b>実施期間</b>	令和4(2022)年11月16日～令和4(2022)年12月20日
<b>実施方法</b>	郵送配布、郵送回収

##### ②調査票の回収状況

配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
7,000件	5,223件	5,185件	74.1%

## ア)高齢者世帯について

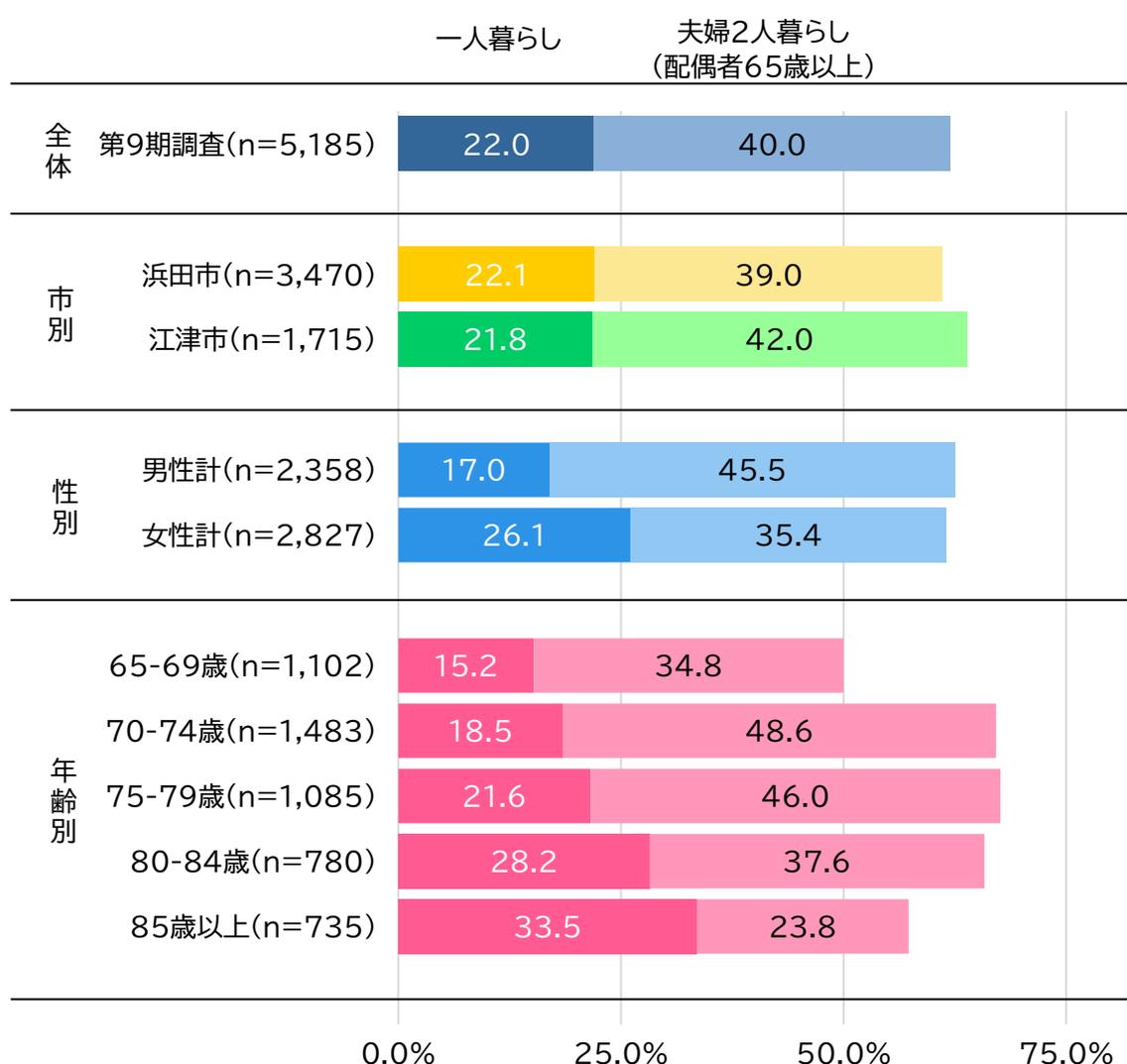
高齢者世帯の状況についてみると、全体では「一人暮らし」22.0%、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」40.0%となっています。

市別でみると、「一人暮らし」は浜田市に多く、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は江津市に多くなっています。

性別でみると、「一人暮らし」は女性に多く、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は男性に多くなっています。

年齢別でみると、「一人暮らし」は85歳以上(33.5%)で最も多く、「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」は70-74歳(48.6%)で最も多くなっています。

### 【家族構成】



## イ)介護・介助の必要性

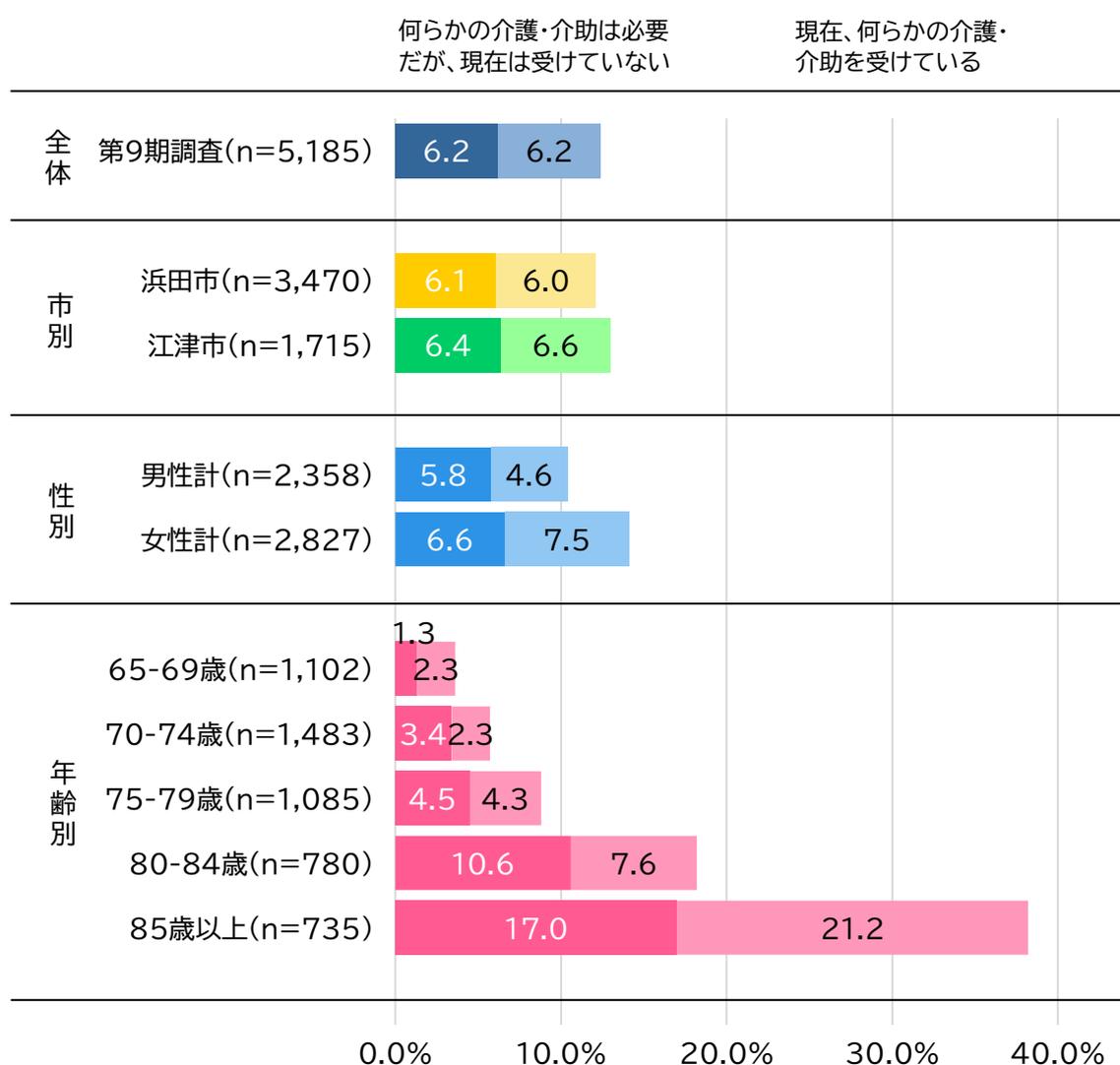
普段の生活の中で何らかの介護・介助が必要な方についてみると、全体では「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」も「現在、何らかの介護・介助を受けている」も6.2%と、「何らかの介護・介助が必要」な方は12.4%となっています。

市別でみると、「何らかの介護・介助が必要」な方は江津市が13.0%と浜田市の12.1%より多くなっています

性別でみると、「現在、何らかの介護・介助を受けている」は女性が7.5%と男性の4.6%より多くなっています。

年齢別でみると、年齢が高くなるにつれて増加しており、85歳以上では38.2%の方が何らかの介護・介助が必要な状態となっています。

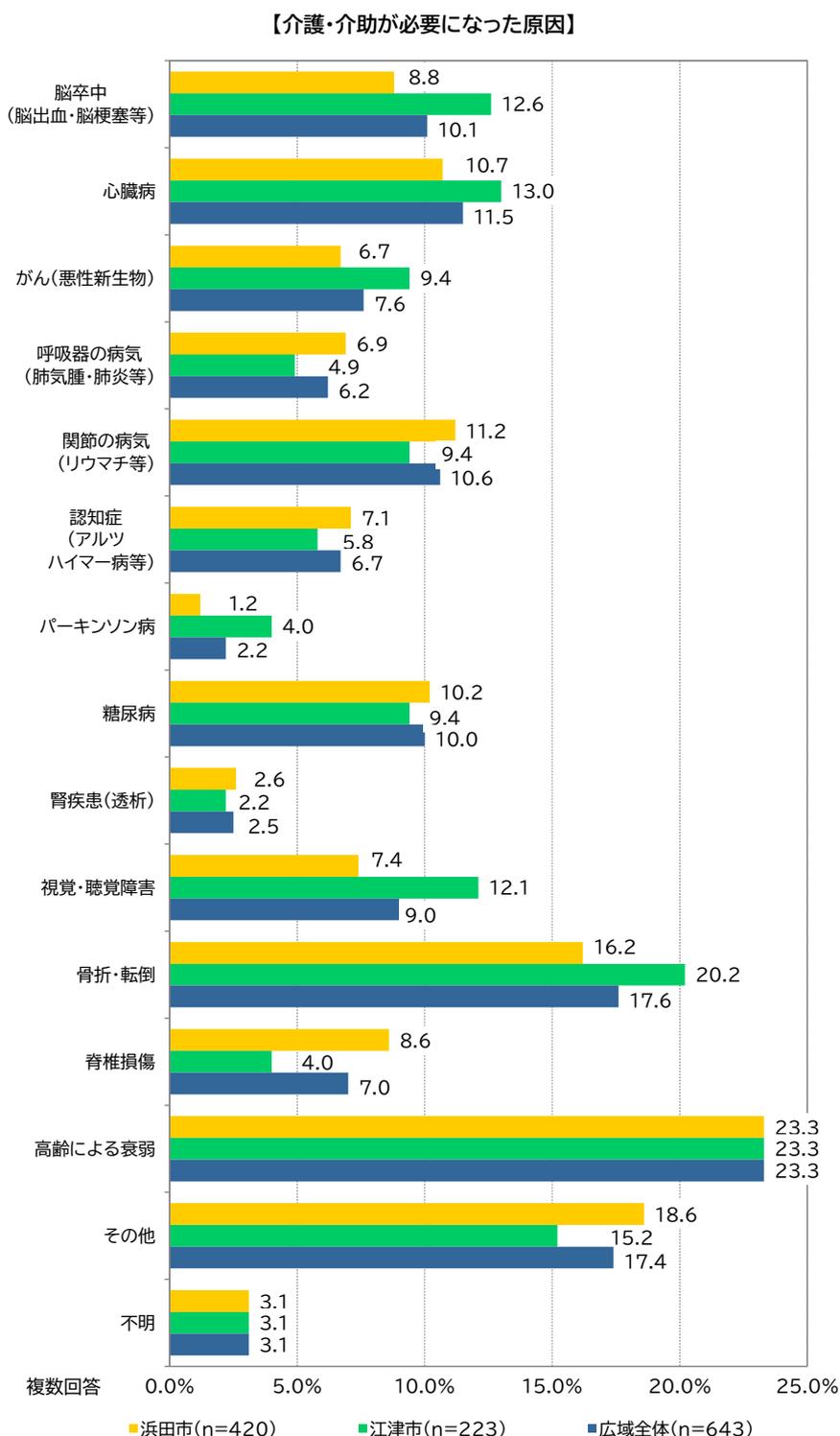
### 【介護・介助の必要性】



介護・介助が必要になった原因についてみると、全体では「高齢による衰弱」23.3%が最も多く、次いで「骨折・転倒」17.6%、「その他」17.4%の順となっています。

市別でみると、浜田市では、「高齢による衰弱」、「その他」、「骨折・転倒」、「関節の病気(リウマチ等)」、「心臓病」、江津市では「高齢による衰弱」、「骨折・転倒」「その他」、「心臓病」、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」の順となっています。

また、「骨折・転倒」、「視覚・聴覚障害」は江津市が浜田市より4.0%以上多く、「脊椎損傷」は、浜田市が江津市より2倍以上多くなっています。



## ウ)現在の暮らしの経済状況

現在の暮らしの状況を“苦しい”(「大変苦しい」または「やや苦しい」と答えた方をみると、全体では33.6%となっています。

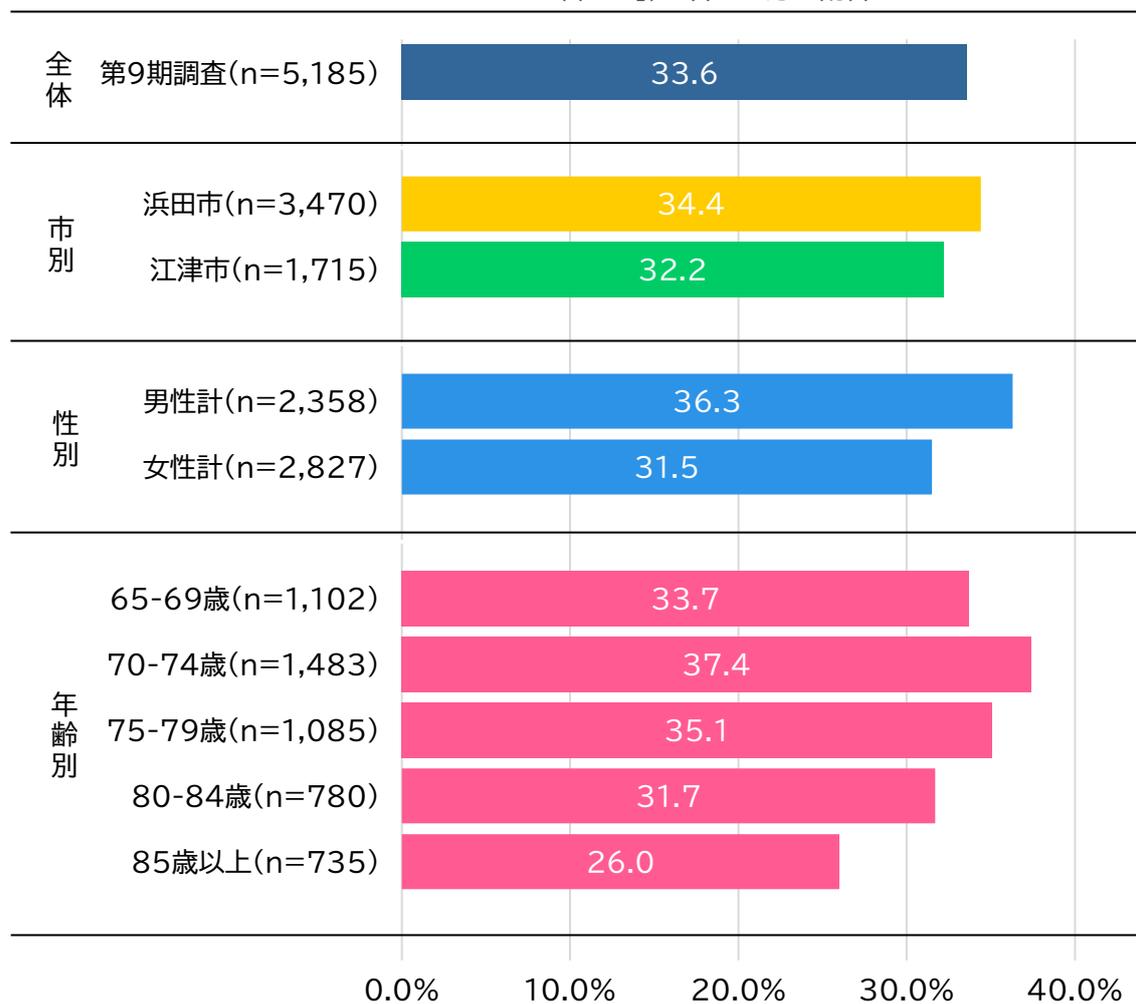
市別で見ると、江津市より浜田市に多くなっています。

性別で見ると、女性より男性に多くなっています。

年齢別で見ると、70-74歳(37.4%)が最も多くなっています。

### 【現在の暮らしの経済状況】

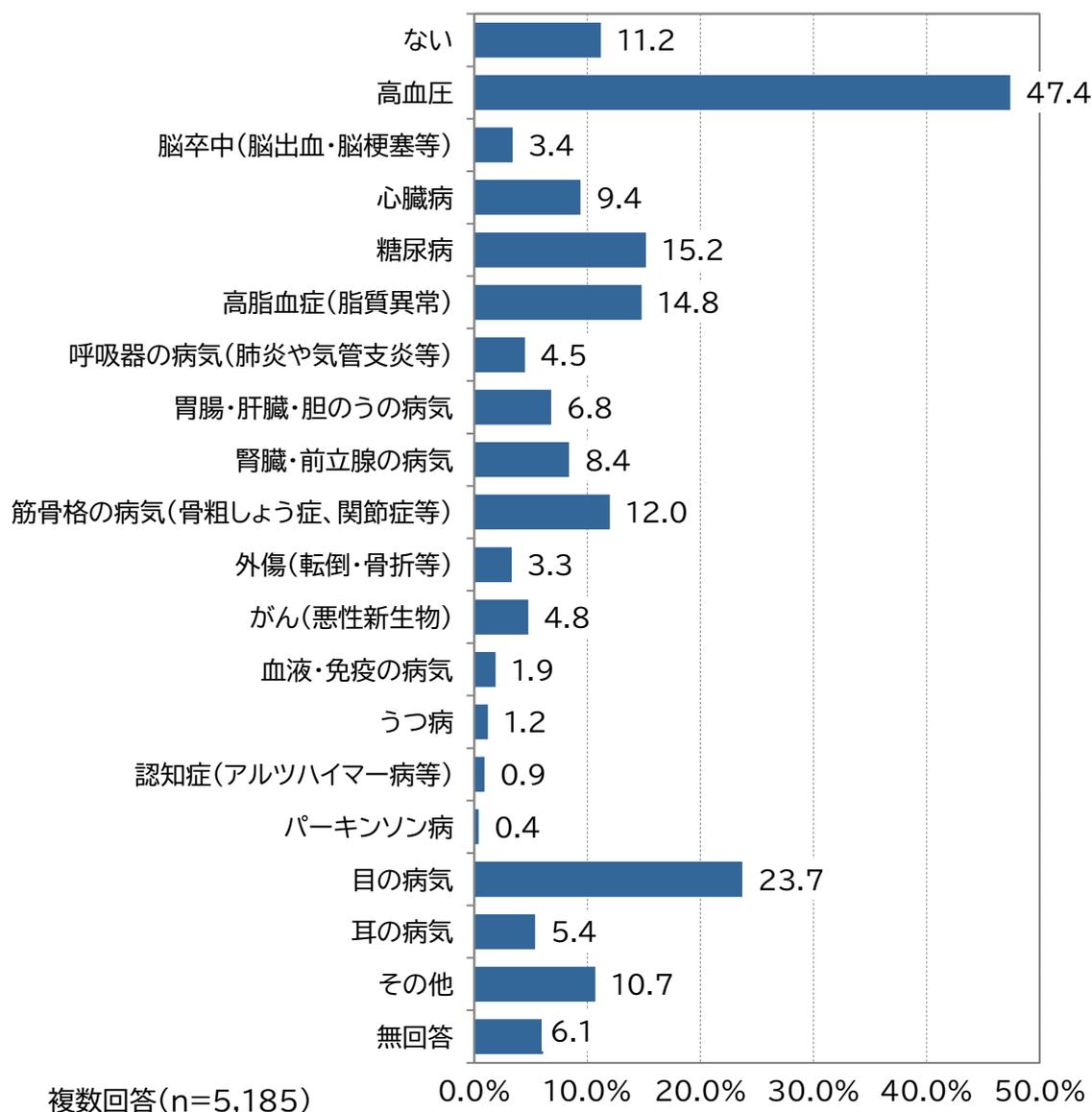
現在の暮らしの状況を“苦しい”(「大変苦しい」または「やや苦しい」と答えた方の割合



## 工)疾病の状況

現在治療中、または、後遺症のある疾病をみると、「高血圧」の割合が47.4%と最も多く、次いで「目の病気」23.7%、「糖尿病」15.2%の順となっており、生活習慣病の割合が多くなっていますが、「ない」も11.2%となっています。

【疾病の状況】



オ)リスク該当状況について

リスクに「該当」と判定する基準は、以下のとおりです。

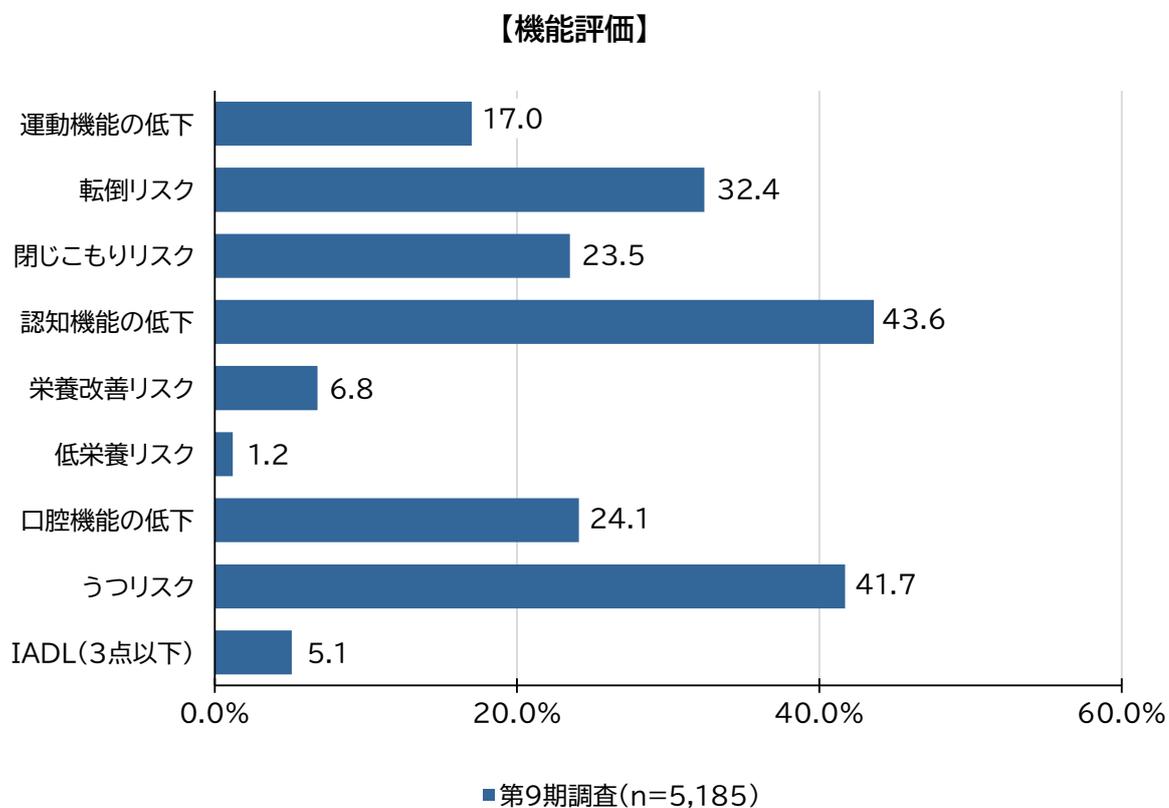
リスク	設問	回答
運動機能低下 (3問以上 該当)	階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	できない
	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	できない
	15分位続けて歩いているか	できない
	過去1年間に転んだことがあるか	何度もある 1度ある
	転倒に対する不安が大きいのか	とても不安 やや不安
転倒	過去1年間に転んだことがあるか	何度もある 1度ある
閉じこもり	週に1回以上は外出しているか	ほとんどしない 週1回する
認知機能低下	物忘れが多いと感じるか	はい
栄養改善	BMI:体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)}	18.5未満
低栄養	BMI:体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)}	18.5未満
	6か月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	はい
口腔機能低下	半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	はい
うつ	この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか	はい
	この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくあったか	はい

IADL※は、以下の各項目に当てはまる場合を1点として、3点以下を該当と判定します。

リスク	設問	回答	配点
IADL	バスや電車(汽車)、自家用車を使って1人で外出しているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で食品・日用品の買物をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で食事の用意をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で請求書の支払をしているか	できるし、している できるが、していない	1点
	自分で預貯金の出し入れをしているか	できるし、している できるが、していない	1点

※ IADLとは手段的日常生活動作(instrumental activity of daily living)の略で、買い物、調理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、外出等の日常生活上の複雑な動作がどの程度可能かを示す指標です。

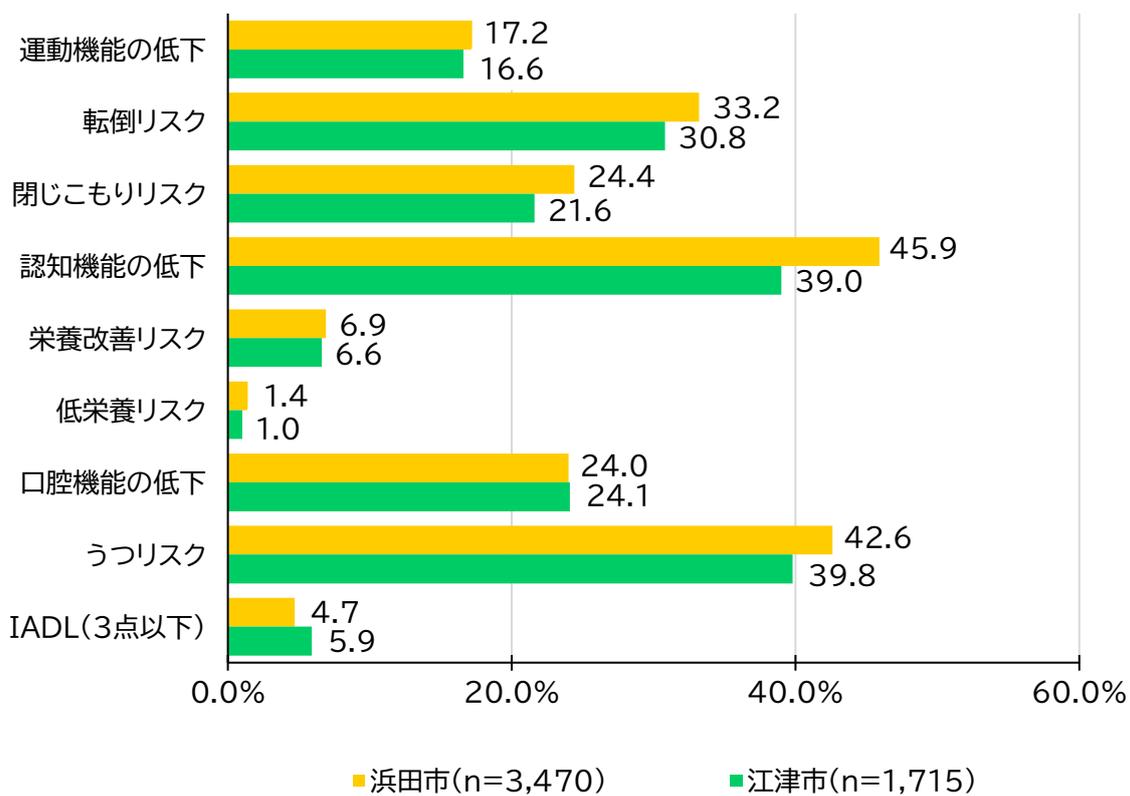
リスク該当状況をみると、全体では高い順に「認知機能の低下」43.6%、「うつリスク」41.7%、「転倒リスク」32.4%、「閉じこもりリスク」23.5%、「口腔機能の低下」24.1%、「運動機能の低下」17.0%、「栄養改善のリスク」6.8%、「IADL(3点以下)」5.1%、「低栄養リスク」1.2%となっています。



### 【市別】

市別でみると、「口腔機能の低下」「IADL」以外は江津市より浜田市が多く、特に「認知機能の低下」は6.9ポイントも高くなっています。

#### 【機能評価(市別)】

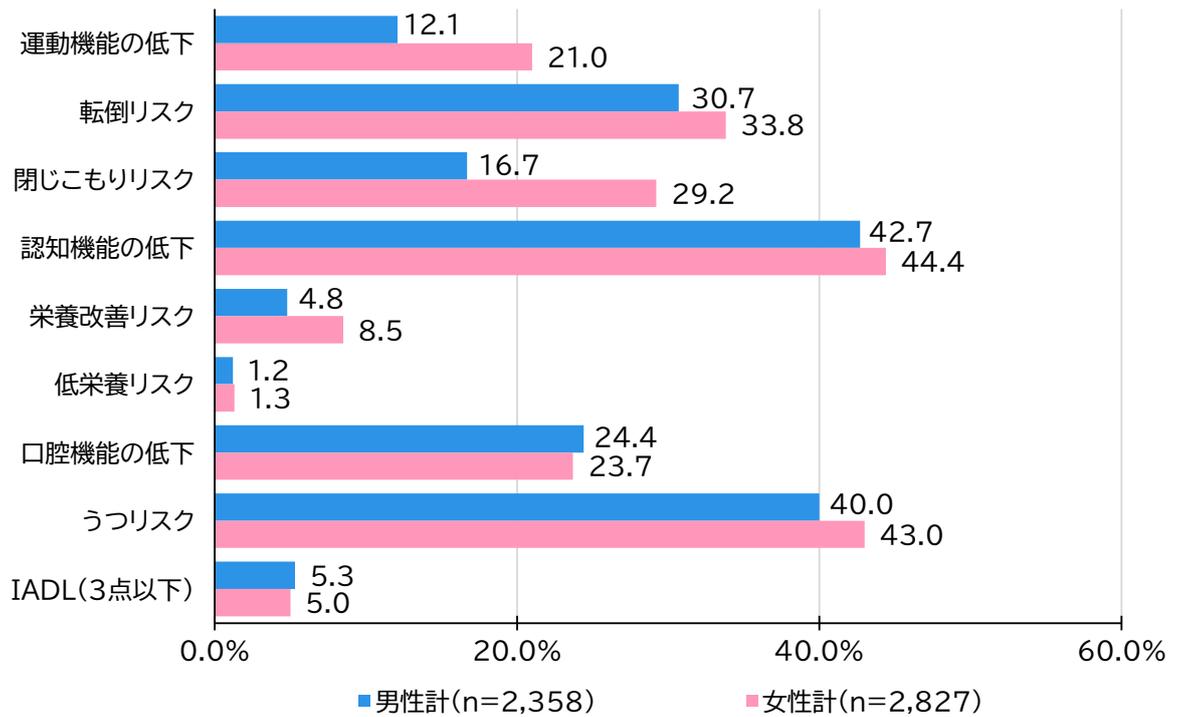


### 【性別】

性別で見ると、男性・女性ともに「認知機能の低下」、「うつリスク」が約4割と多くなっています。

「口腔機能の低下」、「IADL(3点以下)」以外は男性より女性が多く、特に「閉じこもりリスク」は12.5ポイントも多くなっています。

【機能評価(性別)】

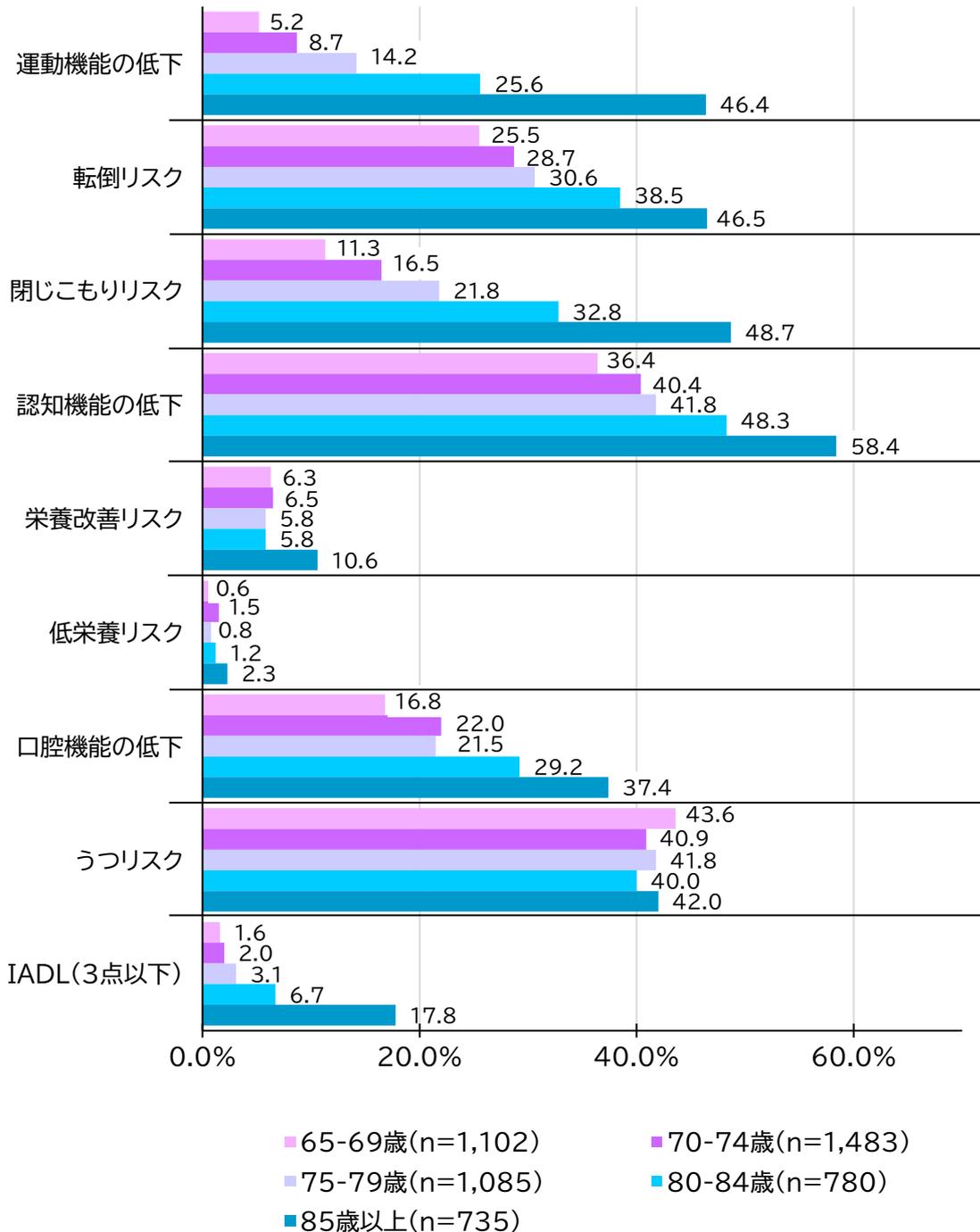


【年齢別】

年齢別で見ると、「栄養改善リスク」、「低栄養のリスク」、「口腔機能の低下」、「うつリスク」以外の項目で、高齢になるにつれて多くなっています。

また、「運動機能の低下」「閉じこもりリスク」「認知機能の低下」「IADL(3点以下)」は85歳以上で80-84歳に比べて約10ポイント以上多くなっています。

【機能評価(年齢別)】

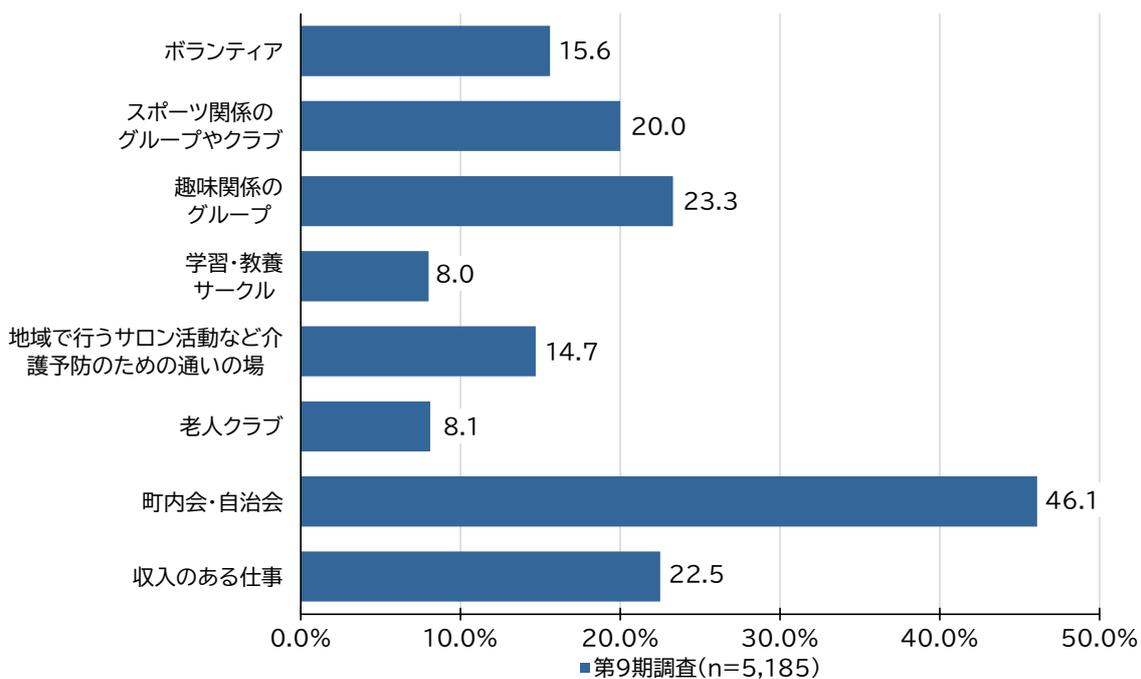


### カ)会・グループ等への参加状況

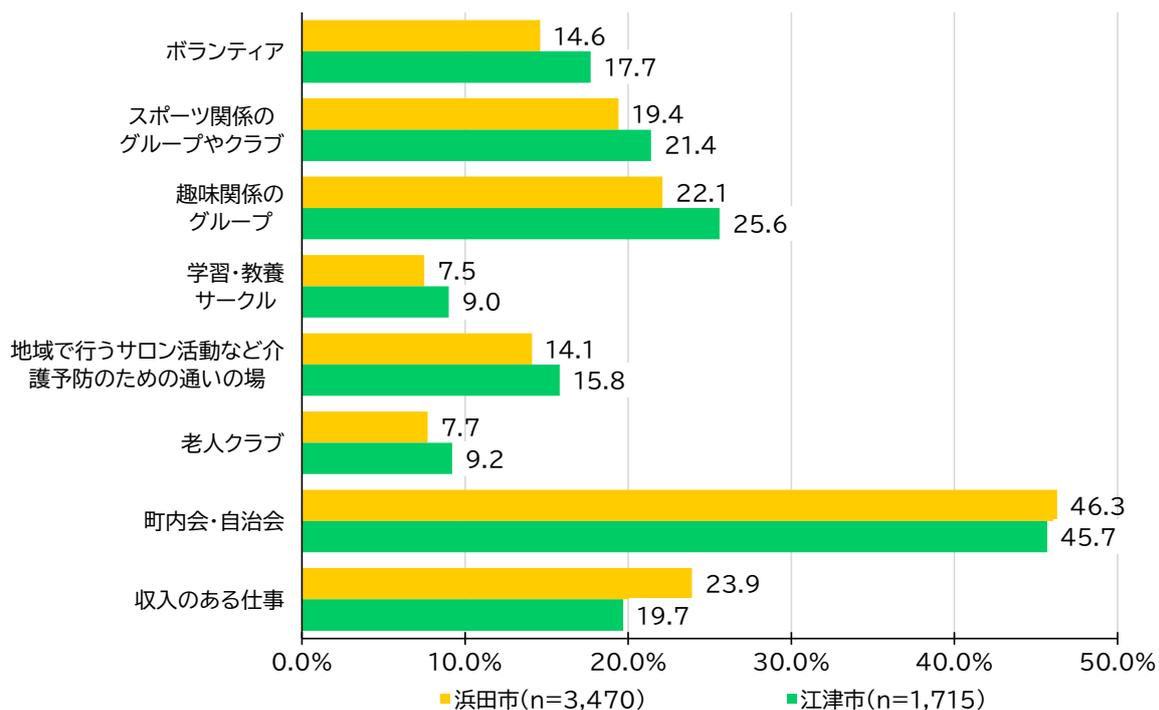
会・グループ等への参加状況をみると、最も”参加頻度が高い”(「参加していない」・「無回答」を除く)ものは町内会・自治会(46.1%)、次いで趣味関係のグループ(23.3%)、スポーツ関係のグループやクラブ(20.0%)、ボランティア(15.6%)の順となっています。

市別でみると、「町内会・自治会」、「収入のある仕事」以外は浜田市より江津市が多くなっています。

【会・グループ等への参加状況】



【会・グループ等への参加状況(市別)】

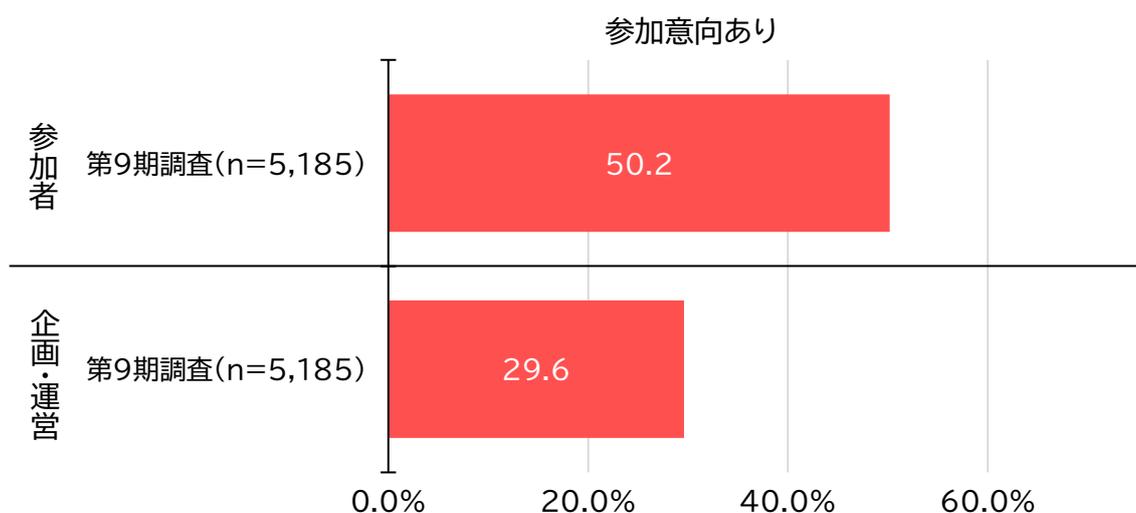


キ)健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

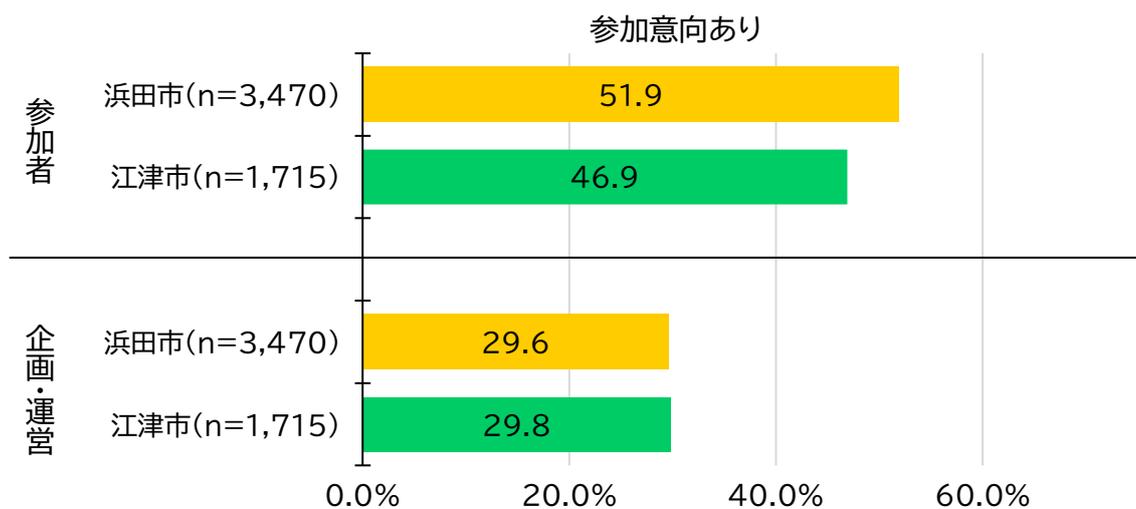
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進める場合、その活動に「参加者」として、または「企画・運営(お世話係)」として参加してみたいかの問いに、「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた、“参加意向がある方”は、「参加者」で50.2%、「企画・運営」で29.6%となっています。

また、市別でみると、“参加意向がある方”は「参加者」では江津市より浜田市の方、「企画・運営」では浜田市より江津市の方に若干多くなっています。

【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向】



【健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向 (市別)】

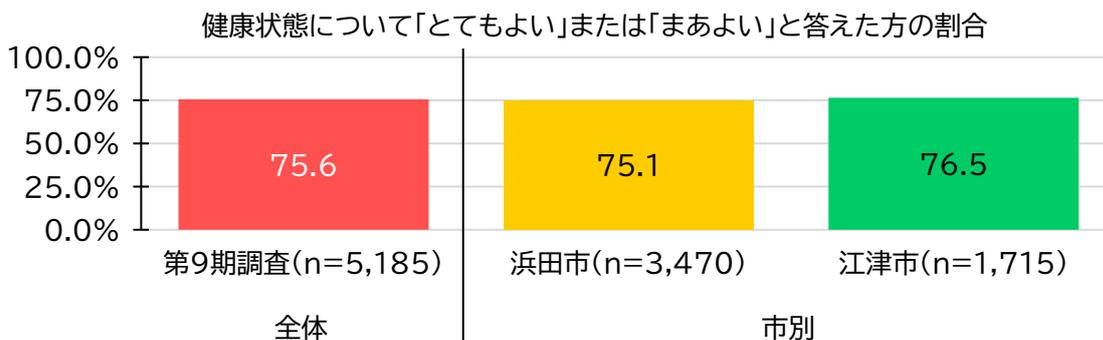


### ク)主観的健康観について

現在の健康状態をみると、全体では「とてもよい」または「まあよい」と答えた“健康観の高い方”は75.6%となっております。

市別でみると、“健康観の高い方”は浜田市(75.1%)より、江津市(76.5%)の方が若干高くなっています。

#### 【主観的健康観】

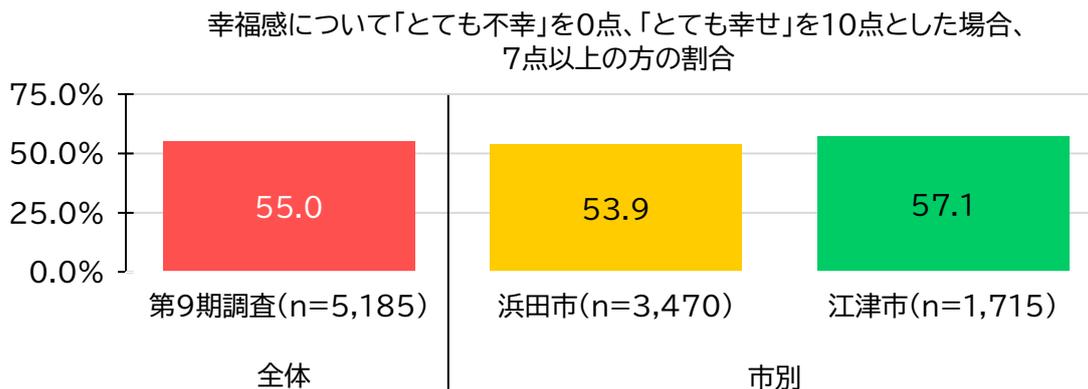


### ケ)主観的幸福感について

現在どの程度幸せか、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、10点満点で回答してもらった結果、7点以上と答えた“幸福度が高い方”は、全体では55.0%となっています。

市別でみると、浜田市(53.9%)より、江津市(57.1%)の方が多くなっています。

#### 【主観的幸福感】



## (2)在宅介護実態調査結果(抜粋)

### ①調査の概要

在宅で介護をしている家庭を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に「在宅介護実態調査」を実施し、計画策定の基礎資料としました。

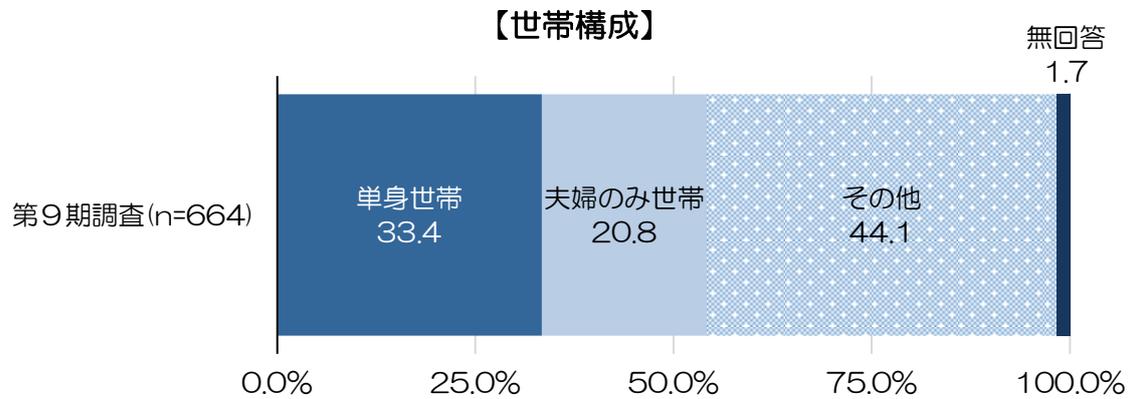
対象者	令和4(2022)年10月3日から、令和5(2023)年2月14日までに更新又は区分変更申請により認定調査を受ける方、または在宅で要支援・要介護認定を受けている方
実施期間	令和4(2022)年10月3日～令和5(2023)年2月14日
実施方法	認定調査に併せて実施(調査員による聞き取り調査)

### ②調査票の回収状況

配布数		回収数	回収率
調査員による聞き取り調査	664件	664件	100.0%

ア)世帯構成について

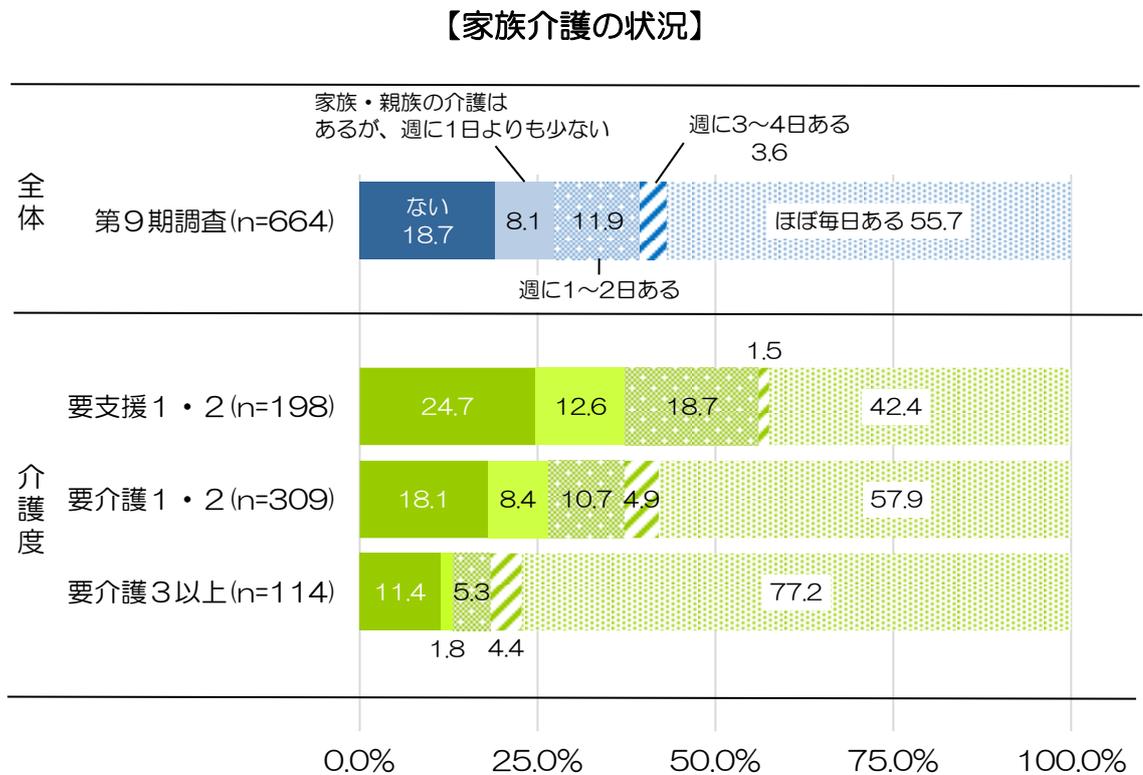
在宅の要介護認定者の世帯構成についてみると、単身世帯は33.4%、夫婦のみ世帯は20.8%、その他は44.1%となっています。



イ)家族介護の状況

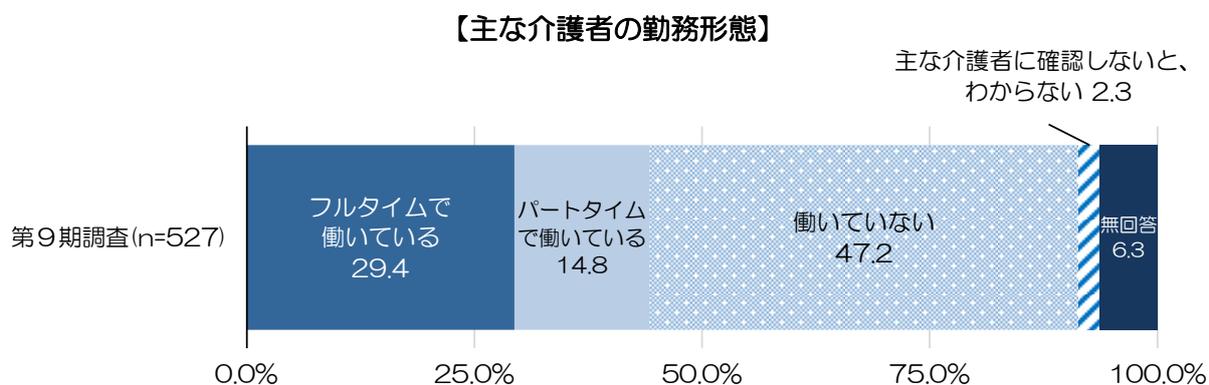
在宅の要介護認定者に対する、家族・親族からの介護(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)の状況は、全体では「ほぼ毎日ある」55.7%と最も多くなっています。

また、介護度別にみると、重度化するにつれて介護頻度も高くなっています。



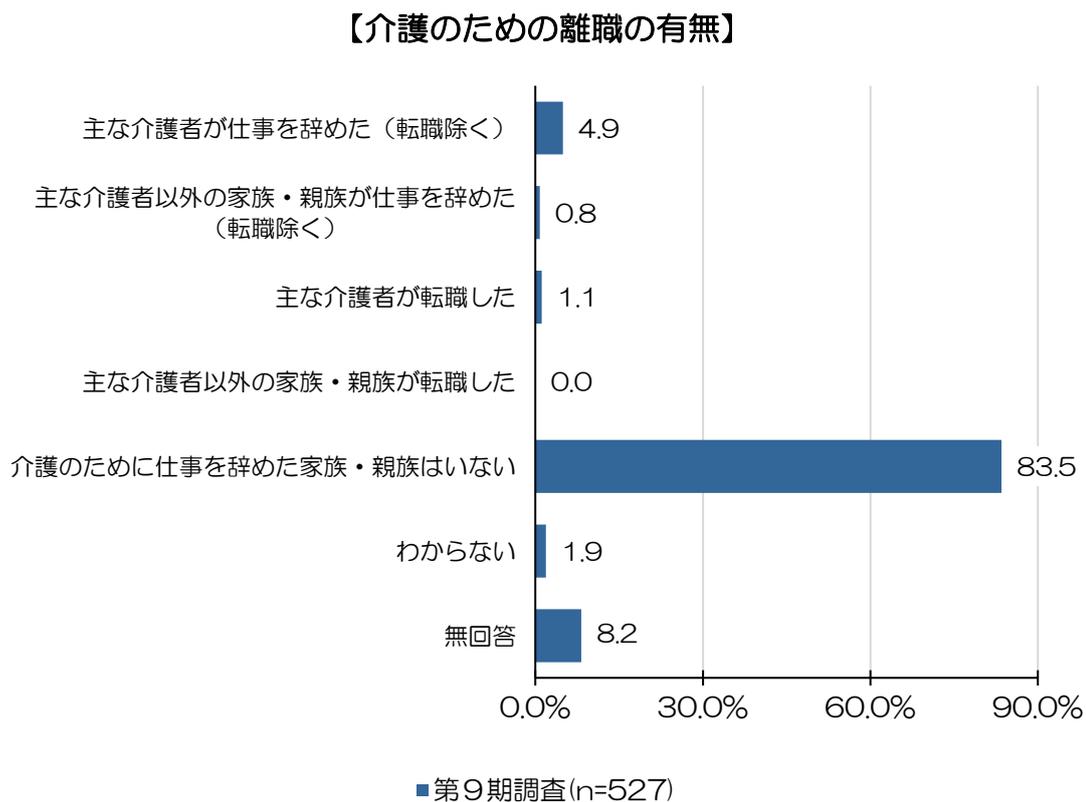
### ウ) 主な介護者の勤務形態について

主な介護者の現在の勤務形態は、「働いていない」47.2%が最も多く、「フルタイム」や「パートタイム」で働きながら介護をしている方は全体の44.2%となっています。



### エ) 介護のための離職の有無

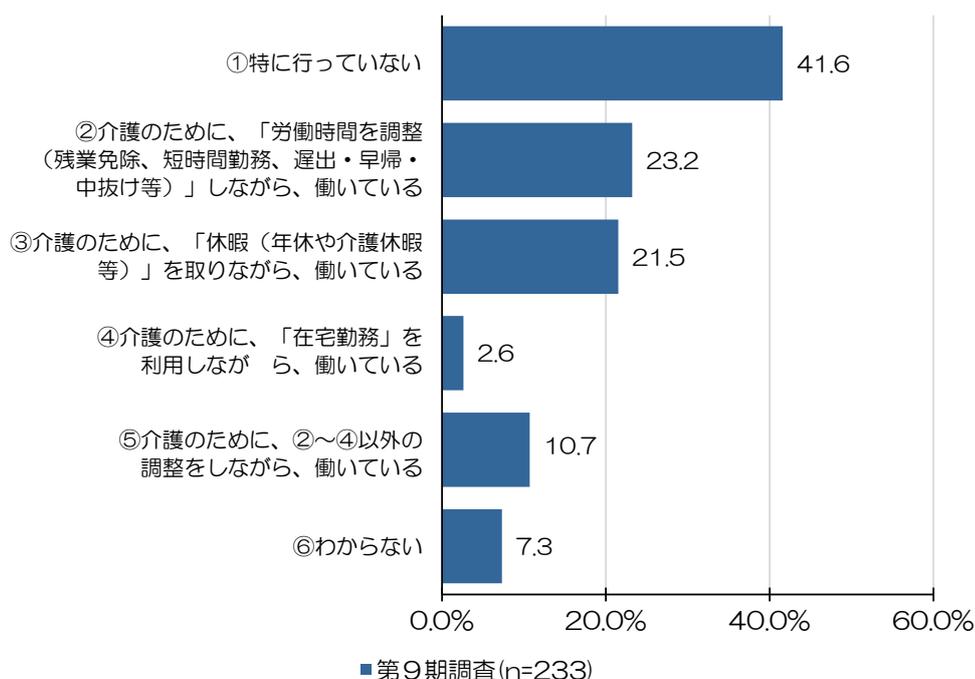
介護を主な理由とした、過去1年間の家族・親族の離職の状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」83.5%が最も多くなっています。



## オ)働き方の調整

働き方の調整についてみると、「特に行っていない」が41.6%と最も多く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が23.2%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が21.5%となっています。

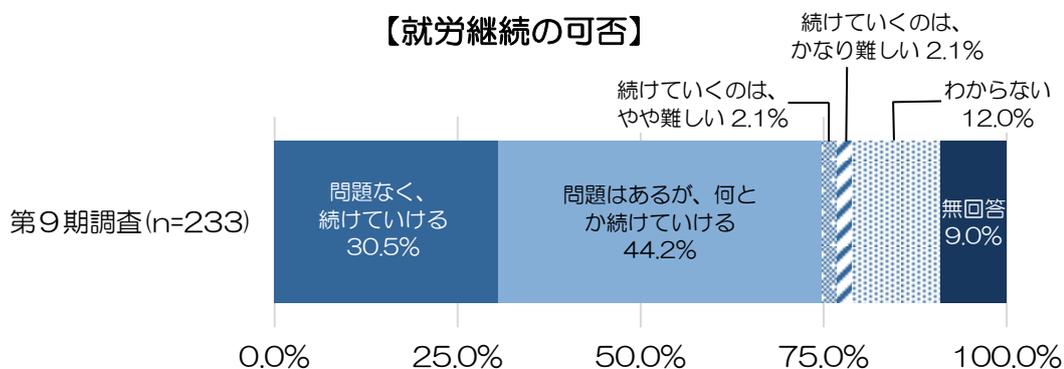
【働き方の調整】



## カ)就労継続の可否

就労継続の可否についてみると、「問題はあるが、何とか続けていける」が44.2%と最も多くを占めており、「問題なく続けていける」と答えた方を併せた“続けていける”方は74.7%と多くなっています。

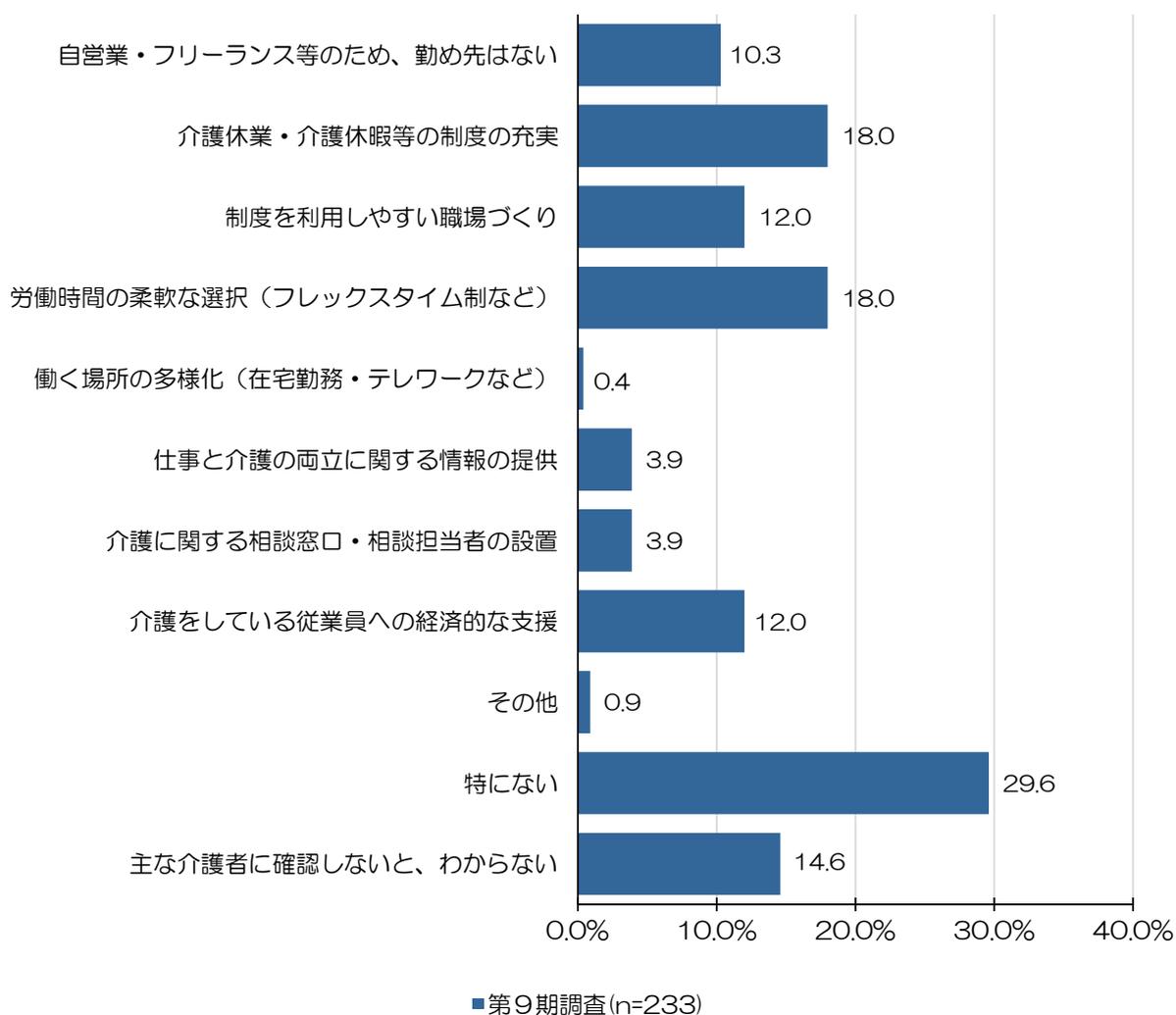
【就労継続の可否】



### キ)就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援

就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援についてみると、「特にない」29.6%が最も多くなっており、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」18.0%となっています。

【就労を継続する上で効果的と思う勤め先からの支援】

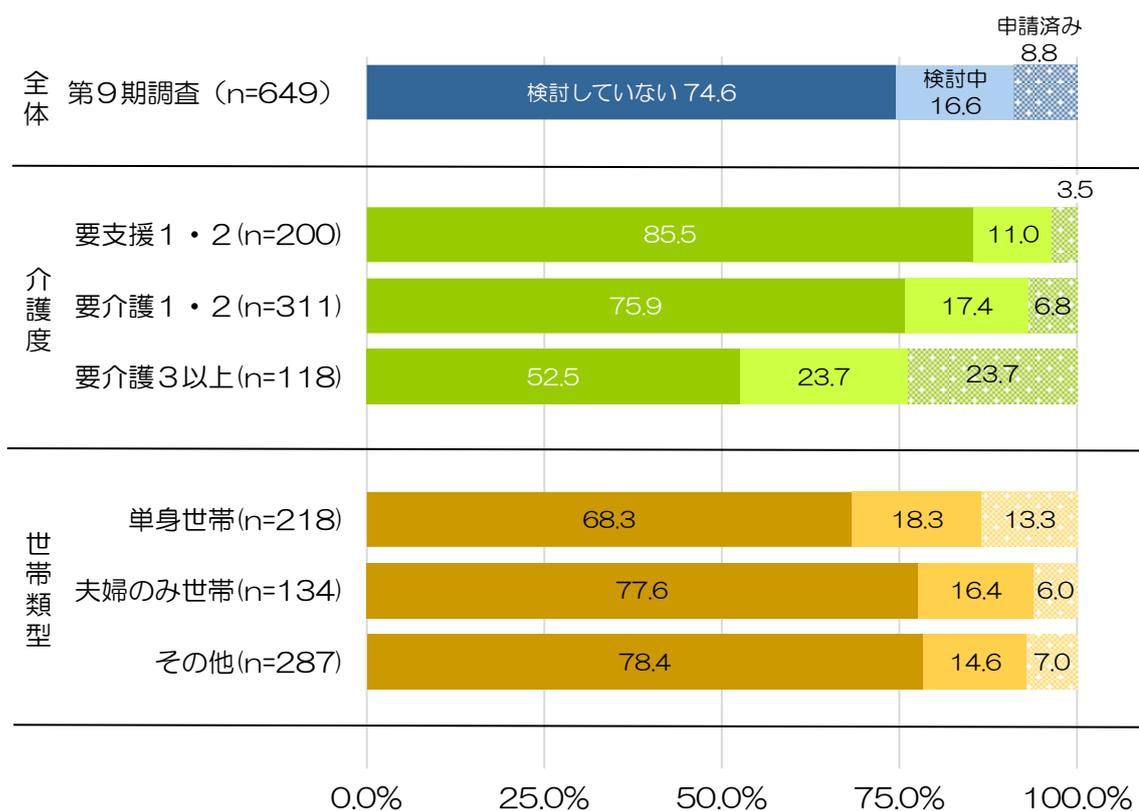


## ク)施設等への入所・入居の検討状況

在宅の要介護認定者の施設等への入所・入居の検討状況をたずねると、全体では「申請済み」が8.8%となっています。

介護度別にみると、要介護3以上の重度認定者に「申請済み」と答えた方が多くなっており、世帯類型別にみると、単身世帯で「検討中」「申請済み」と答えた方が約3割を占めています。

【施設等への入所・入居の検討状況】



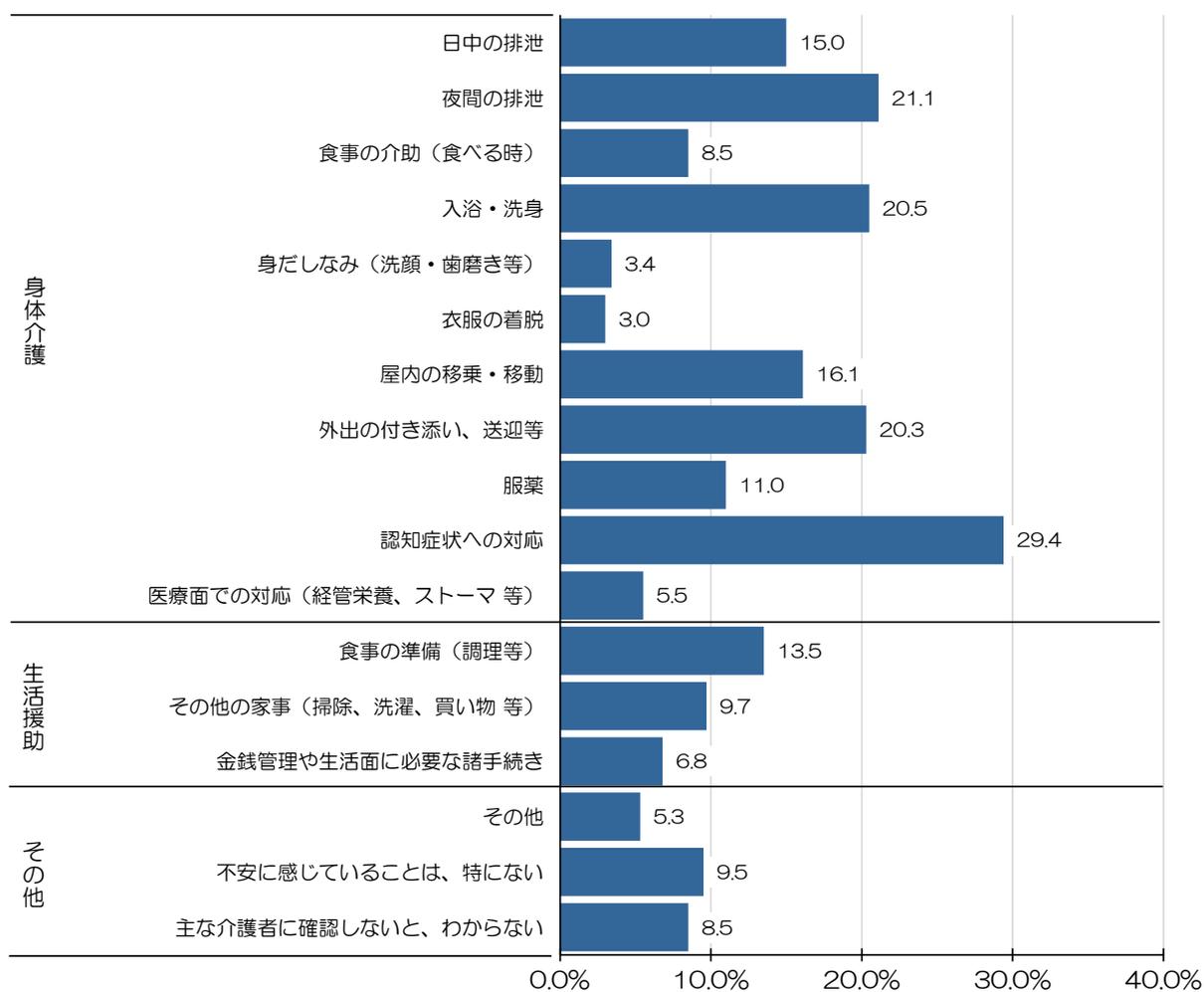
※無回答を除く

## ケ) 主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を継続していくに当たって、主な介護者の方が不安に感じる介護等をたずねると、身体介護に関する項目については「夜間の排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」「認知症状への対応」が20%を超えています。

生活援助に関する項目は「食事の準備(調理等)」が最も多く、13.5%となっています。その他の項目で「不安に感じていることは、特にない」と答えた方は全体の9.5%となっており、ほとんどの方が何かしら不安を抱えていることが分かります。

【主な介護者が不安に感じる介護等】

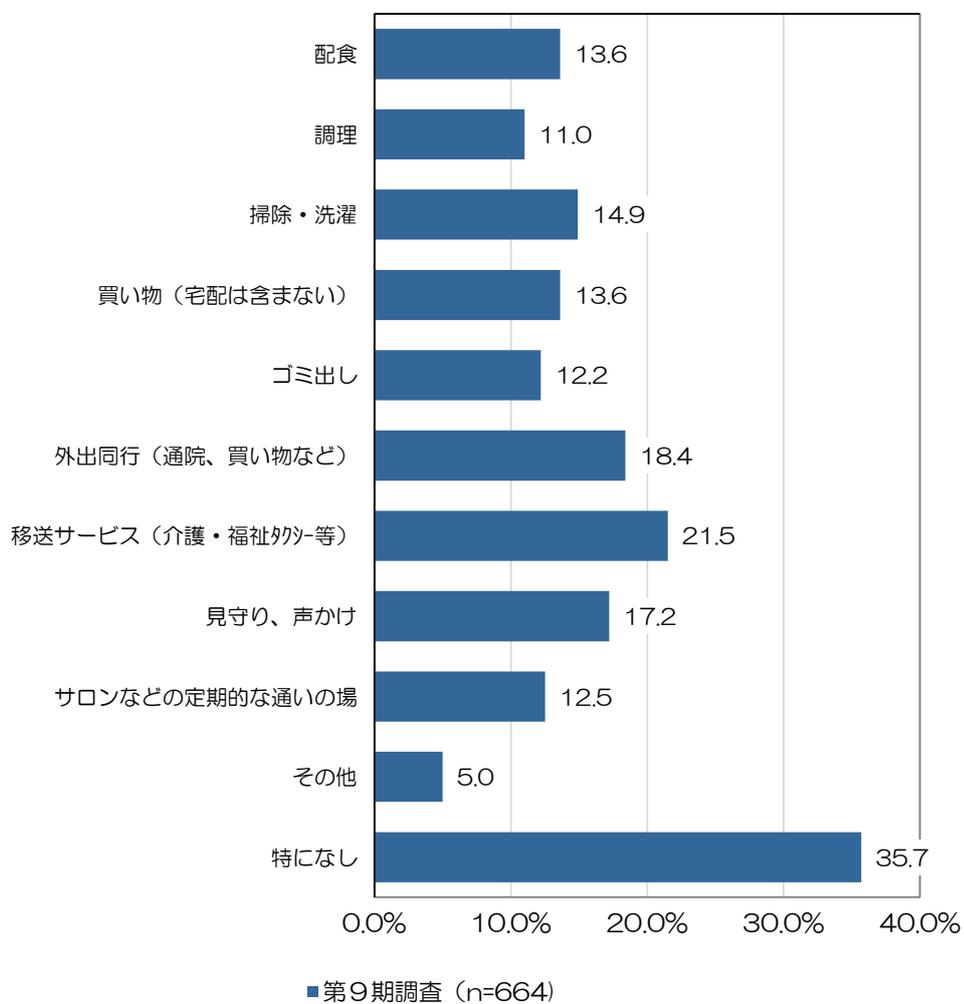


■ 第9期調査(n=527)

## コ) 充実が必要と思う支援・サービス

在宅生活の継続のために充実が必要と思う支援・サービスについてみると、「特になし」が35.7%と最も多く、次いで「移動サービス(介護・福祉タクシー等)」が21.5%、「外出同行(通院、買い物など)」が18.4%、の順になっています。

【充実が必要と思う支援・サービス】

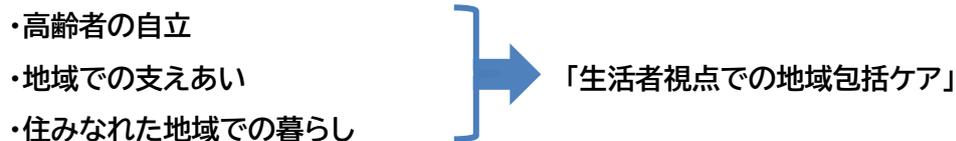


## 第3章 計画の基本構想

### 第1節 本圏域の目指すべき姿と基本方針

本圏域の全ての高齢者が心身の状況変化により「転々としにくいこと」、そして、「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指していきます。その実現に当たっては、「高齢者の自立」、「地域での支えあい」、「住みなれた地域での暮らし」、「生活者視点での地域包括ケア」の実現を第8期計画に引き続き基本方針とします。

#### 【基本方針】



#### 【目指すべき姿（転々としにくい）】

##### 目指すべき姿①【住みなれた家で暮らし続ける】

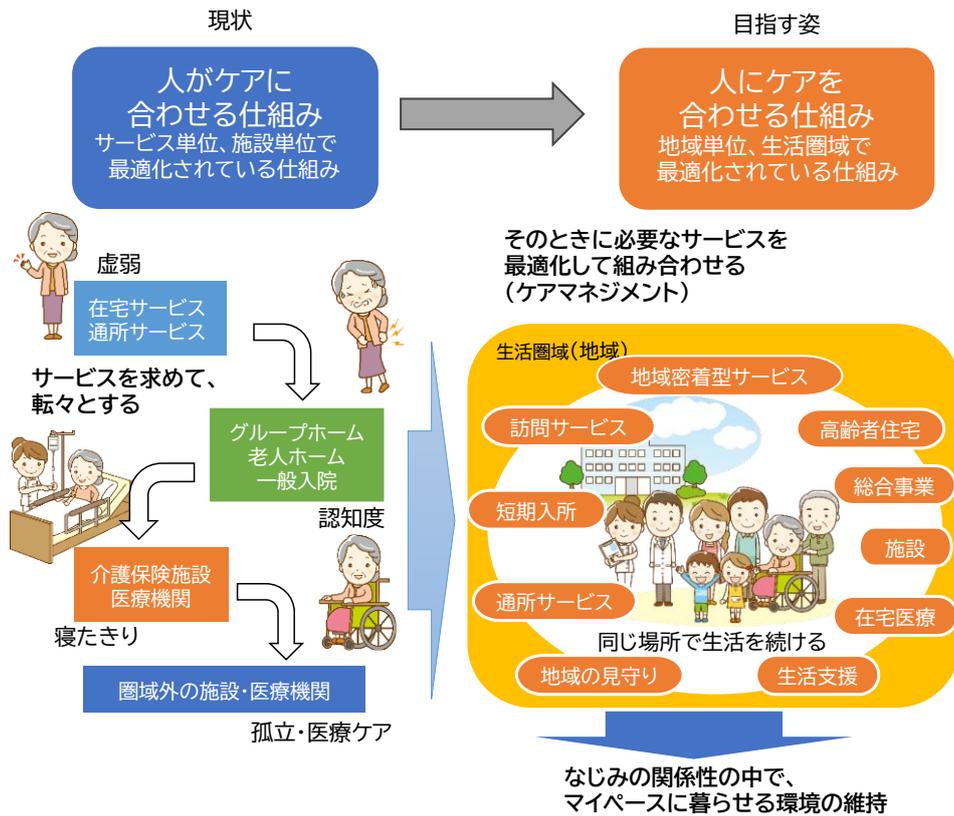
生活機能低下や疾病により要介護状態に陥らないよう、病気の重症化予防のための運動や食事などの健康的な生活習慣の確立や健康管理、介護予防に努める仕組みづくり。予期せぬことで、心身の状態変化があっても様々な居宅サービスの利用、かかりつけ医や多職種の医療介護従事者等の連携、さらには、地域の支えあいにより、在宅生活を維持し続ける仕組みづくり。（在宅医療・介護の連携強化、認知症になっても暮らしやすい地域づくりなど）

##### 目指すべき姿②【なじみの関係で暮らし続ける】

認知症や医療依存度が高いことによる影響、また家族環境等により、やむを得ない状況変化によって施設等へ入所した場合においても、なじみの関係を構築し、安易な居所変更をしなくてもよい仕組みづくり。（多様な住まいの充実、看取りまでできる体制整備など）

##### 目指すべき姿③【圏域内で暮らし続ける】

医療処置の必要性が高い高齢者であっても、できる限り圏域内の施設にとどまる仕組みや体制づくり。施設待機者であっても、在宅で介護できるような医療・在宅サービスの充実。在宅で介護する家族などへの支援や、地域資源の活用による見守りなどの充実。（介護医療院などの施設の整備、看護小規模多機能型居宅介護サービスなどの医療系介護サービスの強化、家族介護支援の充実など）



住みなれた地域とは	物理的な地域のことでなく「なじみの人間関係」
自分らしい暮らしとは	「マイペースに生活できる」ような気軽さ

高齢者は圏域のとどまり、サービスがつながることにより

**基本理念**

「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくこと」ができる圏域(転々とししない)

## 第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のような6つの基本目標を定め、様々な施策を展開していきます。

### 基本目標Ⅰ 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現

地域共生社会の理念のもと、自分のこととして人と人が繋がり、生きがいや役割をもってお互い助け合いながら暮らすことができる地域を目指します。特に、介護保険の分野では、地域包括ケアシステムの充実を図ることにより、医療関係者や介護サービス事業者、そして地域住民などが様々に関わり合い支えることで、高齢者が「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくことができる圏域」を目指していきます。

#### 【目標指標】

	項目	目標	
①	地域包括支援センターの認知度(困りごとの相談窓口の周知状況)	認知度の向上に取り組み、次回アンケートで検証。	
	項目	現状	目標
②	圏域住民の主観的幸福感(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	55%	60%

### 基本目標Ⅱ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者がいつまでも健康で自立した生活が送れるよう、引き続き介護予防や健康づくりの取組を進めるほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、フレイル予防も積極的に取り組んでいきます。また、本圏域の特徴的取組のひとつ「いきいき百歳体操」に取り組む通いの場の充実を図っていきます。これらの取組により、要介護認定率の上昇を抑えて健康寿命の延伸を目指します。

#### 【目標指標】

	項目	現状	目標
①	65歳の健康寿命(平均自立期間)	男性:17.39年 女性:20.49年	男性:19.50年 女性:21.95年 (島根県令和12年度)
②	要支援・要介護認定率	22.4% (令和5年3月)	20.7% (島根県平均)
③	通いの場の設置数	811か所	870か所

### 基本目標Ⅲ 地域活動と連携した生活支援体制の充実

高齢者が地域活動を通じて生きがいを感じ、様々な場面で地域のリーダーや支え役として活躍できるよう支援体制の充実を図っていきます。また、生活支援体制の整備に当たっては、民間企業の事業のみならず、高齢者をはじめとする地域住民の支え合いによる共助の仕組づくりを進めていきます。

#### 【目標指標】

	項目	現状	目標
①	生活支援体制整備に関する協議体の開催	15回	20回
②	地域活動づくりへ参加している人の割合	7.8%	20.0%

### 基本目標Ⅳ 認知症施策と権利擁護の推進

認知症になってもその人らしく暮らせるよう、認知症に対する理解促進と支援体制の強化を進めます。また、高齢者の尊厳を大切に、高齢者虐待や権利侵害の防止に向け必要な措置を講ずるとともに、高齢者に優しい圏域を目指していきます。

#### 【目標指標】

	項目	現状	目標
①	チームオレンジの数	2チーム	9チーム
②	認知症サポーターの育成	12,258人	13,400人
③	認知症の相談窓口の周知状況	31.1%	50.0%
	項目	目標	
④	権利擁護の促進	権利擁護に対する認識の向上に取り組み、次回アンケートで検証。	

## 基本目標Ⅴ 医療・介護の連携の推進

医療処置を必要とする高齢患者が、療養の場を求めて圏域外の介護施設に入所している現状を踏まえ、必要とされる介護医療院の整備を進めていきます。また、在宅で生活する要介護高齢者に対しては、医療系在宅サービスの充実を図るとともに、医療と介護の切れ目ない連携により安心して生活できる圏域を目指していきます。

### 【目標指標】

	種類	目標
①	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備	1事業所(令和6年度)
②	看護小規模多機能型居宅介護の整備	1事業所(令和8年度)
③	アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の認知度	認知度の向上に取り組み、次回アンケートで検証。

## 基本目標Ⅵ 介護人材の確保と質の向上

慢性的な担い手不足から人材確保が喫緊の課題となっているため、幅広い世代の人に介護の仕事に魅力を感じてもらえるよう「介護のすそ野」を広げる取組を進めていきます。また、介護従事者のスキルアップや介護サービスの質の向上を図ることにより、将来にわたって安全・安心なサービスが提供されるよう、引き続き既存事業の推進と充実を図っていきます。

### 【目標指標】

	項目	現状	目標
①	介護の入門的研修参加者数	20人(2会場)	30人(2会場)
②	人材キャリアアップ事業申請者数	40人(年間)	80人(年間)
③	ケアプラン指導研修事業参加事業所数	対象事業所の50%	全事業所

### 第3節 施策体系

第1節 地域共生社会と地域 包括ケアシステムの 実現	(1)地域共生社会の実現に向けた取組	
	(2)地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実	
	(3)地域包括支援センター の体制強化	①設置数と担当区域 ②運営協議会の開催
	(4)地域包括支援センター の役割	①地域ケア会議の開催 ②包括的・継続的マネジメント事業 ③総合相談事業
	(5)高齢者の住まいを中心 とした生活基盤の整備	①シルバーハウジング事業 ②福祉用具・住宅改修支援事業 ③家庭内の事故等への対応の体制整備に 資する事業 ④BCP(事業継続計画)支援事業
第2節 介護予防・健康づくり 施策の充実・推進	(1)介護予防の推進	①一般介護予防事業の実施
		②介護予防把握事業
		③介護予防普及啓発事業
		④高齢者実態把握事業
		⑤地域介護予防活動支援事業
		⑥介護予防ケアマネジメント事業
第3節 地域活動と連携した 生活支援体制の充実	(1)高齢者の生きがいと暮らしの向上	
	(2)生活支援体制の充実と 担い手の育成	①生活支援体制整備事業
		②地域自立生活支援事業
③家族介護支援事業		
第4節 認知症施策と権利擁 護の推進	(1)認知症への理解と支援 体制	①認知症施策の推進
		②認知症対応型共同生活介護利用者負担 軽減事業
		③若年性認知症の人への支援
	(2)高齢者等の権利擁護の 推進	①高齢者権利擁護相談事業
		②成年後見制度利用支援事業
		③消費者保護等の推進
第5節 医療・介護連携の推進	(1)医療・介護連携体制の 強化	①在宅医療・介護連携の推進
	(2)リハビリテーションの推進	
第6節 介護人材の確保と質 の向上	(1)介護サービスの質の 向上	①ケアプラン指導研修事業
		②ケアプラン点検事業
		③介護サービス相談員派遣事業
		④人材キャリアアップ事業
	(2)地域人材の育成	①地域ケアを担う人材の育成
		②人材確保
		③若年世代の参入促進
(3)最新技術を導入した業務改善と効率化の促進		

#### 第4節 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた環境で暮らし続けるため、11圏域の設定を継続します。ただし、サービスの提供体制が整わない場合などについては、利用者の個々の生活実態に合わせて、「日常生活圏域」→「生活圏域」→「圏域」の順に対象範囲を柔軟に拡大して対応するものとします。

圏域	生活圏域	日常生活圏域	地区
浜田圏域	浜田市圏域	浜田東部	国府地区
		浜田中部	石見地区、浜田地区
		浜田西部	長浜地区、周布地区、美川地区
		金城	金城町
		旭	旭町
		弥栄	弥栄町
		三隅	三隅町
	江津市圏域	江津東部	波積地区、都治地区、黒松地区、浅利地区、松平地区
		江津中部	江津地区、渡津地区、嘉久志地区、和木地区
		江津西部	跡市地区、二宮地区、都野津地区、波子地区、敬川地区、有福地区
		桜江	長谷地区、市山地区、川戸地区、谷住郷地区、川越地区



## 第4章 具体的な取組

### 第1節 地域共生社会と地域包括ケアシステムの実現

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、介護保険の分野においては、地域住民が互いに支えあっていく地域づくり、高齢者が支えられる側、支える側といった立場だけではなく社会の一員として活躍できる仕組みづくり、体制整備を目指しています。

取組としては、高齢者が元気に活動を続けていくための介護予防、健康づくりの一体的な実施、認知症や要介護状態となっても住みなれた地域で暮らしていくための地域包括ケアシステムの充実、地域での見守り体制構築に努めています。

#### 【今後の方向性】

高齢者にとってこれまでの取組を継続し、さらなる充実を図ります。

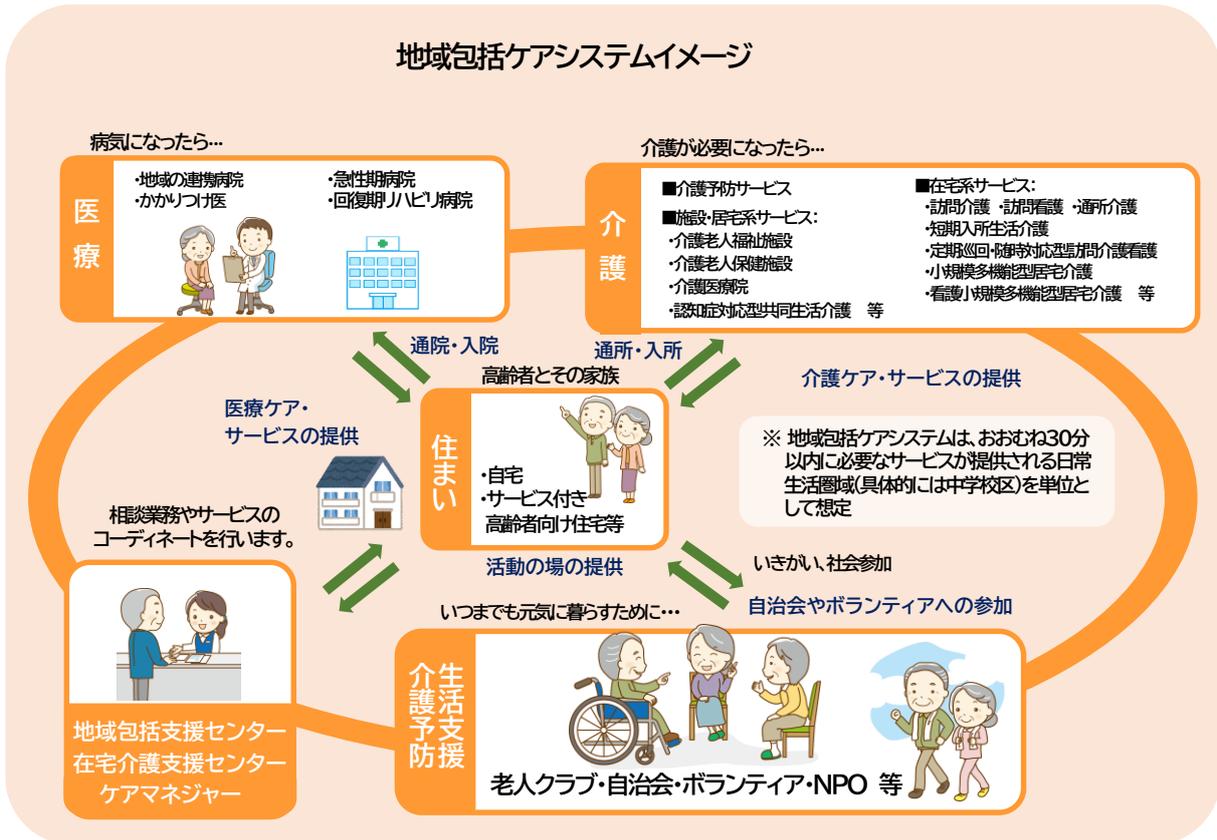
#### (2) 地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実

本圏域の構成する2市、11の日常生活圏域は、地域特性、高齢化率や介護保険におけるサービス提供体制、地域医療体制の状況も異なっており、圏域全体として解決することと、より身近な日常生活圏域に合った形で解決すべきことなど、課題に応じた解決を図る立体的な地域包括ケア体制の構築が必要となります。

共通する課題としては、健康寿命(平均自立期間)の短さ、入退院を繰り返すことによる病気の重症化、要介護度の重度化があります。入退院を繰り返さないための病状管理は、要介護状態の重度化の防止にもつながり、また身体機能、生活機能を維持する(リハビリ強化、生活支援体制の強化)ことは、病気の重症化予防にもつながると考えます。退院から在宅あるいは施設への移行において、病状の継続的な管理や身体機能、生活機能の維持改善に向けた急性期、回復期のリハビリテーション(医療系サービス)から生活期のリハビリテーション(介護サービス)への切れ目ない提供など、医療と介護の連携の構築が非常に重要になってきます。

要介護状態にならないための介護予防やフレイル対策、要介護度の重度化の防止についての医療と介護の連携による病状管理、リハビリの継続、強化等や医療機関の病床機能・病床数、施設サービスの整備は、本圏域全体で取り組むべき課題として整備を進めます。また、在宅医療提供体制や生活支援体制の強化については、日常生活圏域ごとに資源も異なることから生活支援コーディネーターや協議体を核として解決すべき課題として整備、構築するなど、役割分担することで、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

## 地域包括ケアシステムイメージ



### 【今後の方向性】

これまでの取組を継続するとともに、必要な施設整備の促進や、地域ケア推進会議に位置付けている医療・介護連携推進会議、認知症施策検討会、地域リハビリテーション支援連絡会等における情報共有や情報交換を行っていきます。

### (3) 地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする機関です。

浜田市、江津市それぞれが、本体の地域包括支援センターを中心に、支所あるいは在宅介護支援センターと連携する体制を整えています。

### 【今後の方向性】

地域包括支援センターの機能が十分に発揮できるよう必要な人員の確保に努め、高齢者やその家族からの相談に対応できる体制を整えます。

また、浜田市、江津市が策定する高齢者福祉計画と連動した取組ができるよう、地域包括支援センター運営協議会において、協議・検討していきます。

	内 容
①設置数と担当区域	<p>浜田市圏域、江津市圏域のそれぞれに設置しています。</p> <p>浜田市では、社会福祉協議会に委託し、浜田地域の社会福祉協議会本所を中心に、金城、旭、弥栄、三隅の各支所が各地域の窓口となっています。</p> <p>また、江津市においては、済生会病院内の地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとにブランチ型地域包括支援センターを設置し、それぞれが地域包括支援センターの役割を補います。</p>
②地域包括支援センター運営協議会の開催	<p>地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営を継続するため、浜田市と江津市それぞれに運営協議会を開催し、その事業活動をチェックします。</p>

#### (4)地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、地域における総合相談・支援や権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として高齢者の生活を総合的に支援する役割を担っています。

#### 【今後の方向性】

地域の諸課題の解決に向けて、地域ケア会議を活用した検討のほか、医療・介護連携推進会議や認知症施策検討会などの関係会議において協議・検討をし、社会福祉協議会などの関係機関と連携を密にして対応していきます。

	内 容
①地域ケア会議の開催	<p>本計画の目指すべき姿として掲げている「心身の状況変化により転々としにくいこと」そして「住みなれた地域で自分らしく暮らしていくこと」を圏域が目指すビジョンとし、居所変更実態調査や在宅生活改善調査等の結果を参考とし、両市の地域ケア会議において、事例を通して地域の実態や方針を明確化するための検討を行います。</p> <p>また、見えてきた地域課題に対して、介護サービスにとどまらない支援体制を構築していくため、専門職に限らず地域住民等を交えて必要な施策検討を行います。</p>
②包括的・継続的 マネジメント事業	<p>高齢者が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々のケアマネジャーに対する支援等を行います。</p>
③総合相談事業	<p>地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センター等との連携を図りながら、地域の高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職種が幅広く総合的に応じ、多面的な支援を行います。</p>

#### (5)高齢者の住まいを中心とした生活基盤の整備

高齢者が住みなれた地域で暮らし続けるための基本となる「住まい」について、高齢者の自立した日常生活を支援するためには、本人の希望にかなった適切な住まいが基盤となり、住まいでの生活を支える生活支援サービスや、ニーズにあった医療・介護等の専門サービス等が、上手に組み合わせられて提供されることが重要です。

#### 【今後の方向性】

高齢者が、住みなれた地域や自宅で暮らし続けることができるよう、各種事業を継続して実施していきます。

独居や身寄りのない高齢者、または医療や介護のサービスが入らない地域の高齢者には、住み替えも選択肢として情報提供しながら、圏域内で生活が継続できるよう住まいの場の確保を支援していきます。また、住まいに関しては、日常生活圏域の状況把握に努めるとともに、島根県とも情報連携を図っていきます。

	内 容
①シルバーハウジング事業	<p>公営住宅のシルバーハウジング入居者に対し、生活指導・相談・安否確認等日常生活に必要な支援を行うほか、緊急時の対応を行います。</p> <p>また、圏域内にはサービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウスなど、多様な住まいの場の確保がされています。さらに低所得者等の住まいとなる養護老人ホームは、他圏域と比較して多く整備されています。</p>
②福祉用具・住宅改修支援事業	<p>要介護者が、住みなれた自宅で自立した生活を送ることができるよう、福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費の助成を行います。</p>
③家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業	<p>高齢者や障がいのある人の日常生活での不安を解消するため、急病や災害の発生時等の緊急時における迅速かつ適切な通報手段を確保することが必要です。安心できる在宅生活の継続を目的に、高齢者・障がいのある人のみで構成される世帯等に対し、緊急通報装置の貸与を行います。</p>
④BCP(事業継続計画)支援事業	<p>感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所において業務継続計画の策定支援を進めます。</p>

## 第2節 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

### (1)介護予防の推進

高齢者は、健康な状態と要介護状態の間の段階である「フレイル(虚弱)」（加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下等、心身の機能が低下し弱った状態）の段階を経て要介護状態になると考えられています。フレイルの早期発見を図り、その改善に向けた取組を、健康づくり・介護予防の取組と一体的に取り組むほか、地域において高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう支援しています。

#### 【今後の方向性】

いきいき百歳体操などの普及啓発をはじめ、以下の事業に重点的に取り組むことにより、介護予防・健康づくり施策の充実を図るとともに、健康寿命の延伸や要介護認定率の低下を目指します。

	内 容
①一般介護予防事業の実施	多くの課題を抱える高齢者や閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者について、基本チェックリスト等からの情報に加え、医療・介護等の情報を一括して把握することにより、介護予防の必要性だけでなくフレイル状態になる可能性を把握します。また、通いの場やサロン、介護予防事業などの社会参加を促すとともに、保健師、管理栄養士、リハビリテーション専門職等の保健医療の視点からの支援も積極的に加え、フレイル対策にも取り組みます。
②介護予防把握事業	高齢者の生活の実態を把握することで介護予防機能を強化することを目的に、地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業として取り組みます。

	内 容
③介護予防普及啓発事業	<p>介護予防の基本的な知識を持ってもらうため、パンフレットの配布や講座等を開催し、地域における自主的な介護予防のための活動を支援する事業で、介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実させるために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修などを開催し、普及啓発を図ります。</p> <p><b>【いきいき百歳体操】</b></p> <p>いきいき百歳体操は、高知市が介護予防事業として考案した重りを使った筋力運動の体操です。0kg～1.2kgまで6段階に調節可能な重りを手首や足首に巻きつけ、イスに座ってゆっくりと手足を動かしていくことで、筋力・バランス能力を高めることが期待できます。浜田市、江津市とも取組を進めます。</p>
④高齢者実態把握事業	<p>地域の高齢者の生活実態やニーズ等を訪問や医療機関などより把握し、必要なサービスへつなげることで在宅生活を支援します。また、要介護認定者のうちサービス未利用者や高齢者自身からの申し出や、家族、地域関係者や近隣者からの情報提供等による多方面からの実態把握を行います。</p>
⑤地域介護予防活動支援事業	<p>高齢や心身の状況等によって高齢の方を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することができる介護予防活動の地域展開を目指して、介護予防に資する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とした事業です。介護予防に資する体操などを行う住民主体の通いの場を充実させるために、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修などを開催し、普及啓発に取り組めます。</p>
⑥介護予防ケアマネジメント事業	<p>事業対象者及び要支援認定者に、アセスメントを行い、心身の自立性向上を見込めるプランを作成した上で、要介護状態等となることを予防するために、総合事業その他の適切な事業等を包括的かつ効率的に実施し、生活機能の維持・向上が図られるよう援助します。</p> <p>高齢者の増加や対象者把握方法の変更に伴う対象者増に対応できる受け皿の充実を図ります。</p>

### 第3節 地域活動と連携した生活支援体制の充実

#### (1) 高齢者の生きがいと暮らしの向上

本計画の基本方針である「高齢者の自立」について、介護予防及びフレイル予防を推進することで、自立を促進し、高齢者が支えられる側だけでなく、支える側としても活躍できる「高齢者の活動を軸とした地域づくり」を推進しています。

地域で暮らす人の多くが高齢者となる中、高齢者がその能力を活かし、「地域での支えあい」の中心となって、生きがいづくり、地域づくりの活動ができる支援として、老人クラブの活動への補助、シルバー人材センターの運営費の補助を行っています。その他、サロン活動の育成、支援に取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

介護予防及びフレイル予防を推進する上で、生きがいづくりや社会参加の取組は必要不可欠であるため、引き続き継続して実施していきます。

#### (2) 生活支援体制の充実と担い手の育成

高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けるには、介護や医療サービスだけではなく、地域のまちづくり組織、NPO、民間企業やボランティア、社会福祉法人等の生活支援を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と社会参加の推進を一体的に図っていくことが必要です。しかし、現状では NPO、民間企業等の事業主体が生活支援サービスを担うには限界があり、ボランティアや地域組織の取組を推進していくことが重要となっていることから、第1層及び第2層に設置した生活支援コーディネーターが中心となって、地域課題の把握、分析を行うとともに「地域での支えあい」を基本に多様な日常生活支援の創出を進めています。

#### 【今後の方向性】

今後も引き続き、地域のまちづくり組織や生活支援を担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化と社会参加の推進に一体的に取り組んでいきます。

	内 容
①生活支援体制整備事業	<p>地域住民や各種団体、企業の関係者など様々な人が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目標に、「協議体」や「生活支援コーディネーター」の活動により、高齢者を支える地域づくりを進めます。</p>
②地域自立生活支援事業	<p>自ら食事を調理することが困難な高齢者又は障がい者や、栄養状態が不安定な高齢者及び要介護者に対し、配食が必要と認められた高齢者等に配食サービスを提供し、高齢者等の健康の維持と生活の安定及び状況把握又は見守りを食の自立支援事業(配食サービス事業)として行います。</p>
③家族介護支援事業	<p><b>【家族介護教室・家族介護交流事業】</b></p> <p>要介護高齢者を介護する家族等を対象に、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるための教室の開催や高齢者を在宅で介護している介護者相互の交流を図るとともに、心身のリフレッシュを図るための交流会を開催します。</p> <p><b>【家族介護用品支給事業】</b></p> <p>在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図る事業です。対象者は、市内に住所を有し、要介護4又は5の認定を受けている者を介護している家族で、市民税が非課税世帯等であることが要件となっており、支給する介護用品の合計額は、年度内(4月1日から翌年3月31日まで)該当者1人あたり4万円を限度に支給します。</p>

## 第4節 認知症施策と権利擁護の推進

### (1) 認知症への理解と支援体制

高齢化の進行に伴い認知症の人が増加しており、一人暮らしの認知症の人や夫婦ともに認知症である世帯への対応も課題となっています。これに対し、「認知症施策推進大綱」及び「認知症基本法」を基に、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の声を施策に反映し「共生」と「予防」を両輪として認知症施策を推進しています。

認知症本人の意思が尊重され、本人の望む暮らしができるよう、認知症に関する正しい知識の普及、早期発見・早期対応、認知症に対応したサービスの提供、権利擁護等の施策を総合的に進め、認知症本人や家族とともに安心して暮らせる支援体制の整備に努めています。

#### 【今後の方向性】

認知症になっても、認知症高齢者とその家族が安心して暮らし続けることができる地域を目指し、チームオレンジの推進など支援体制の整備に努めます。

	内 容
①認知症施策の推進	<p>認知症高齢者に優しい地域づくりの推進を目指し、認知症サポーターの拡大を図るとともに、養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトの養成を行います。</p> <p>さらに、認知症サポーターが連携して認知症の人やその家族を支援する仕組みづくり(チームオレンジ)を進め、地域全体で支えるための取組を推進します。</p>
②認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業	<p>認知症対応型共同生活介護事業所における低所得者の利用に対して、家賃や光熱水費の一部を助成することで、負担軽減を図ります。</p>
③若年性認知症の人への支援	<p>発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを続けながら、適切な支援を受けられるよう、認知症疾患医療センターや地域包括支援センター、若年性認知症支援コーディネーター、認知症地域支援推進員等による広域的なネットワーク支援体制の構築に努めます。</p>

## (2)高齢者等の権利擁護の推進

高齢者虐待や消費者被害等、高齢者が権利を侵害される問題は、高齢者数の増加に伴い重要な課題となっており、人権や様々な権利を侵害されないことがないよう、高齢者虐待の防止や各種福祉サービスの適切な利用支援等、権利擁護の取組を進めています。

### 【今後の方向性】

高齢者が人権や権利を侵害されないことがないよう、各種福祉サービスの適切な利用支援に努め、権利擁護の取組を進めます。

	内 容
①高齢者権利擁護相談事業	地域包括支援センター、行政機関、介護事業所、地域の連携等により、高齢者に対する虐待や権利擁護に関する相談、対応を行います。
②成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。 また、制度の利用促進のためのパンフレットの作成・配布や説明会・相談会の開催等の広報・普及活動を実施します。
③消費者保護等の推進	高齢者や認知症等により判断力が低下した消費者を見守る体制を構築するために、消費生活センターを中心に、民生児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供・情報交換を行い、消費者被害防止に取り組みます。 また、消費者被害を把握した場合には、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

## 第5節 医療・介護連携の推進

### (1)医療・介護連携体制の強化

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者ができる限り住みなれた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進しています。

#### 【今後の方向性】

医療と介護の切れ目ない連携により、医療処置を必要とする高齢患者が住みなれた地域や自宅で暮らし続けることができる圏域を目指します。

	内容
①在宅医療・介護連携の推進	医療介護連携シートや入退院支援マニュアルの活用促進による情報共有の支援や、多職種事例検討会等の活用による関係者に必要な知識等の習得、向上に取り組みます。 また、在宅医療・介護連携支援センター設置やコーディネーター配置により医療・介護関係者への情報提供や助言・援助を行い、連携の円滑化を図ります。

### (2)リハビリテーションの推進

地域における介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進することを目的に地域リハビリテーション活動支援事業として取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

リハビリテーション専門職等が関与することにより、地域における介護予防の取組の機能強化に努めます。

## 第6節 介護人材の確保と質の向上

### (1)介護サービスの質の向上

介護保険制度は、保険料と公費を財源とする社会保障制度であり、介護の必要な高齢者が受ける介護サービスを提供しています。

近年高齢化の進展に伴い介護サービス給付費が増加していることも踏まえ、安心してサービスを利用し続けるために、持続可能な介護保険制度の構築に努める必要があります。

また、事業者がルールに沿って必要なサービスを過不足なく提供していけるよう、ケアプラン点検を始めとする給付適正化に向けた取組や介護サービスの質の向上に向けた研修等に取り組んでいます。

#### 【今後の方向性】

引き続き、各種取組を推進することにより、介護サービスの質の向上に努めていきます。

	内 容
①ケアプラン指導研修事業	施設(施設介護担当者)グループと居宅(居宅介護担当者)グループに分かれ、本圏域内の介護支援専門員の協力により、ケアプラン作成技術の向上を図ることを目的とした研修等を実施します。
②ケアプラン点検事業	ケアプランの質の向上を目的に、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を対象にケアプラン、アセスメントシートの提出を求め、事業所を訪問し点検を実施します。
③介護サービス相談員派遣事業	介護サービス事業所等を訪問し、利用者から話を聞き、利用者と事業者の間の橋渡し役となって、利用者の疑問や不満、心配ごとなどに対応し、サービス改善の途を探る活動を行います。 また、介護サービス相談員派遣活動報告書を作成し、事業の啓発を行います。
④人材キャリアアップ事業	島根県の介護保険事業支援計画と連携し、事業者による介護人材確保に向けた取組の支援や専門的な知識を取得しキャリアアップが図れるよう、広域連携推進事業(介護人材キャリアアップ事業)により、介護事業所の職員に対する研修の受講支援、資格取得支援を実施します。

## (2)地域人材の育成

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、介護職員初任者研修や生活支援ボランティア養成講座等の啓発を強化し、多様な人材の参入を促進しています。

さらに、これらの介護人材が現場で活躍できるよう、事業所の求人情報の提供や地域の助け合い支え合いの仕組みづくりを推進するとともに、研修会の開催等による資質向上の機会の創出に努めています。

また、事業所等の意見や要望を参考にして介護現場の現状を把握するとともに、国・島根県と連携しながら、さらなる介護人材の確保に向けた取組を進めていきます。

### 【今後の方向性】

介護のすそ野を広げる取組として、地域人材の活用や介護助手の取組を進めていきます。  
また、幅広い世代に介護の魅力を感じてもらえるよう広報活動を進めるほか、介護の入門的研修などを通じて参入促進を図ります。

	内 容
①地域ケアを担う 人材の育成	地域における「就労的活動」(有償・無償のボランティア活動)に興味を持った高齢者が「役割を持った社会参加」に踏み出せるような仕組みづくりとして、介護予防事業等への地域住民の主体的な参画を促すために、情報提供や事業実施の支援を行います。 また、ボランティアやNPOによる活動場所や情報の提供、サポート用品の貸し出しなどを行うことにより、サロン活動の活性化、さらにそれを担う人材育成に取り組めます。
②人材確保	サービス事業所内での業務過多等により介護専門職が利用者のケアに専念できない実態があることから、周辺業務を担う「介護応援隊」事業により、高齢者の「就労的役割」、「社会参加」を進めます。
③若年世代の参入促進	本圏域の小、中、高校生に対して、高齢者の生活を支える介護の仕事の大切さや魅力を理解してもらう取組や、インターンシップ・職場体験を受け入れてもらえるよう介護事業所に働きかけを行います。 また、介護の仕事の魅力をアピールし、福祉に携わる新しい人材を確保できるよう、島根県や介護事業所と連携し、広報活動の拡大を進めます。

### (3)最新技術を導入した業務改善と効率化の促進

ICTの推進や最新テクノロジーの導入など事務作業の軽減や自動化、AI を活用した見守り、ロボテクス技術の導入に係る国・県の補助金について、介護事業者へ情報提供を行い、介護事業所における介護ロボット導入を支援しています。

また、提出書類の簡素化に向けて見直しを進めるとともに、提出方法のオンライン化を促進します。さらに、「まめネット」(しまね医療情報ネットワーク)の加入率が上昇するよう島根県へ積極的に働きかけています。

#### 【今後の方向性】

引き続き人材不足が大きな問題となる中、介護ロボット導入支援や介護保険業務に関するオンライン化などにより、介護サービス事業者の業務効率改善を促進していきます。

## 第5章 介護サービス事業の見込みと介護保険料

### 第1節 介護サービスの基盤整備

本圏域では、高齢者が安心して住みなれた地域で暮らせるためのサービス提供体制の確保、充実を目指し、地域医療提供体制、地域医療構想等との整合性を図る中で、医療との連携強化による在宅生活の維持、居宅サービスの充実、医療病床の変化に対応した施設サービスの整備を図ります。

#### (1)在宅サービスの機能強化・充実

介護が必要になっても、高齢者が住みなれた地域、在宅での生活を続けられるよう、在宅生活を支えるサービスとして、居宅サービスや地域密着型サービスの提供体制の確保・充実を図ります。そして、機能の維持、改善が図られるよう、リハビリテーションに視点を当てたサービス提供の推進、自立支援、介護予防、重度化防止についての取組を介護事業所と連携しながら進めます。

また、医療依存度の高い在宅高齢者へは、在宅医療と介護の切れ目ないサービス提供が必要不可欠となるため、以下の医療系在宅サービスを整備し、在宅で安心して生活できる基盤整備を進めます。

項目	整備量	整備年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所	令和6年度
看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	令和8年度

## (2)施設居住系サービス

在宅での生活継続が困難となった高齢者が利用できるよう、適切な運営を支援していくとともに医療依存度が高くなっても住みなれた地域、圏域内で暮らし続けられるよう、施設の機能に応じた適切なサービスの提供、対応できる機能の充実、強化に向けた取組を進めます。

具体的には、医療依存度の高い要介護者のニーズに対応するため、第8期計画で整備としていた介護医療院の積み残し分を繰り越して整備するほか、サービス提供量を減少した介護老人保健施設があることから、サービスの提供維持に必要な整備分として減少分の一部を復元することを目指します。

### 【第8期計画からの繰越整備分】

項目	整備量	整備年度
介護医療院	35床	令和6年度

### 【サービスの提供維持に必要な整備分】

項目	整備量	整備年度
介護老人保健施設	6床程度	令和6年度

## 第2節 地域密着型サービスの基盤整備

### (1) 第9期計画における必要利用定員総数

第9期計画期間における地域密着型サービスの日常生活圏域別必要利用定員総数は以下のとおりです。

#### ① 地域密着型特定施設入居者生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
浜田中部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
浜田西部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
金城圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
旭圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
弥栄圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
三隅圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津東部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津中部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津西部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
桜江圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
合計	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)

#### ② 認知症対応型共同生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)
浜田中部圏域	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)
浜田西部圏域	3施設(5ユニット)	3施設(5ユニット)	3施設(5ユニット)
金城圏域	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)
旭圏域	0施設(0ユニット)	0施設(0ユニット)	0施設(0ユニット)
弥栄圏域	1施設(1ユニット)	1施設(1ユニット)	1施設(1ユニット)
三隅圏域	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)
江津東部圏域	2施設(3ユニット)	2施設(3ユニット)	2施設(3ユニット)
江津中部圏域	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)	1施設(2ユニット)
江津西部圏域	2施設(3ユニット)	2施設(3ユニット)	2施設(3ユニット)
桜江圏域	1施設(1ユニット)	1施設(1ユニット)	1施設(1ユニット)
合計	14施設(23ユニット)	14施設(23ユニット)	14施設(23ユニット)

③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
浜田中部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
浜田西部圏域	1施設(29床)	1施設(29床)	1施設(29床)
金城圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
旭圏域	1施設(20床)	1施設(20床)	1施設(20床)
弥栄圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
三隅圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津東部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津中部圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
江津西部圏域	1施設(29床)	1施設(29床)	1施設(29床)
桜江圏域	0施設(0床)	0施設(0床)	0施設(0床)
合計	3施設(78床)	3施設(78床)	3施設(78床)

(2)第9期計画における圏域別見込量

第9期計画期間における地域密着型サービスの日常生活圏域別見込量(年間利用人数)は以下のとおりです。

【予防給付】

①介護予防認知症対応型通所介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	0	0	0
浜田中部圏域	0	0	0
浜田西部圏域	0	0	0
金城圏域	0	0	0
旭圏域	0	0	0
弥栄圏域	0	0	0
三隅圏域	0	0	0
江津東部圏域	0	0	0
江津中部圏域	0	0	0
江津西部圏域	0	0	0
桜江圏域	0	0	0
合計	0	0	0

## ②介護予防小規模多機能型居宅介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	13	13	13
浜田中部圏域	48	48	48
浜田西部圏域	30	30	30
金城圏域	12	12	12
旭圏域	8	8	8
弥栄圏域	4	4	4
三隅圏域	17	17	17
江津東部圏域	10	10	10
江津中部圏域	21	21	21
江津西部圏域	22	22	22
桜江圏域	7	7	7
合計	192	192	192

## ③介護予防認知症対応型共同生活介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	1	1	1
浜田中部圏域	3	3	3
浜田西部圏域	2	2	2
金城圏域	1	1	1
旭圏域	1	1	1
弥栄圏域	0	0	0
三隅圏域	1	1	1
江津東部圏域	1	1	1
江津中部圏域	1	1	1
江津西部圏域	1	1	1
桜江圏域	0	0	0
合計	12	12	12

【介護給付】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	9	18	18
浜田中部圏域	33	63	63
浜田西部圏域	21	39	39
金城圏域	8	15	15
旭圏域	5	10	10
弥栄圏域	3	5	5
三隅圏域	11	22	22
江津東部圏域	7	14	14
江津中部圏域	15	28	28
江津西部圏域	15	29	29
桜江圏域	5	9	9
合計	132	252	252

②夜間対応型訪問介護 (単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	0	0	0
浜田中部圏域	0	0	0
浜田西部圏域	0	0	0
金城圏域	0	0	0
旭圏域	0	0	0
弥栄圏域	0	0	0
三隅圏域	0	0	0
江津東部圏域	0	0	0
江津中部圏域	0	0	0
江津西部圏域	0	0	0
桜江圏域	0	0	0
合計	0	0	0

③地域密着型通所介護 (単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	554	543	537
浜田中部圏域	1,934	1,895	1,874
浜田西部圏域	1,211	1,186	1,173
金城圏域	471	462	457
旭圏域	303	297	294
弥栄圏域	160	157	155
三隅圏域	679	666	658
江津東部圏域	418	410	405
江津中部圏域	857	839	830
江津西部圏域	887	869	860
桜江圏域	290	284	281
合計	7,764	7,608	7,524

## ④認知症対応型通所介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	61	58	56
浜田中部圏域	212	203	194
浜田西部圏域	133	127	122
金城圏域	52	50	47
旭圏域	33	32	31
弥栄圏域	18	17	16
三隅圏域	74	72	68
江津東部圏域	46	44	42
江津中部圏域	94	90	86
江津西部圏域	97	93	89
桜江圏域	32	30	29
合計	852	816	780

## ⑤小規模多機能型居宅介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	158	153	152
浜田中部圏域	550	535	529
浜田西部圏域	344	335	331
金城圏域	134	130	129
旭圏域	86	84	83
弥栄圏域	46	44	44
三隅圏域	193	188	186
江津東部圏域	119	116	114
江津中部圏域	244	237	234
江津西部圏域	252	246	243
桜江圏域	82	80	79
合計	2,208	2,148	2,124

## ⑥認知症対応型共同生活介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	183	183	183
浜田中部圏域	640	640	640
浜田西部圏域	400	400	400
金城圏域	156	156	156
旭圏域	100	100	100
弥栄圏域	53	53	53
三隅圏域	225	225	225
江津東部圏域	138	138	138
江津中部圏域	283	283	283
江津西部圏域	294	294	294
桜江圏域	96	96	96
合計	2,568	2,568	2,568

## ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	0	0	0
浜田中部圏域	0	0	0
浜田西部圏域	0	0	0
金城圏域	0	0	0
旭圏域	0	0	0
弥栄圏域	0	0	0
三隅圏域	0	0	0
江津東部圏域	0	0	0
江津中部圏域	0	0	0
江津西部圏域	0	0	0
桜江圏域	0	0	0
合計	0	0	0

## ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	68	68	68
浜田中部圏域	239	239	239
浜田西部圏域	150	150	150
金城圏域	58	58	58
旭圏域	37	37	37
弥栄圏域	20	20	20
三隅圏域	84	84	84
江津東部圏域	52	52	52
江津中部圏域	106	106	106
江津西部圏域	110	110	110
桜江圏域	36	36	36
合計	960	960	960

## ⑨看護小規模多機能型居宅介護

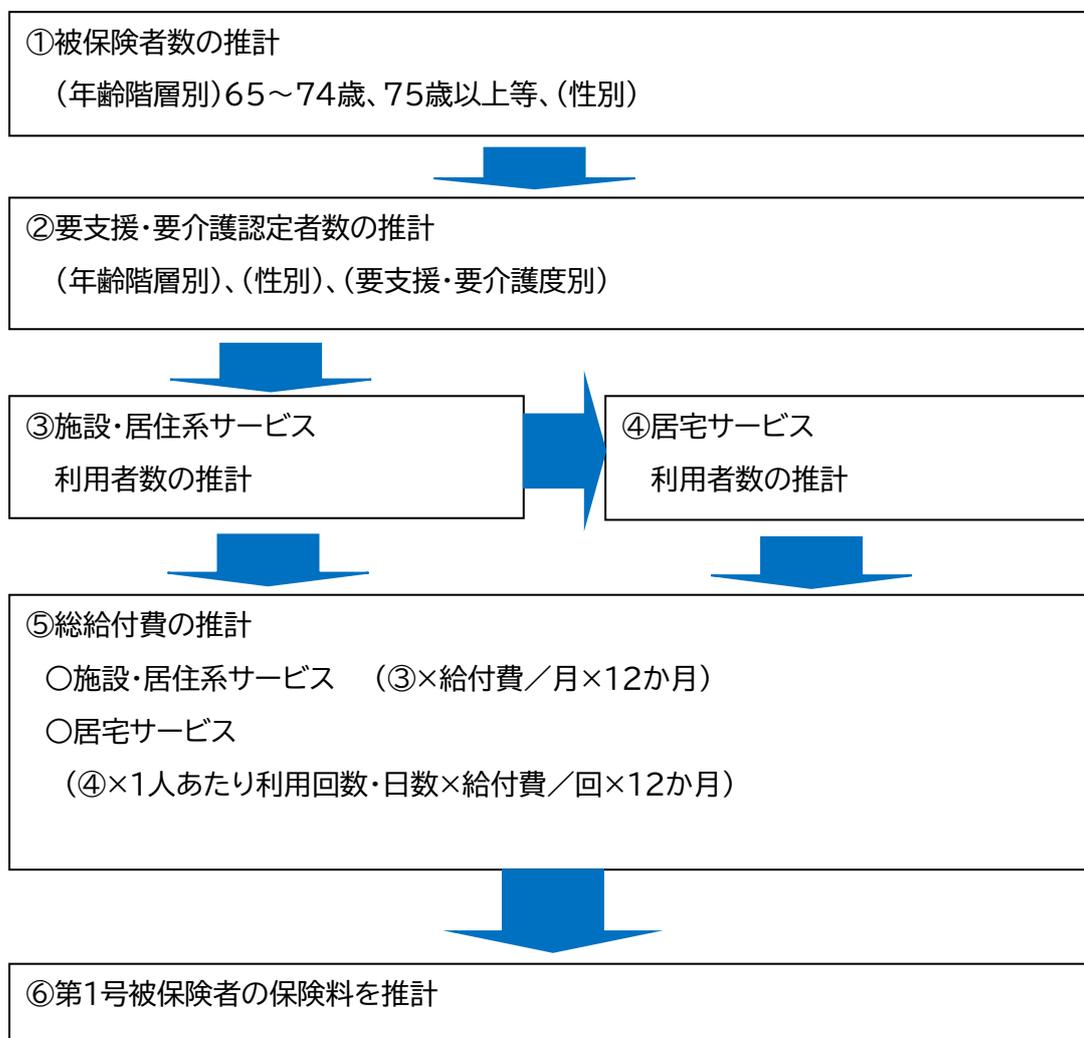
(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
浜田東部圏域	50	50	62
浜田中部圏域	173	173	218
浜田西部圏域	109	109	137
金城圏域	42	42	53
旭圏域	27	27	34
弥栄圏域	14	14	18
三隅圏域	61	61	77
江津東部圏域	37	37	47
江津中部圏域	77	77	97
江津西部圏域	80	80	100
桜江圏域	26	26	33
合計	696	696	876

### 第3節 サービス別事業量の見込み

#### (1) 介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順

第9期介護保険事業計画における介護給付費等対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりです。

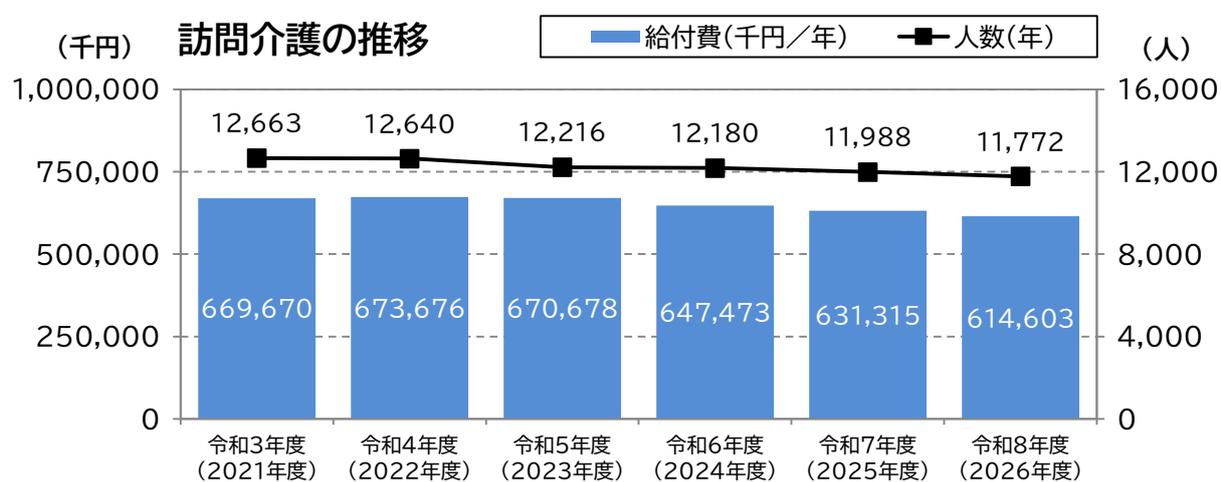


## (2)居宅サービス

### ①訪問介護

ホームヘルパー(訪問介護員)が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うサービスです。

		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	給付費 (千円)	669,670	673,676	670,678	647,473	631,315	614,603
	人数 (人)	12,663	12,640	12,216	12,180	11,988	11,772



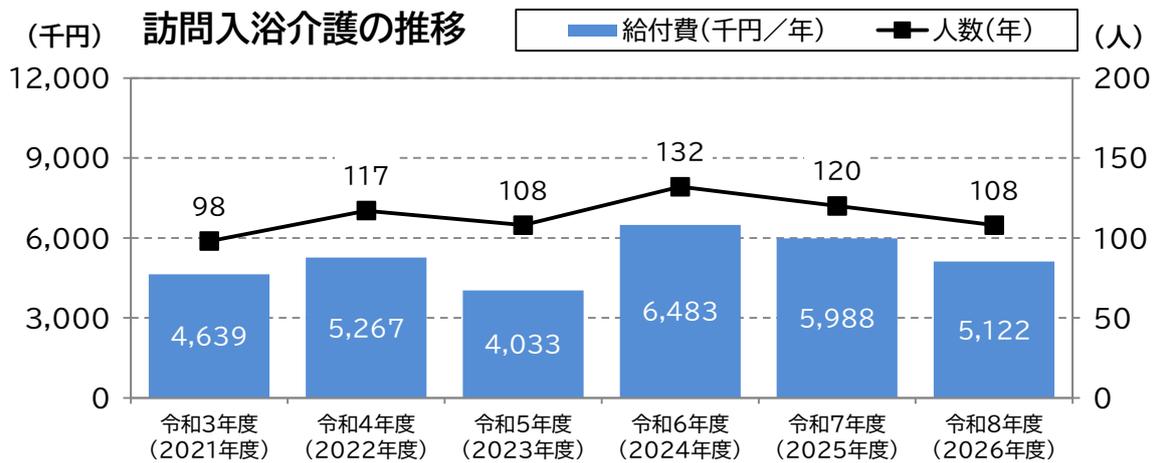
出典:見える化システム将来推計総括表

令和3年度及び令和4年度は実績、令和5年度は見込み、令和6年度以降は推計値(以下同じ)

②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

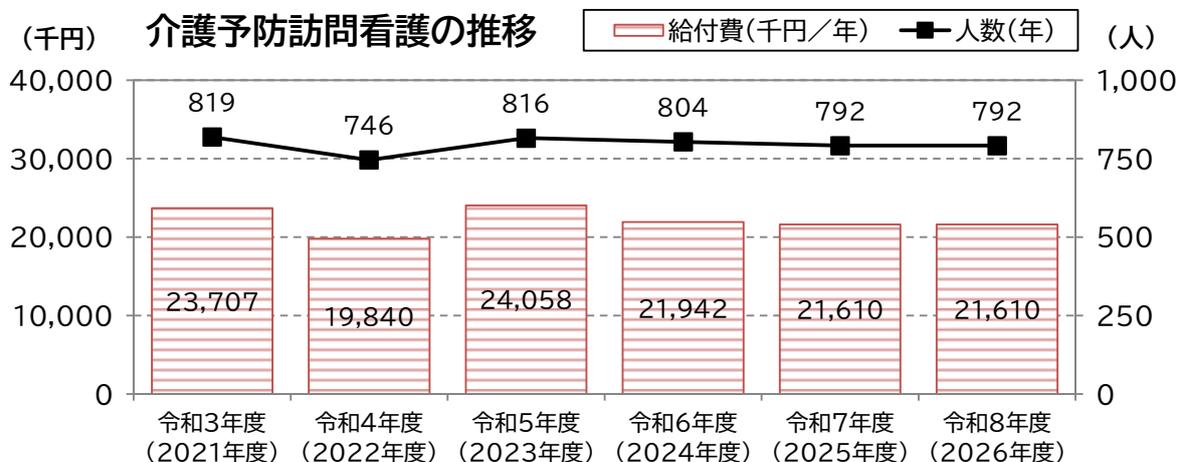
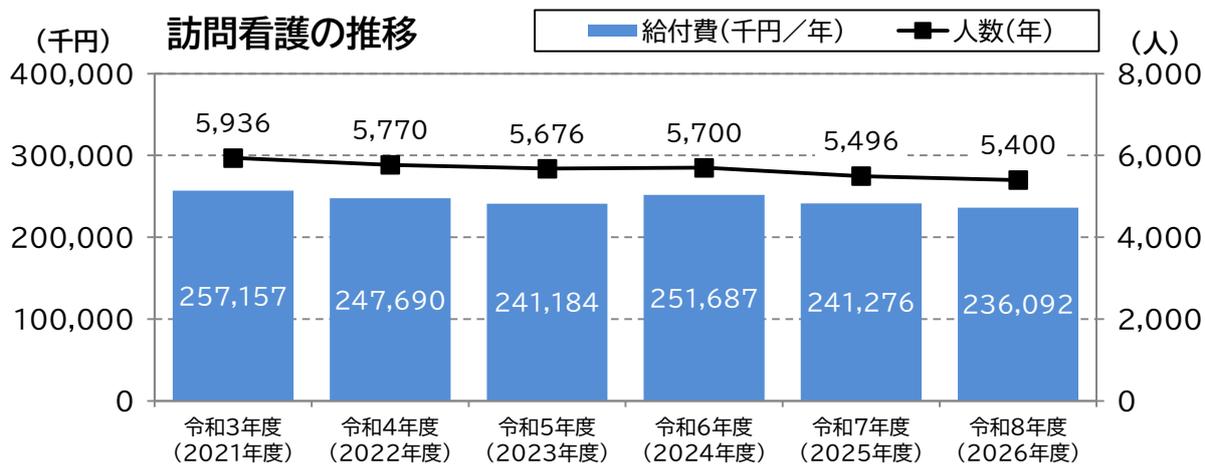
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴介護	給付費 (千円)	4,639	5,267	4,033	6,483	5,988	5,122
	人数 (人)	98	117	108	132	120	108
介護予防訪問入浴介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0



### ③訪問看護／介護予防訪問看護

病院、診療所又は訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

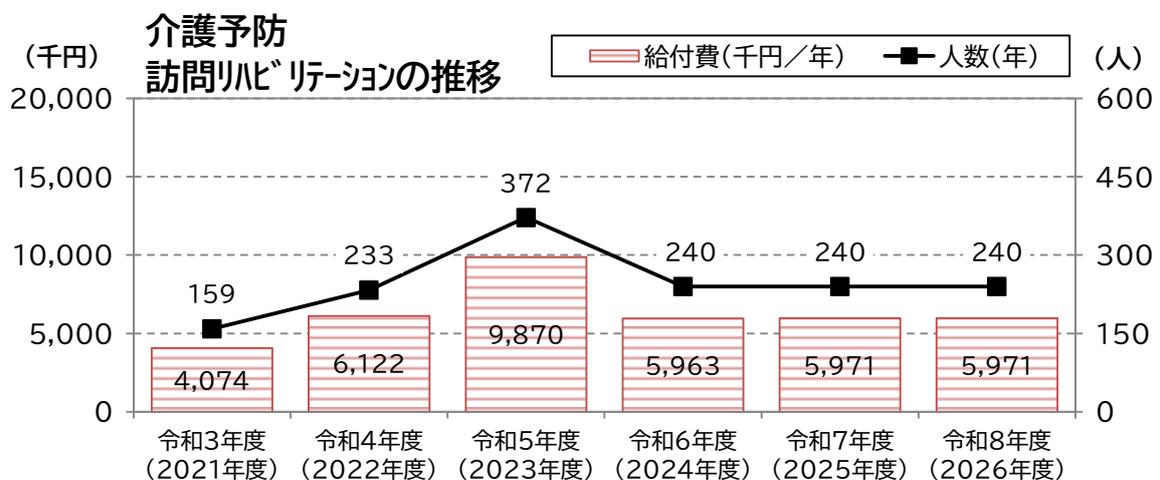
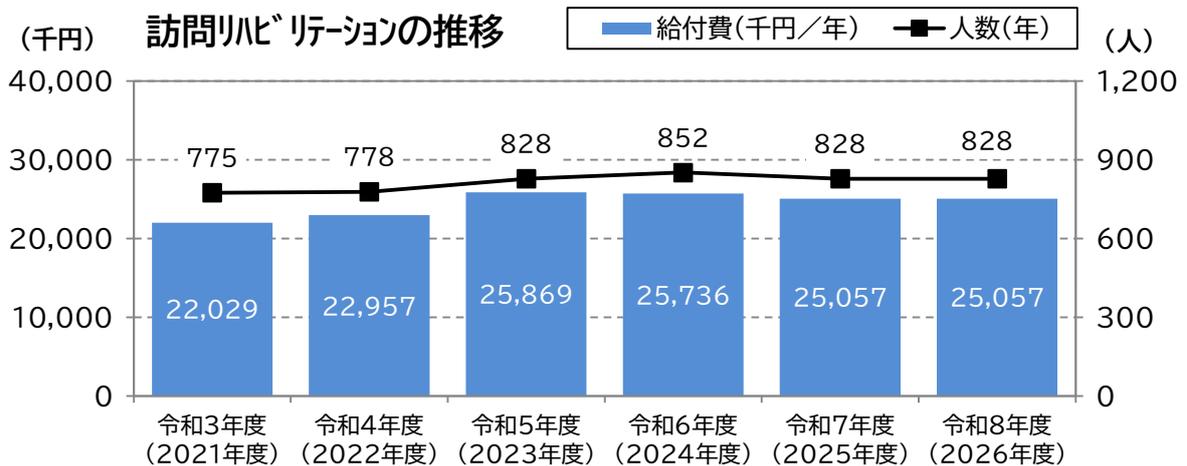
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問看護	給付費(千円)	257,157	247,690	241,184	251,687	241,276	236,092
	人数(人)	5,936	5,770	5,676	5,700	5,496	5,400
介護予防訪問看護	給付費(千円)	23,707	19,840	24,058	21,942	21,610	21,610
	人数(人)	819	746	816	804	792	792



#### ④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能維持・回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

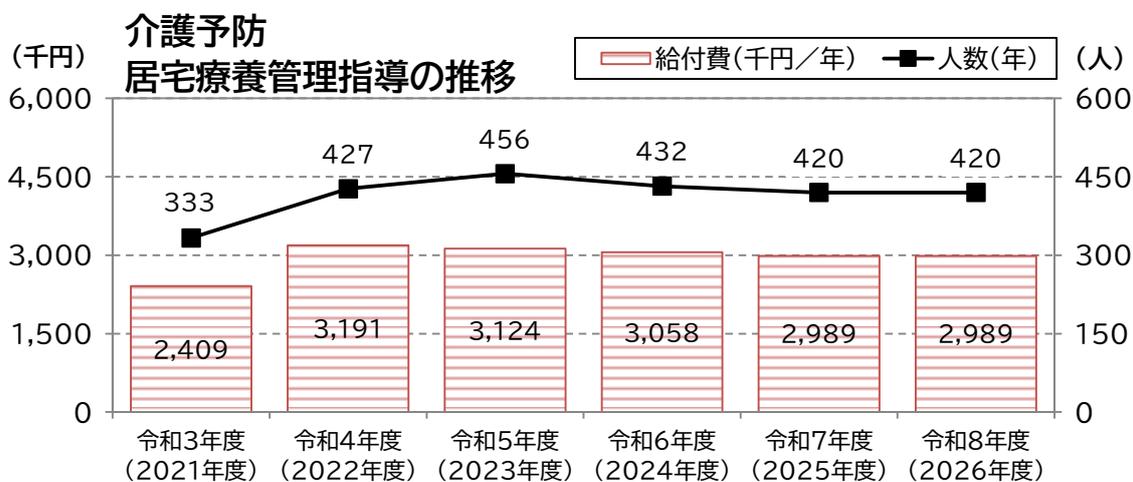
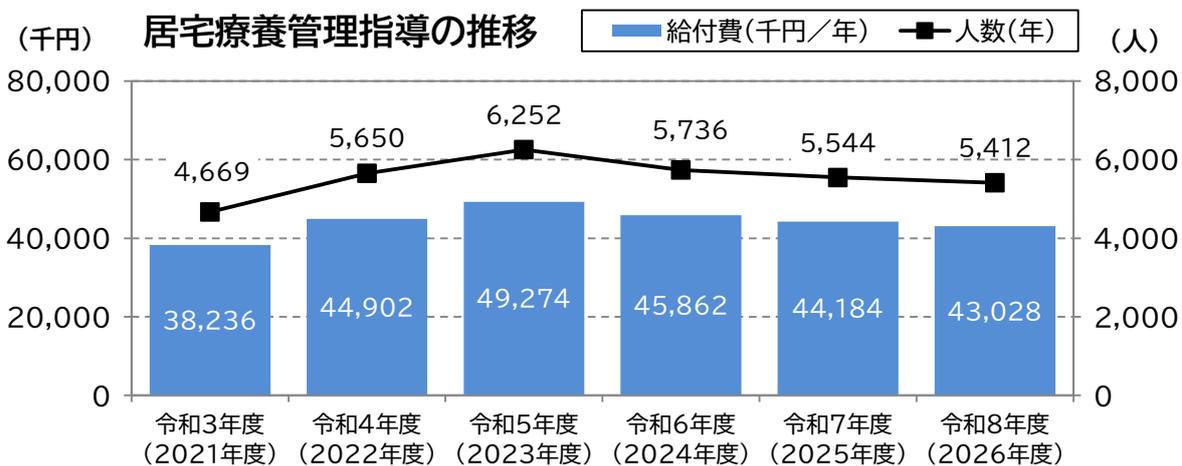
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	22,029	22,957	25,869	25,736	25,057	25,057
	人数(人)	775	778	828	852	828	828
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,074	6,122	9,870	5,963	5,971	5,971
	人数(人)	159	233	372	240	240	240



⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

通院が難しい人の居宅を医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

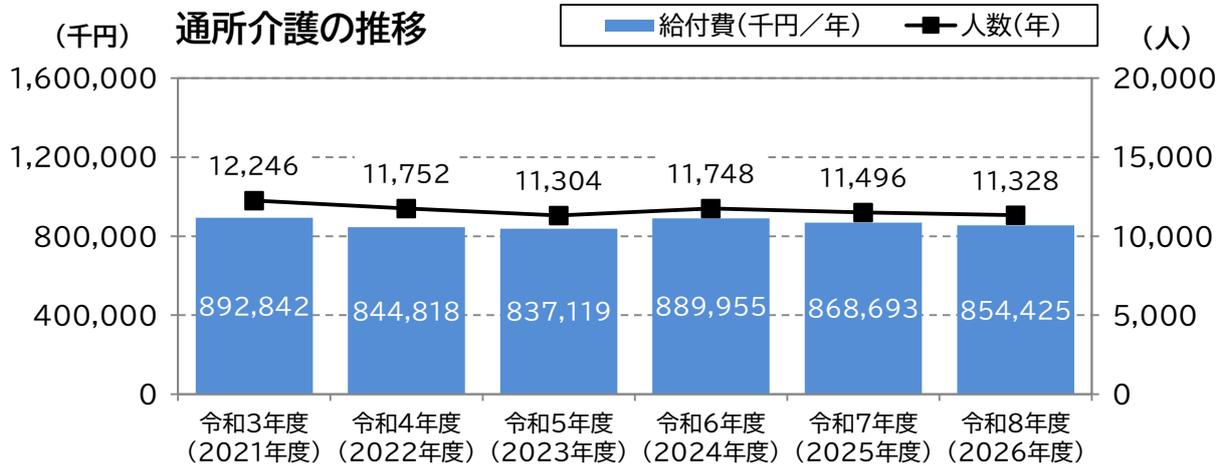
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅療養管理指導	給付費(千円)	38,236	44,902	49,274	45,862	44,184	43,028
	人数(人)	4,669	5,650	6,252	5,736	5,544	5,412
介護予防 居宅療養管理指導	給付費(千円)	2,409	3,191	3,124	3,058	2,989	2,989
	人数(人)	333	427	456	432	420	420



⑥通所介護

デイサービスセンター等に通り、入浴、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

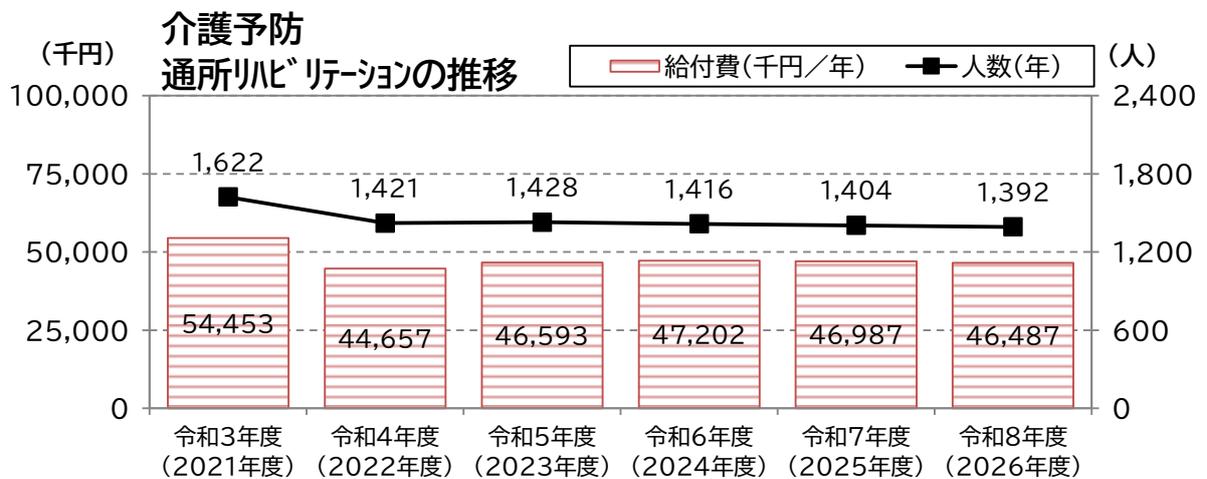
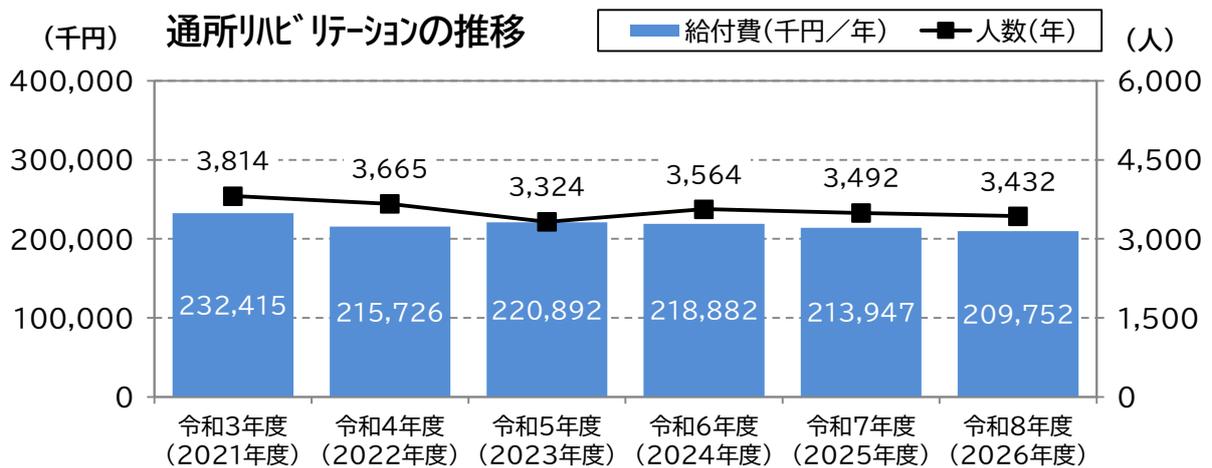
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所介護	給付費 (千円)	892,842	844,818	837,119	889,955	868,693	854,425
	人数 (人)	12,246	11,752	11,304	11,748	11,496	11,328



⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設等のデイケアセンターへの通所により、心身の機能維持・回復のために理学療法士や作業療法士等による必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

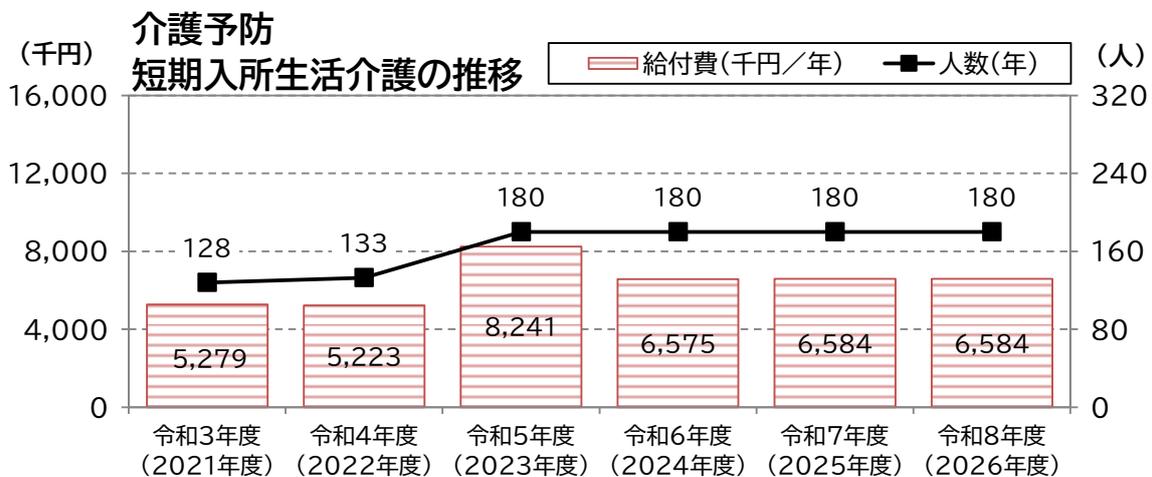
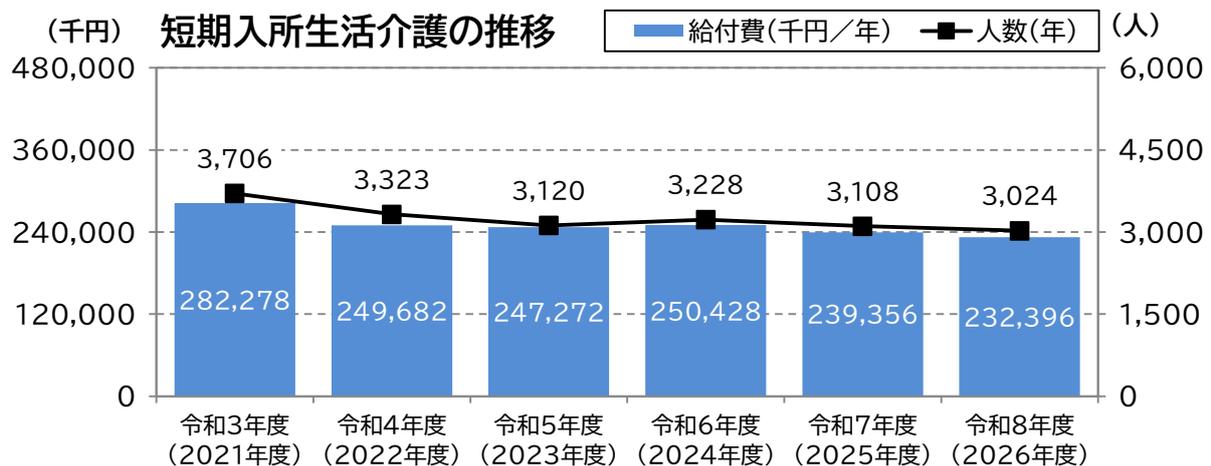
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通所リハビリテーション	給付費(千円)	232,415	215,726	220,892	218,882	213,947	209,752
	人数(人)	3,814	3,665	3,324	3,564	3,492	3,432
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	54,453	44,657	46,593	47,202	46,987	46,487
	人数(人)	1,622	1,421	1,428	1,416	1,404	1,392



⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

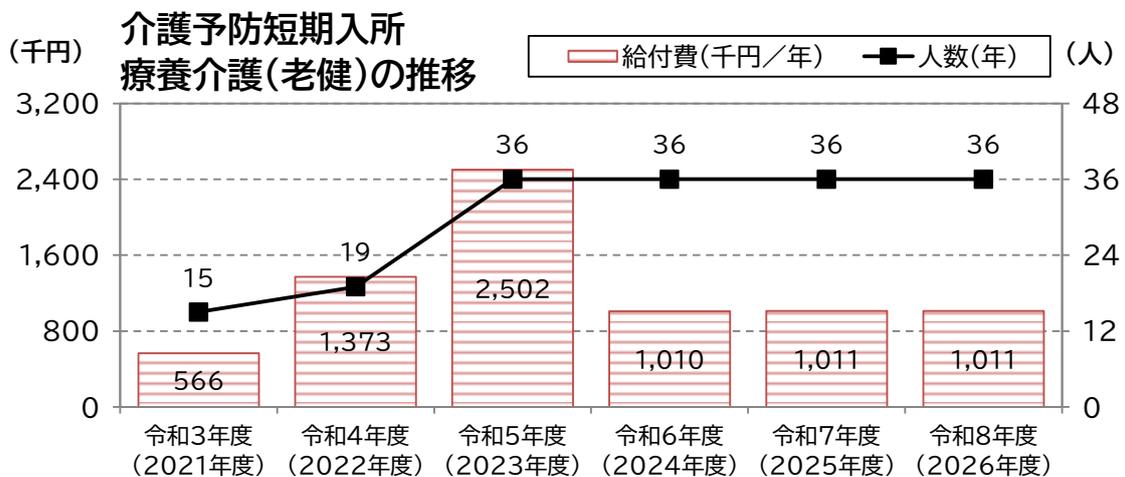
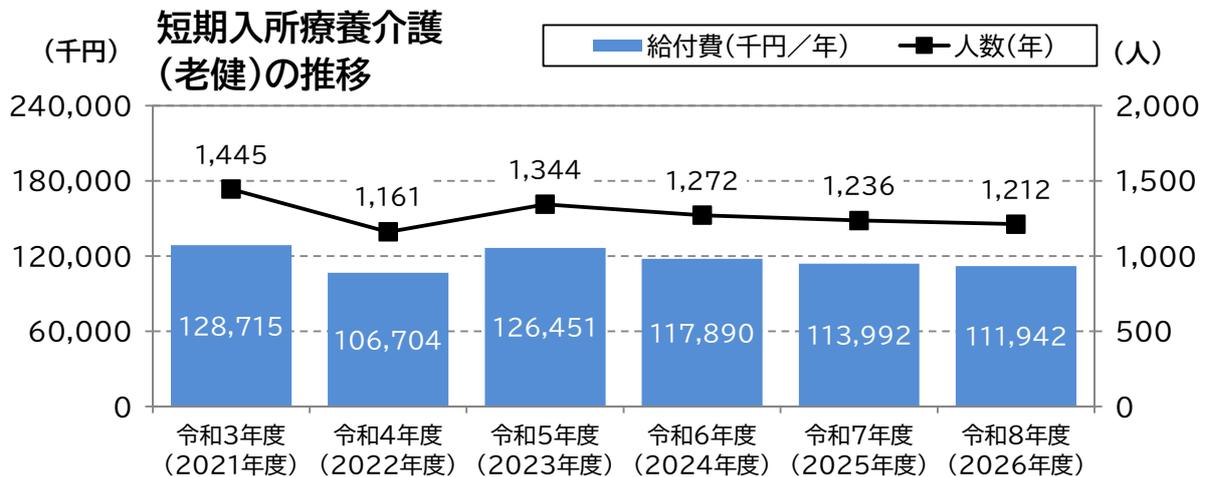
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所生活介護	給付費 (千円)	282,278	249,682	247,272	250,428	239,356	232,396
	人数 (人)	3,706	3,323	3,120	3,228	3,108	3,024
介護予防 短期入所生活介護	給付費 (千円)	5,279	5,223	8,241	6,575	6,584	6,584
	人数 (人)	128	133	180	180	180	180



⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、日常生活上の世話をを行うサービスです。

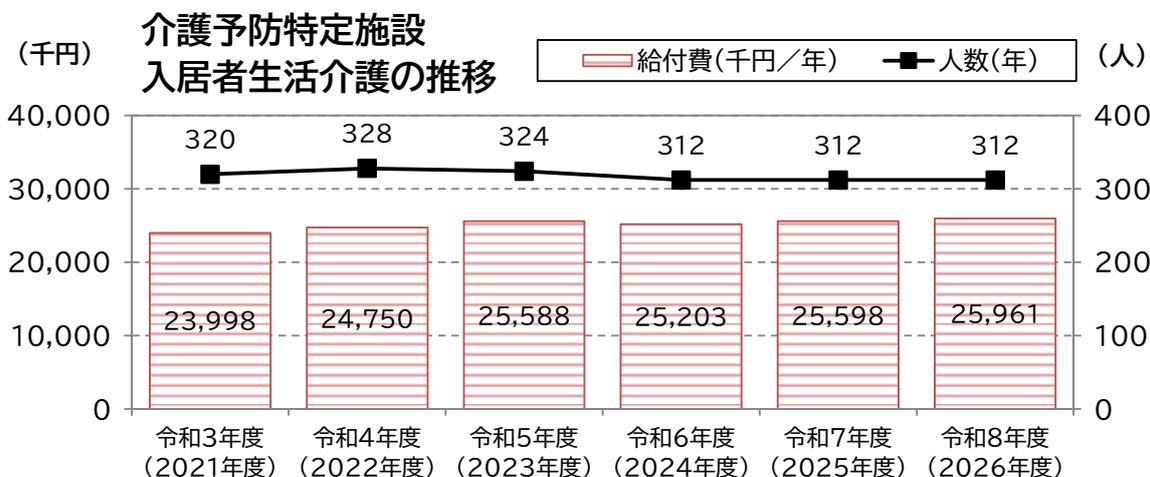
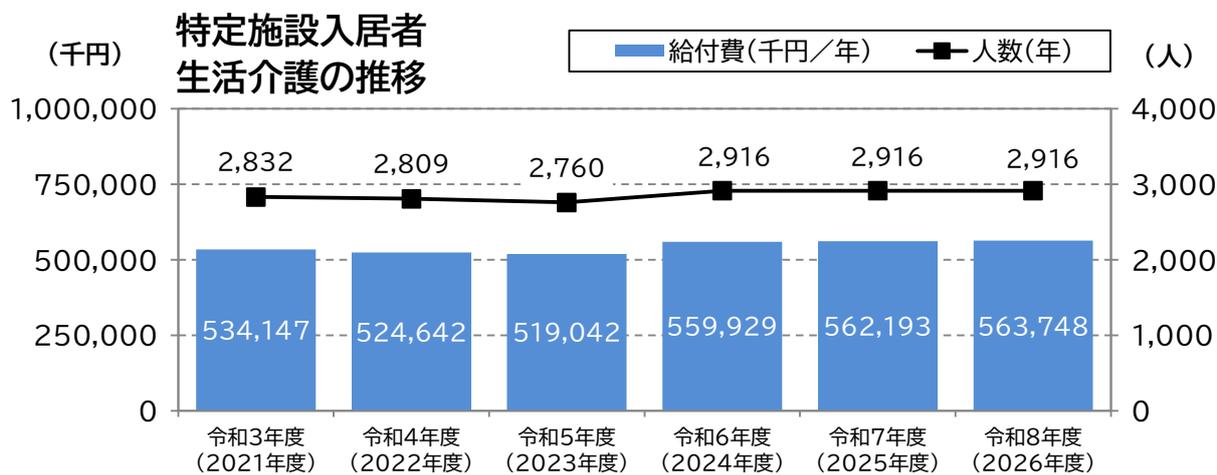
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所療養介護	給付費(千円)	128,715	106,704	126,451	117,890	113,992	111,942
	人数(人)	1,445	1,161	1,344	1,272	1,236	1,212
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	566	1,373	2,502	1,010	1,011	1,011
	人数(人)	15	19	36	36	36	36



⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)、養護老人ホームの入居者である要介護者又は要支援者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

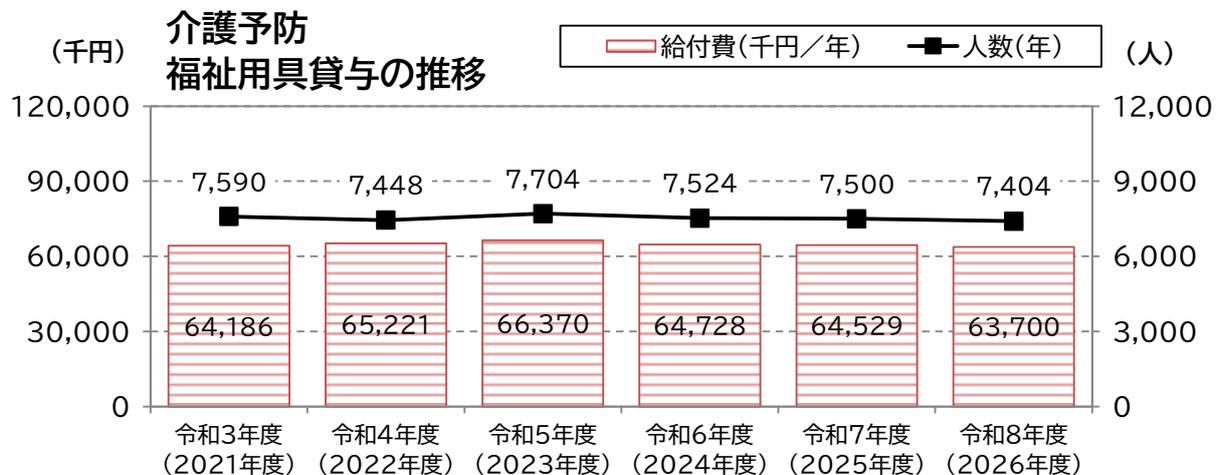
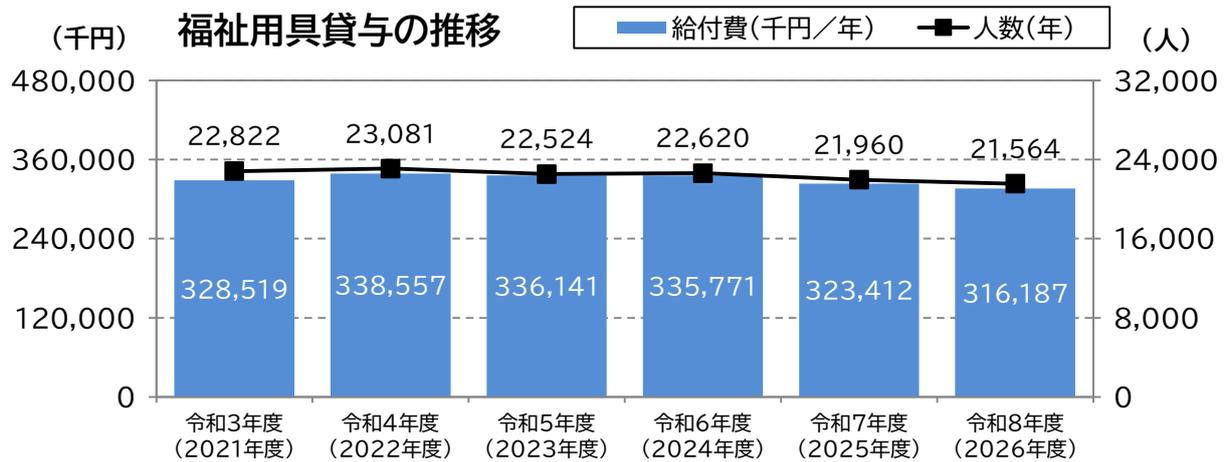
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	534,147	524,642	519,042	559,929	562,193	563,748
	人数(人)	2,832	2,809	2,760	2,916	2,916	2,916
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	23,998	24,750	25,588	25,203	25,598	25,961
	人数(人)	320	328	324	312	312	312



①福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

在宅での日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具(車いす、特殊寝台等)の貸与(レンタル)を行うサービスです。

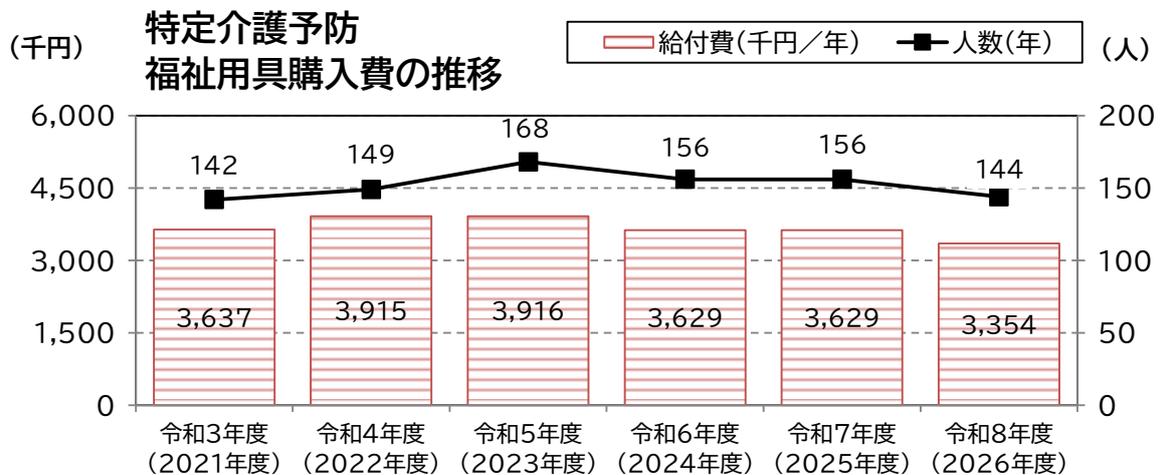
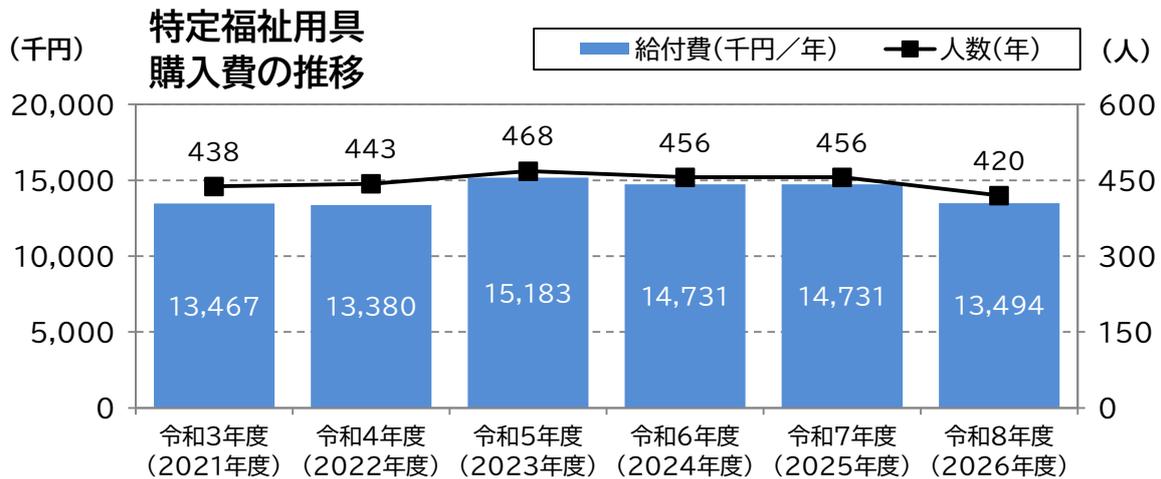
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉用具貸与	給付費(千円)	328,519	338,557	336,141	335,771	323,412	316,187
	人数(人)	22,822	23,081	22,524	22,620	21,960	21,564
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	64,186	65,221	66,370	64,728	64,529	63,700
	人数(人)	7,590	7,448	7,704	7,524	7,500	7,404



⑫特定福祉用具購入費／特定介護予防福祉用具購入費

在宅での日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具(腰かけ便座、入浴用いす等)の購入費を支給するサービスです。

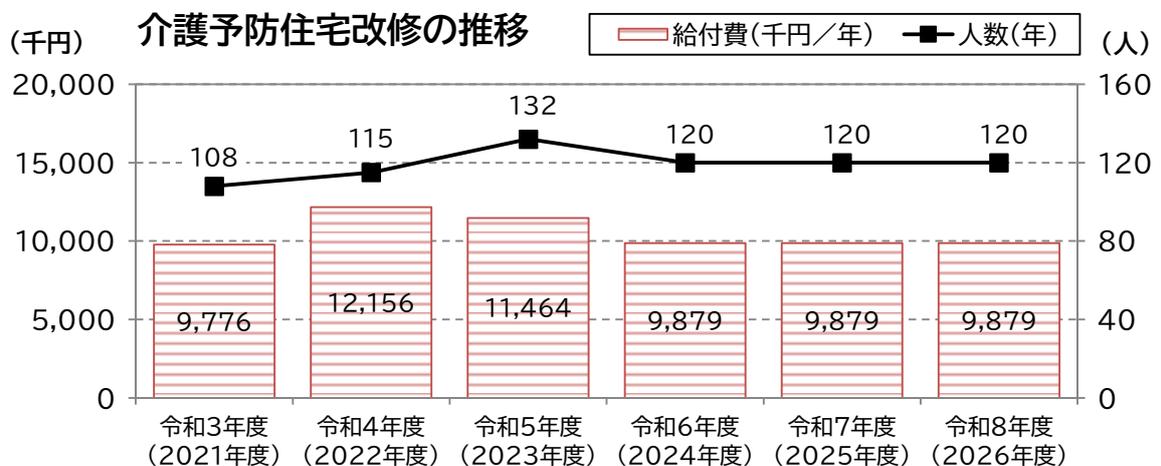
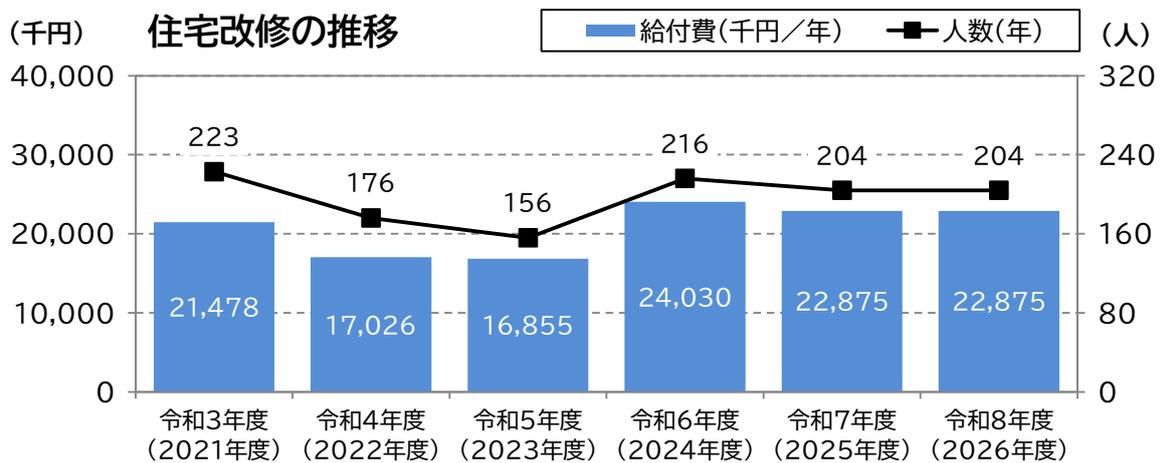
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	13,467	13,380	15,183	14,731	14,731	13,494
	人数(人)	438	443	468	456	456	420
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	3,637	3,915	3,916	3,629	3,629	3,354
	人数(人)	142	149	168	156	156	144



⑬住宅改修／介護予防住宅改修

在宅での日常生活の自立を助けるために必要な住宅改修費(手すりの取り付けや段差の解消等)を支給するサービスです。

		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修	給付費(千円)	21,478	17,026	16,855	24,030	22,875	22,875
	人数(人)	223	176	156	216	204	204
介護予防住宅改修	給付費(千円)	9,776	12,156	11,464	9,879	9,879	9,879
	人数(人)	108	115	132	120	120	120

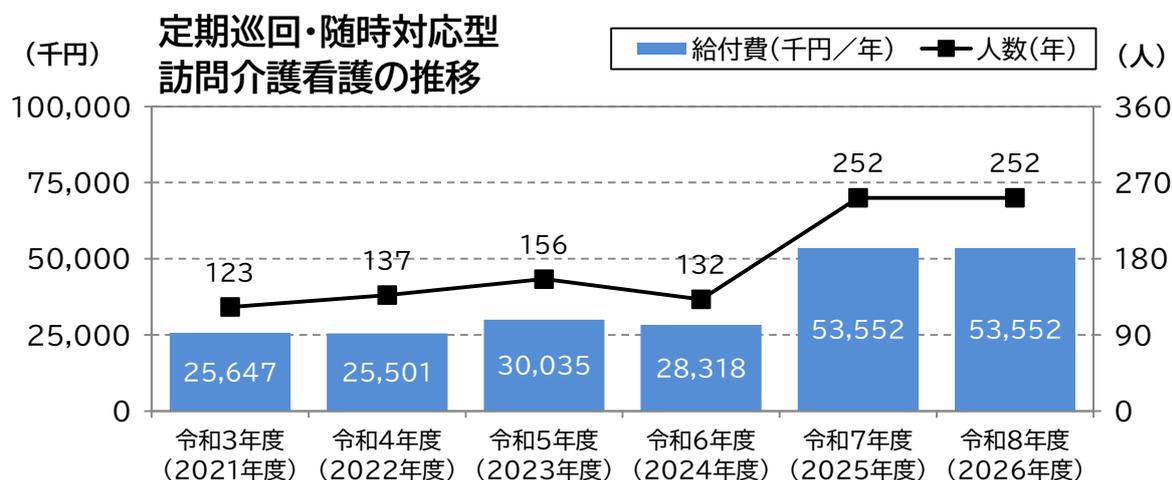


### (3)地域密着型サービス

#### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

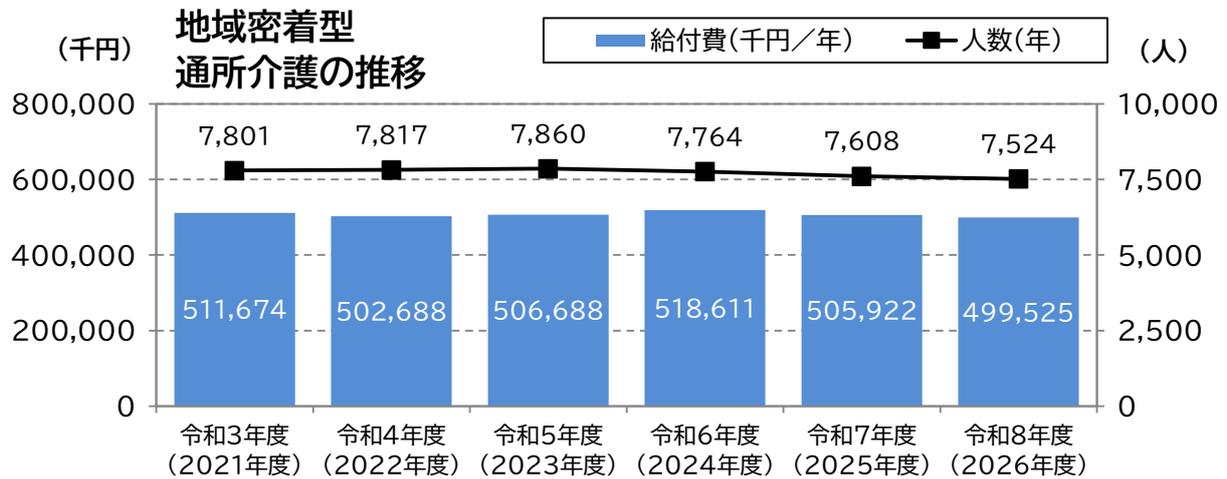
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費 (千円)	25,647	25,501	30,035	28,318	53,552	53,552
	人数 (人)	123	137	156	132	252	252



②地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターに通って、日帰りで入浴、食事等の介護や機能訓練等を行うサービスです。

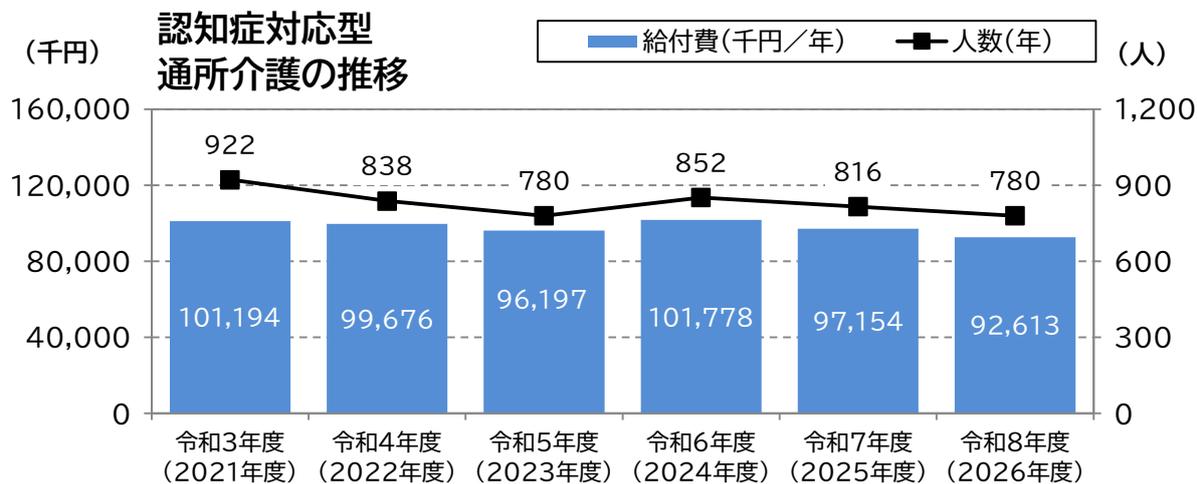
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型通所介護	給付費 (千円)	511,674	502,688	506,688	518,611	505,922	499,525
	人数 (人)	7,801	7,817	7,860	7,764	7,608	7,524



### ③認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

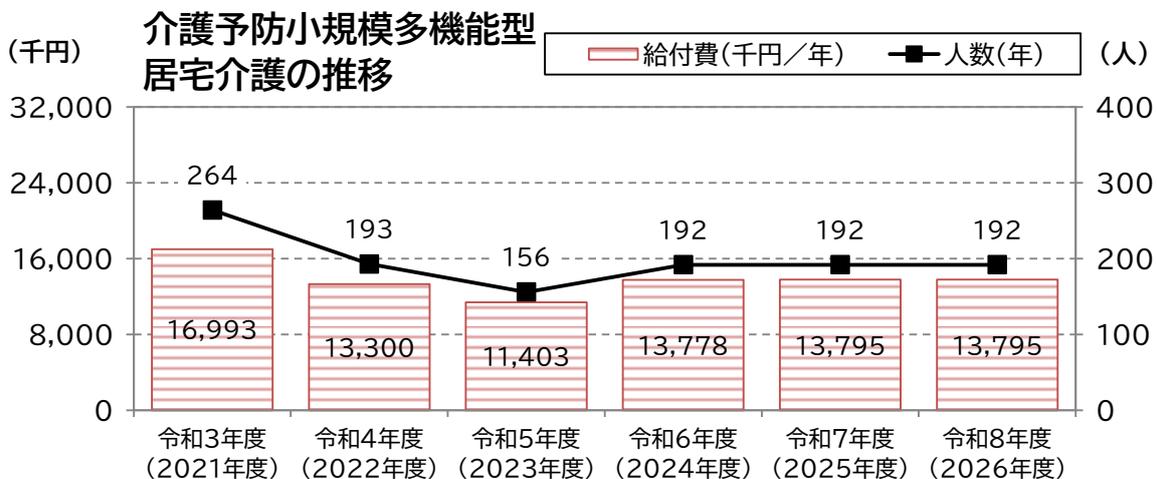
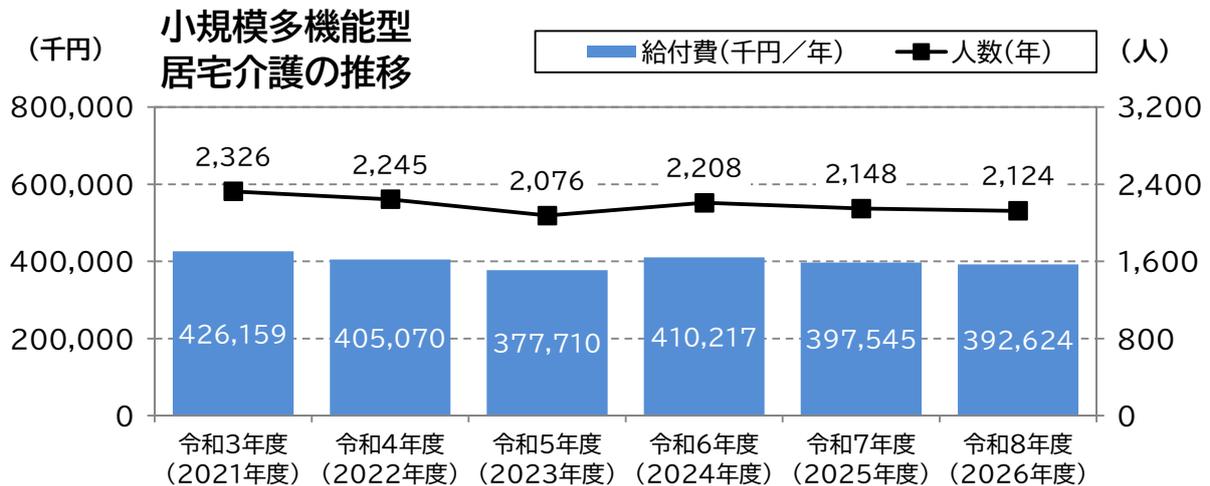
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	101,194	99,676	96,197	101,778	97,154	92,613
	人数 (人)	922	838	780	852	816	780
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費 (千円)	0	0	0	0	0	0
	人数 (人)	0	0	0	0	0	0



④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて施設への通いを中心に、居宅への訪問や、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

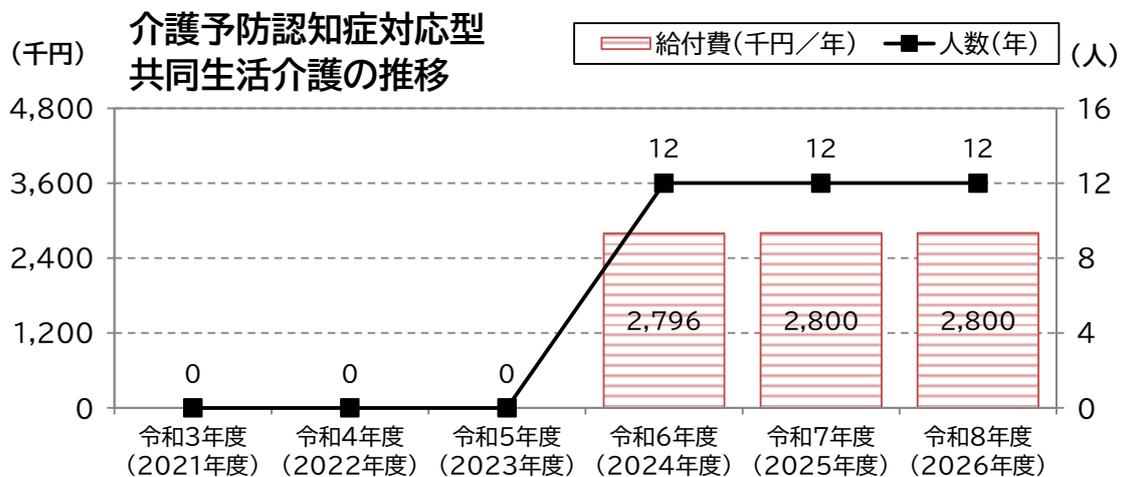
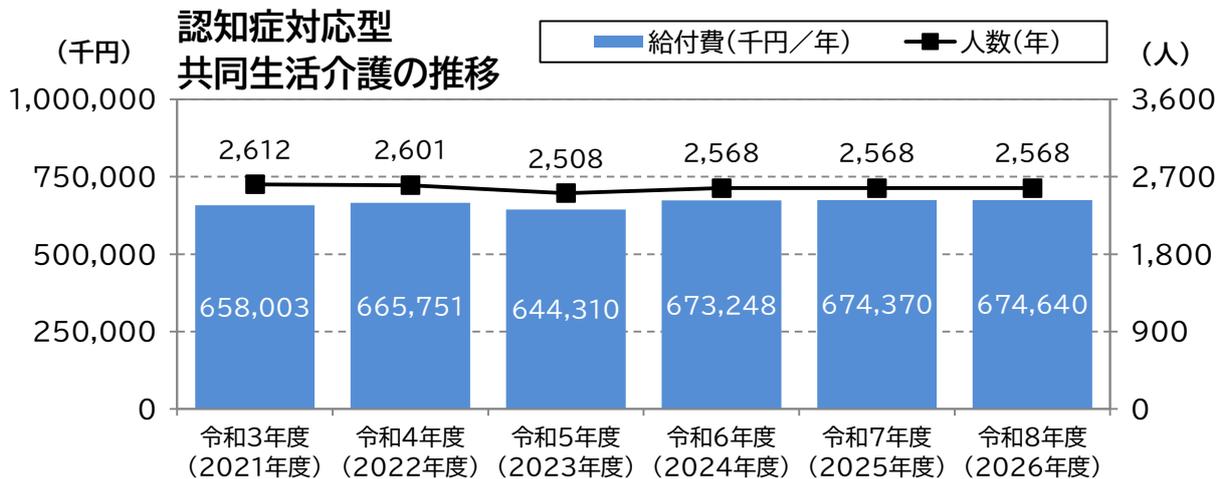
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	426,159	405,070	377,710	410,217	397,545	392,624
	人数(人)	2,326	2,245	2,076	2,208	2,148	2,124
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	16,993	13,300	11,403	13,778	13,795	13,795
	人数(人)	264	193	156	192	192	192



⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居(グループホーム)で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービスです。要支援2以上で利用することができます。

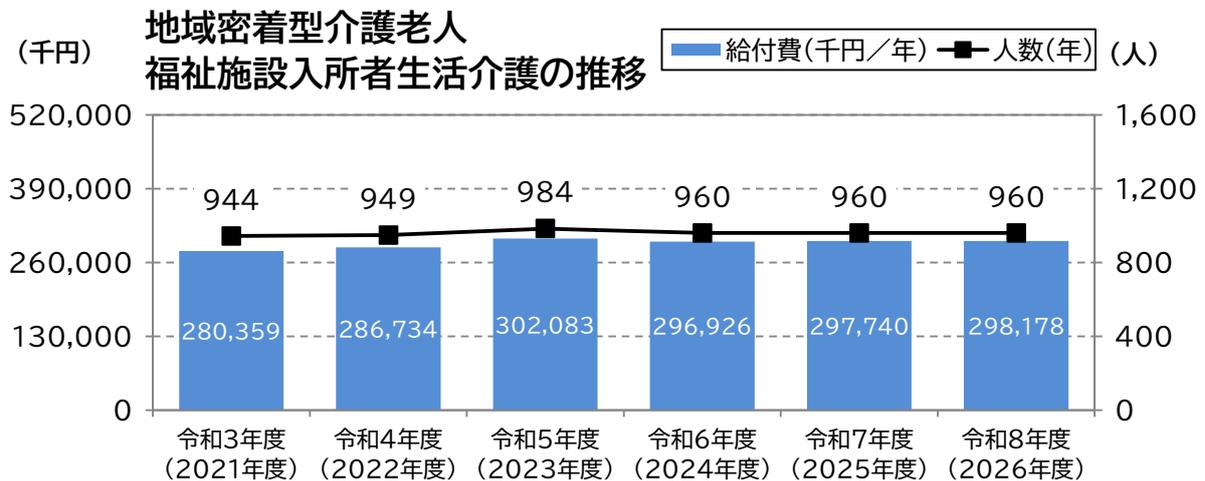
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	658,003	665,751	644,310	673,248	674,370	674,640
	人数 (人)	2,612	2,601	2,508	2,568	2,568	2,568
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	給付費 (千円)	0	0	0	2,796	2,800	2,800
	人数 (人)	0	0	0	12	12	12



⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

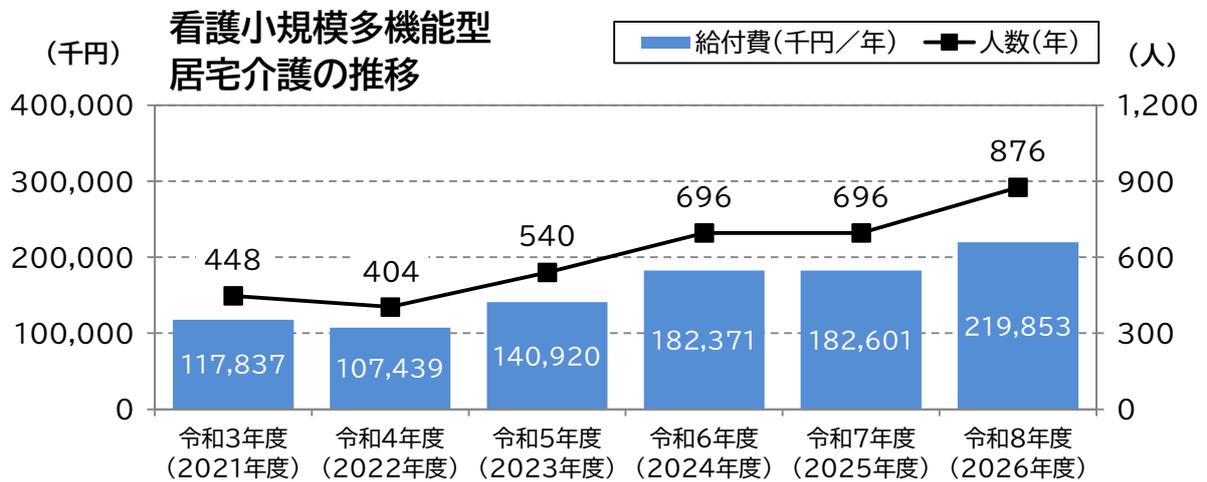
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	280,359	286,734	302,083	296,926	297,740	298,178
	人数(人)	944	949	984	960	960	960



⑦看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い、訪問、短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

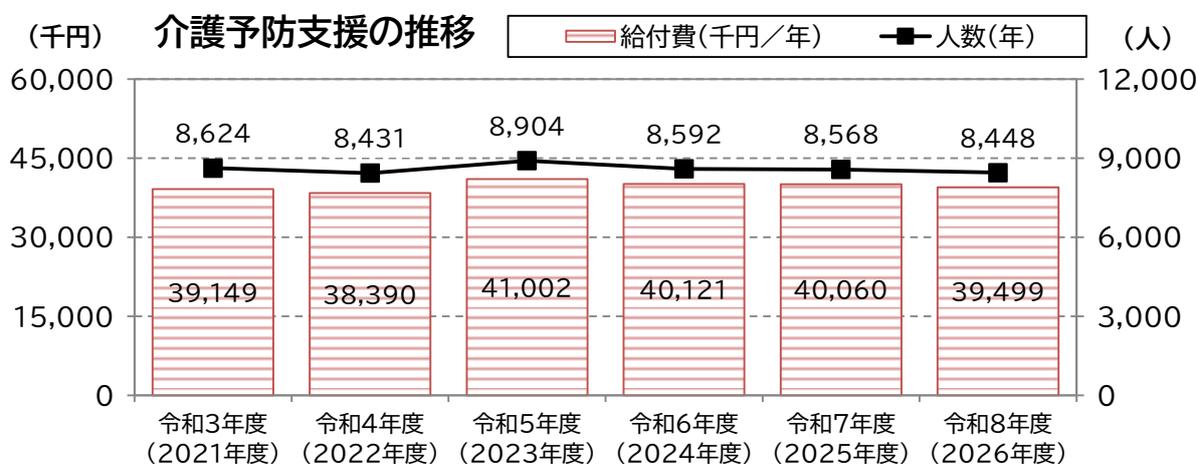
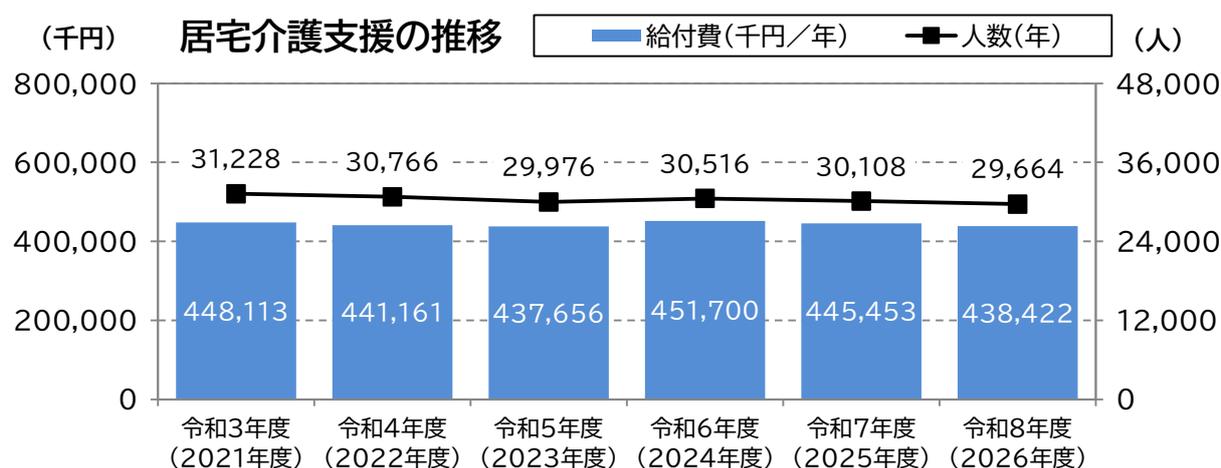
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
看護小規模多機能型 居宅介護	給付費 (千円)	117,837	107,439	140,920	182,371	182,601	219,853
	人数 (人)	448	404	540	696	696	876



#### (4)居宅介護支援・介護予防支援

要介護・要支援者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)がサービスの種類、内容等を定めた計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護支援	給付費(千円)	448,113	441,161	437,656	451,700	445,453	438,422
	人数(人)	30,516	30,108	29,664	29,256	28,848	27,180
介護予防支援	給付費(千円)	39,149	38,390	41,002	40,121	40,060	39,499
	人数(人)	8,624	8,431	8,904	8,592	8,568	8,448

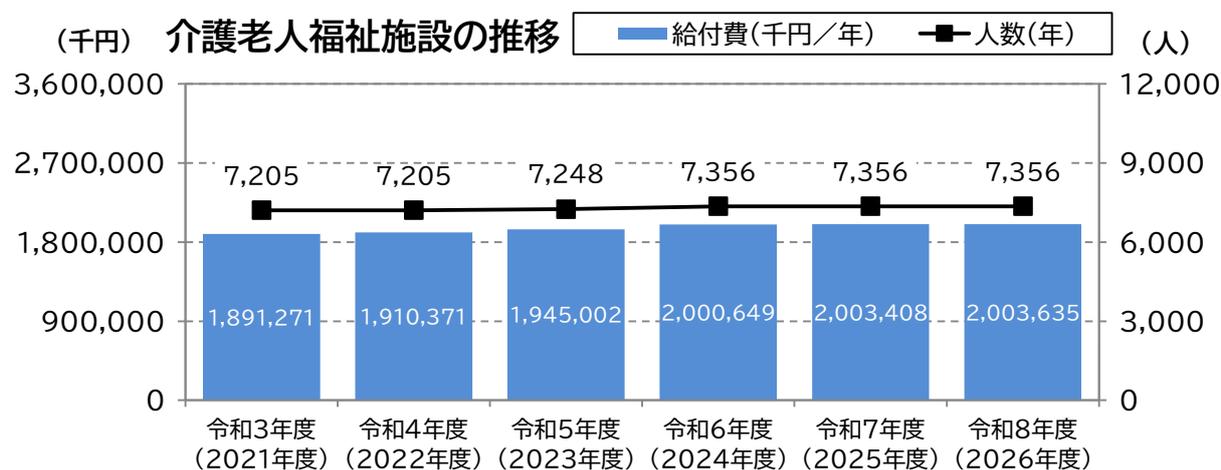


(5)施設サービス

①介護老人福祉施設

特別養護老人ホームに入所する常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。原則として要介護3以上で利用することができます。

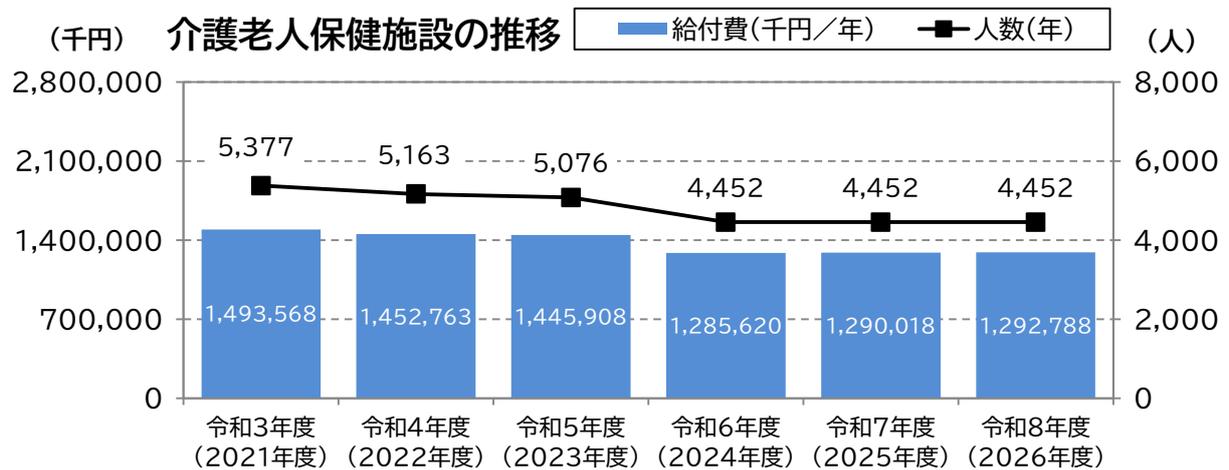
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	給付費 (千円)	1,891,271	1,910,371	1,945,002	2,000,649	2,003,408	2,003,635
	人数 (人)	7,205	7,205	7,248	7,356	7,356	7,356



## ②介護老人保健施設

老人保健施設に入所する症状安定期にある要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話などを行うサービスです。要介護1以上で利用することができます。

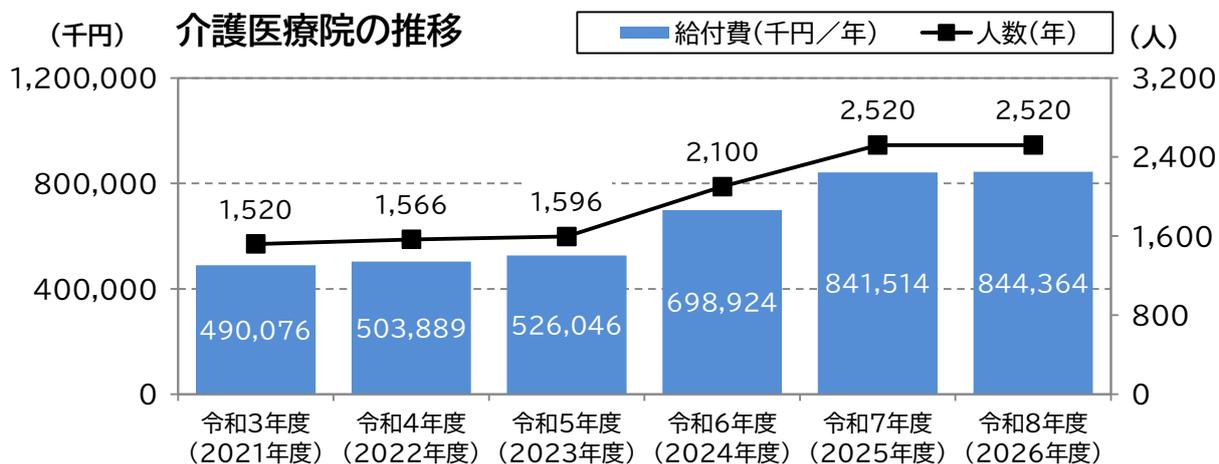
		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人保健施設	給付費 (千円)	1,493,568	1,452,763	1,445,908	1,285,620	1,290,018	1,292,788
	人数 (人)	5,377	5,163	5,076	4,452	4,452	4,452



### ③介護医療院

要介護者に、長期療養のための医療と日常生活上の世話(介護)を一体的に提供する、生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。介護療養型医療施設の機能を引き継ぐもので、要介護1以上で利用することができます。

		第8期実績値			第9期見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護医療院	給付費 (千円)	490,076	503,889	526,046	698,924	841,514	844,364
	人数 (人)	1,520	1,566	1,596	2,100	2,520	2,520



## 第4節 保険料の算定

### (1) 総給付費等の見込み

#### ① 標準給付費見込み額

令和6年度から令和8年度までの標準給付費見込み額は以下のとおりです。

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	10,283,103,000	10,341,738,000	10,302,555,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	233,050,718	231,925,987	229,497,637
特定入所者介護サービス費等給付額	229,806,615	228,408,496	226,016,976
制度改正に伴う財政影響額	3,244,103	3,517,491	3,480,661
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	241,710,991	240,598,640	238,079,485
高額介護サービス費等給付額	237,746,751	236,300,325	233,826,175
高額介護サービス費等の利用者負担 の見直し等に伴う財政影響額	3,964,240	4,298,315	4,253,310
高額医療合算介護サービス費等給付額	43,073,059	42,811,007	42,362,760
算定対象審査支払手数料	12,872,315	12,794,030	12,660,070
審査支払手数料支払件数	151,439件	150,518件	148,942件
標準給付費見込額(小計)	10,813,810,083	10,869,867,664	10,825,154,952
標準給付費見込額(3年間計)	32,508,832,699		

#### ② 地域支援事業費

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	359,550,025	358,146,385	353,467,580
包括的支援事業(地域包括支援センター の運営)及び任意事業費	211,205,208	210,331,858	207,420,690
包括的支援事業(社会保障充実分)	49,901,046	49,694,703	49,006,885
地域支援事業費(小計)	620,656,279	618,172,946	609,895,155
地域支援事業費(3年間計)	1,848,724,380		

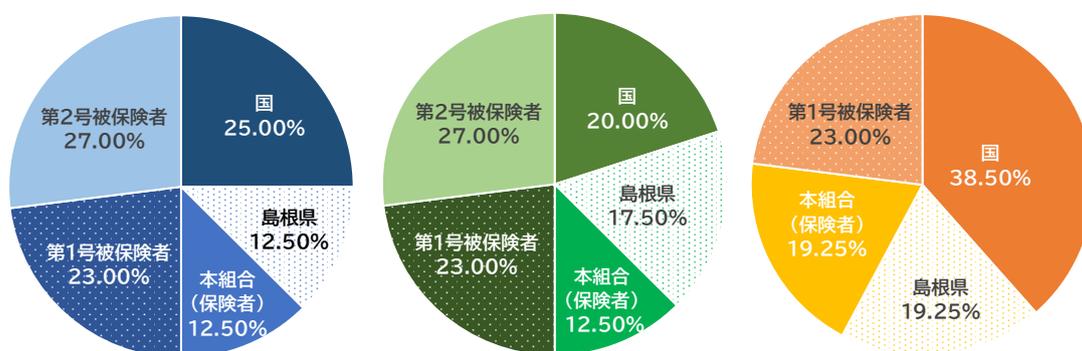
## (2)第1号被保険者の保険料の算定

### ①保険給付費の財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。

また、被保険者の保険料のうち、第1号被保険者の割合が23%、第2号被保険者の割合が27%となります。(第8期介護保険事業計画と同じ割合です。)

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 施設等給付
- 包括的支援事業、任意事業



### ②第1号被保険者負担分相当額

令和6年度から令和8年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

#### 第1号被保険者負担相当額(C)

$$= (\text{標準給付費見込額}(32,508,832,699\text{円}) + \text{地域支援事業費}(1,848,724,380\text{円})) \\ \times 23\% (\text{1号被保険者負担割合})$$

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第1号被保険者の負担相当額	2,629,927,263	2,642,249,340	2,630,061,525	7,902,238,128

③保険料収納必要額

令和6年度から令和8年度までの第9期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりです。

<b>保険料収納必要額は</b>	
=第1号被保険者負担相当額(7,902,238,128円) + 調整交付金相当額(1,678,999,834円)	
- 調整交付金見込額(2,506,158,000円) + 財政安定化基金拠出金(0円)	
+ 財政安定化基金償還金(0円) - 準備基金取崩額(375,000,000円)	
+ 市町村特別給付費(0円) - 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(100,000,000円)	

(単位:円)

調整交付金相当額	1,678,999,834
調整交付金見込額	2,506,158,000
準備基金取崩額	375,000,000
市町村特別給付費	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	100,000,000
<b>保険料収納必要額</b>	<b>6,600,079,962</b>

#### ④所得段階別加入者数の推計

令和6年度から令和8年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりです。

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合 令和6年度～ 令和8年度
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
第1段階		3,705人	3,663人	3,619人	0.455
第2段階		3,597人	3,556人	3,513人	0.685
第3段階		3,721人	3,679人	3,634人	0.690
第4段階		1,615人	1,596人	1,577人	0.900
第5段階		4,049人	4,003人	3,955人	1.000
第6段階		4,410人	4,360人	4,309人	1.200
第7段階	1,200,000円	2,443人	2,416人	2,386人	1.400
第8段階	1,700,000円	1,276人	1,261人	1,246人	1.600
第9段階	2,100,000円	1,583人	1,565人	1,546人	1.800
第10段階	3,200,000円	515人	510人	503人	2.000
第11段階	4,200,000円	217人	215人	212人	2.200
第12段階	5,200,000円	108人	107人	106人	2.400
第13段階	6,200,000円	306人	303人	299人	2.600
計		27,545人	27,234人	26,905人	

#### ⑤所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和6年度から令和8年度の所得段階別加入者数に、基準額に対する割合を乗じて算出した「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりです。

(単位:人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
所得段階別加入割合補正後 被保険者数	28,385	28,067	27,727	84,179

## ⑥保険料基準額の算定

### 保険料基準額

= 保険料収納必要額(6,600,079,962円) ÷ 予定保険料収納率(99.0%)

÷ 所得段階別加入者割合補正後被保険者数(84,179人)

**介護保険料基準額(年額) = 79,200円**

**(月額) = 6,600円**

所得段階		介護保険料 (年額)	所得要件
第1段階	0.455 (0.285) <sup>※</sup>	36,036円 (22,572円)	・生活保護を受給している人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下の人
第2段階	0.685 (0.485) <sup>※</sup>	54,252円 (38,412円)	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円超120万円以下の人
第3段階	0.690 (0.685) <sup>※</sup>	54,648円 (54,252円)	・本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が120万円超の人
第4段階	0.900	71,280円	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円以下の人
第5段階	1.000 (基準)	79,200円	・本人が住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されており、前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が80万円超の人
第6段階	1.200	95,040円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が120万円未満の人
第7段階	1.400	110,880円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が120万円以上170万円未満の人
第8段階	1.600	126,720円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が170万円以上210万円未満の人
第9段階	1.800	142,560円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が210万円以上320万円未満の人
第10段階	2.000	158,400円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が320万円以上420万円未満の人
第11段階	2.200	174,240円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が420万円以上520万円未満の人
第12段階	2.400	190,080円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が520万円以上620万円未満の人
第13段階	2.600	205,920円	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額 <sup>※1</sup> が620万円以上の人

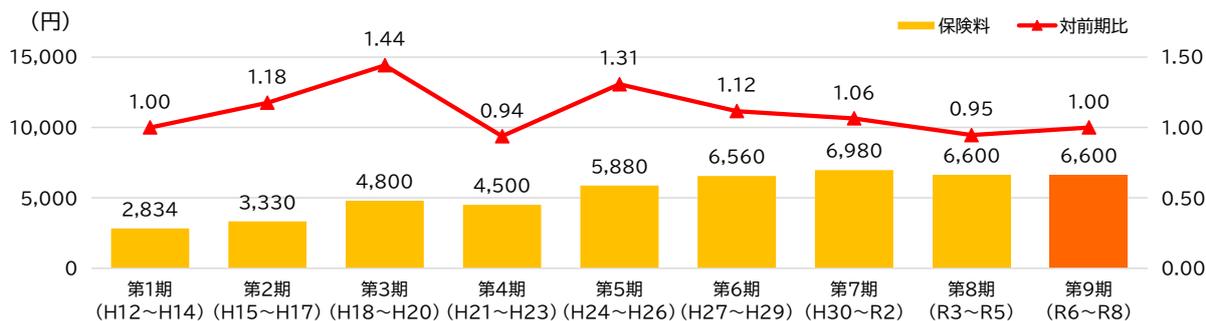
※1 「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、長期譲渡所得や短期譲渡所得がある場合は、それに係る特別控除額を差し引いた額を適用します。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額のことです。

※ 第1段階から第3段階については、国・県・市の「低所得者保険料軽減繰入金」公費による軽減が継続されることから、実質の負担割合は基準額の0.285、0.485、0.685となります。

## ⑦介護保険料の推移

本圏域における介護保険料の基準額の推移は以下のとおりです。



## (3)低所得者対策

### ①保険料の軽減

人口減少・高齢化の進展に伴い、社会保障の給付とそれに見合う負担の増大が避けられない中、介護保険料の所得段階第1段階から第3段階までについては、低所得者に対する負担の軽減を行います。

また、災害の被災者に対する保険料の減免に加え、生活困窮者に対しても保険料の減免を行います。

### ②利用料の軽減

介護サービスを利用した際の利用者負担額や、介護保険施設等を利用した際の食費・居住費等の利用料は、利用者が全額負担することとなっていますが、低所得者については、本来支払うべき利用料を全額負担することが困難な場合があり、介護サービスの利用の抑制にもつながることが考えられます。

本計画期間においても、次の軽減制度の周知を図り、介護や支援が必要な人が安心して介護サービスが利用できるよう努めます。

- ・ 高額介護(介護予防)サービス費
- ・ 高額医療合算介護(介護予防)サービス費
- ・ 特定入所者介護(介護予防)サービス費
- ・ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
- ・ 認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減事業

## 第6章 計画推進のための体制整備

### 第1節 計画の推進体制

計画の推進においては、住民、事業者及び行政が連携し、計画推進に対する共通認識を持つことが必要となります。地域包括ケアシステムを構築し、地域ケア会議の体制強化・充実を図り、きめ細かな住民、事業者への情報提供や啓発活動を行い、計画を推進します。

また、浜田地区広域行政組合、浜田市、江津市及び地域包括支援センターと連携を図りながら、介護保険事業計画策定委員会において、介護保険事業の運営について協議していきます。

### 第2節 計画の進捗評価

介護保険事業計画策定委員会において、介護サービスの利用状況、地域支援事業の実施状況等について、毎年度計画値との比較・検証を行うとともに、次期計画の策定に向けた様々な調査を行うなど、計画の進捗評価を行います。

### 第3節 計画の分析と公表

計画の推進に当たっては、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムの活用などにより、地域の特性を把握するとともに、要介護認定情報や介護給付実績などを分析することで、地域のニーズと課題解決に資するものとなるよう努めます。

また、分析した地域の状況については広く公表し、住民活動や地域共生社会の構築に活かせるよう努めます。

## 資料編

### 1 介護保険事業計画策定委員会

#### (1) 委嘱期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

#### (2) 組織

委員長:大石 和弘      副委員長:應儀 一良

#### (3) 委員名簿

区分	地区	所属	氏名
第1号 保健・医療・福祉の学識経験者	浜田市	一般社団法人 浜田市医師会	大石 和弘
	江津市	一般社団法人 江津市医師会	應儀 一良
	浜田市	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	栗栖 泰郎
	江津市	社会福祉法人恩賜財団 島根県済生会江津総合病院	中澤 芳夫
	浜田市・江津市	浜田・江津歯科医師会	梶原 光史
	浜田市	一般社団法人 島根県薬剤師会浜田支部	川神 裕司
	浜田市・江津市	浜田地区栄養士会	三浦 美咲
	浜田市	社会福祉法人 浜田市社会福祉協議会	古森 義明
	江津市	社会福祉法人 江津市社会福祉協議会	林 徹
	浜田市・江津市	浜田地域介護支援専門員協会	大野 涉
浜田市・江津市	浜田圏域老人福祉施設協議会	岡崎 浩明	
第2号 被保険者、その他住民の代表者	浜田東部圏域	被保険者代表	山藤 志途恵
	浜田中部圏域	被保険者代表	三浦 美穂
	浜田西部圏域	被保険者代表	畑本 春美
	金城圏域	被保険者代表	岡本 朋博
	旭圏域	被保険者代表	服部 浩明
	弥栄圏域	被保険者代表	岡本 薫
	三隅圏域	被保険者代表	小松原 美幸
	江津東部圏域	被保険者代表	森 奈々子
	江津中部圏域	被保険者代表	片山 禎志
	江津西部圏域	被保険者代表	鹿森 偉左雄
桜江圏域	被保険者代表	松田 明信	
第3号 その他者が 管理 がと認め るもの	浜田市・江津市	島根県浜田保健所	中本 稔
	浜田市・江津市	学識経験者	松本 貴久

#### (4)開催の状況

回	開催日	協議内容
第1回	令和5年4月20日	(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 第9期介護保険事業計画の諮問について (3) 介護保険事業計画策定委員会について (4) 浜田圏域の現状について
第2回	令和5年7月27日	(1) 令和4年度地域支援事業の実業報告について (2) 看護小規模多機能型居宅介護について
第3回	令和5年8月24日	(1) 第9期介護保険事業計画における基礎調査の結果 (2) 第9期介護保険事業計画骨子 (3) 第9期介護保険料の段階設定について (4) 第9期介護保険事業計画におけるサービス整備について
第4回	令和5年10月26日	(1) 第9期介護保険事業計画の素案 (2) 第9期介護保険事業計画におけるサービス整備 (3) 第9期介護保険料の段階設定について
第5回	令和5年12月7日	(1) 特別養護老人ホーム・グループホームへの待機者数調査結果 (2) 第9期介護保険事業計画の素案 (3) 第9期介護保険料の設定について
第6回	令和6年2月8日	(1) 第9期介護保険事業計画住民説明会結果報告 (2) 第9期介護保険事業計画策定について

## 2 パブリックコメント

### (1)目的

圏域住民の意見を「第9期介護保険事業計画」に反映させるために、介護保険事業計画策定委員会で検討中の「第9期介護保険事業計画」について、本圏域住民の意見を募集しました。

### (2)募集期間及び閲覧期間

令和6年1月5日から令和6年2月5日まで

### (3)閲覧場所

- ア 浜田地区広域行政組合介護保険課
- イ 浜田市健康医療対策課及び各支所市民福祉課
- ウ 江津市高齢者障がい者福祉課及び桜江支所
- エ 浜田市立中央図書館
- オ 浜田地区広域行政組合及び浜田市並びに江津市ホームページ

### (4)意見を提出できる者

- ア 浜田市又は江津市にお住まいの方
- イ 浜田市若しくは江津市に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体
- ウ 浜田市若しくは江津市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- エ 浜田市又は江津市にある学校に在学する方
- オ 浜田市又は江津市に対して納税義務のある方
- カ 第9期介護保険事業計画に利害関係を有する方

### (5)意見の提出状況

提出された意見書数 1通

### 3 事業所一覧

#### ■施設等設置状況(第8期事業計画未見込み)

(施設・居住系サービス・地域密着型サービス)



### 浜田東部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人保健施設(老人保健施設)		60 人	
介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	浜田市国分町	60 人	○
特定施設入居者生活介護		50 人	
グランドケアホーム はまぼうふう	浜田市久代町	50 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム はまぼうふう	浜田市久代町	18 人	★
小規模多機能型居宅介護		29 人	
小規模多機能型はまぼうふう	浜田市久代町	29 人	▲
認知症対応型通所介護		12 人	
デイサービスセンター ほのか	浜田市久代町	12 人	●

### 浜田中部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		100 人	
特別養護老人ホーム 偕生園	浜田市黒川町	70 人	◎
特別養護老人ホーム ロング・レン	浜田市長沢町	30 人	◎
介護医療院		46 人	
殿町介護医療院	浜田市殿町	46 人	◆
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ひなたぼっこ・相生	浜田市相生町	18 人	★
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		—	
24時間安心ハート	浜田市田町	—	▽
認知症対応型通所介護		24 人	
デイサービス 浜乃家	浜田市長沢町	12 人	●
デイサービス 和乃家	浜田市真光町	12 人	●
小規模多機能型居宅介護		54 人	
小規模多機能型居宅介護事業所「あいおいの家」	浜田市相生町	25 人	▲
小規模多機能型居宅介護 花みずき	浜田市港町	29 人	▲

### 浜田西部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		104 人	
特別養護老人ホーム 美川苑	浜田市内村町	50 人	◎
特別養護老人ホーム たんぼぼの里	浜田市長浜町	54 人	◎
特定施設入居者生活介護		50 人	
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50 人	△
認知症対応型通所介護		3 人	
グループホームみんなの家 デイサービスさくらや	浜田市熱田町	3 人	●
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		45 人	
グループホーム みんなの家	浜田市熱田町	18 人	★
グループホーム みかわ	浜田市内村町	9 人	★
グループホーム 美川の郷	浜田市内村町	18 人	★
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		29 人	
特別養護老人ホーム 福寿草	浜田市治和町	29 人	■
看護小規模多機能型居宅介護		29 人	
複合型小規模多機能 ほっとの家	浜田市熱田町	29 人	▼

## 金城圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		80 人	
特別養護老人ホーム かなぎ園	浜田市金城町七条	50 人	◎
特別養護老人ホーム くざの里	浜田市金城町久佐	30 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		97 人	
介護老人保健施設 さざんか	浜田市金城町七条	97 人	○
特定施設入居者生活介護		40 人	
介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム さくら	浜田市金城町七条	18 人	★
小規模多機能型居宅介護		25 人	
小規模多機能ホーム 絆	浜田市金城町下来原	25 人	▲

## 旭圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		30 人	
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	30 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		60 人	
介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷	60 人	○
特定施設入居者生活介護		50 人	
長寿苑外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	浜田市旭町今市	50 人	△
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		20 人	
特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	20 人	■

## 弥栄圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		70 人	
特別養護老人ホーム 弥栄苑本館	浜田市弥栄町木都賀	30 人	◎
特別養護老人ホーム 弥栄苑新館	浜田市弥栄町木都賀	40 人	◎
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		9 人	
グループホーム ふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀	9 人	★

## 三隅圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		57 人	
特別養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	57 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		100 人	
介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	浜田市三隅町河内	100 人	○
特定施設入居者生活介護		23 人	
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ゆうな	浜田市三隅町河内	18 人	★
認知症対応型通所介護		12 人	
デイサービスセンター野土花	浜田市三隅町河内	12 人	●

## 江津東部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		27 人	
グループホーム 合歓の郷	江津市後地町	18 人	★
グループホーム 合歓の丘	江津市後地町	9 人	★
小規模多機能型居宅介護		29 人	
小規模多機能型居宅介護 合歓の丘	江津市後地町	29 人	▲

## 江津中部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		100 人	
白寿園	江津市江津町	100 人	◎
介護老人保健施設(老人保健施設)		160 人	
島根県済生会 介護老人保健施設 高砂ケアセンター	江津市江津町	100 人	○
島根県済生会 介護療養型老人保健施設 高砂ケアセンター	江津市江津町	60 人	○
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		18 人	
グループホーム ひのき嘉久志	江津市嘉久志町	18 人	★
小規模多機能型居宅介護		77 人	
いろいろホームゆったり	江津市嘉久志町	29 人	▲
集いの家 木もれ陽	江津市嘉久志町	24 人	▲
集いの家 あかり	江津市渡津町	24 人	▲

## 江津西部圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
特定施設入居者生活介護		50 人	
特定施設入居者生活介護 ミレ青山	江津市二宮町神主	50 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		27 人	
グループホーム モモ	江津市敬川町	9 人	★
グループホーム ひのき	江津市都野津町	18 人	★
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		29 人	
地域密着型特別養護老人ホーム 故郷-敬川	江津市敬川町	29 人	■
小規模多機能型居宅介護		25 人	
小規模多機能型居宅介護事業所 モモ	江津市敬川町	25 人	▲
看護小規模多機能型居宅介護		29 人	
看護小規模多機能型居宅介護事業所 すまいるぶらす	江津市都野津町	29 人	▼

## 桜江圏域

サービス種別(事業所名)	所在地	定員	表記
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		30 人	
特別養護老人ホーム 風の里陽光苑	江津市桜江町長谷	30 人	◎
特定施設入居者生活介護		30 人	
さくらが丘	江津市桜江町小田	30 人	△
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		9 人	
陽光苑グループホーム	江津市桜江町長谷	9 人	★
小規模多機能型居宅介護		24 人	
小田の家 ほのか	江津市桜江町小田	24 人	▲

## 4 用語解説

### あ行

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。従来はパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉として「IT」が使われてきたが、情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で「ICT」という言葉が使われるようになってきている。
アセスメント	介護支援専門員が要介護者等のニーズに沿った介護サービス計画(ケアプラン)を作成するために、サービス利用者の健康状態や家族の状態、希望等を把握し、問題の特定や解決すべき課題を把握すること。課題分析ともいう。
アドバンス・ケア・プランニング(ACP)	将来の変化に備え、今後の治療・療養について患者本人、家族、近い人と医療従事者があらかじめ話し合い、患者の意思決定を支援するプロセス。
いきいき百歳体操	おもりを手首や足につけて椅子に座って行う筋力体操。おもりの重さは変更でき、個人の筋力や体力に合わせて行うことができる。
うつ	憂うつの状態の特に深刻なもの。人生への不安が募り、悲観的・絶望的な感情が支配し、自分自身の価値を否定し、活動意欲がなくなり、体調がすぐれずに精神活動が抑制され、疲労感、食欲不振、不眠を伴う。
AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。
NPO	Non Profit Organization の略で民間非営利組織。本計画中においては、特定非営利活動促進法に認証を受けたNPO法人(特定非営利活動法人)を指す。

### か行

用語	解説
介護給付	介護保険から支払われる給付。介護給付は要介護度1から5と認定された被保険者に対して支給され、要支援者には予防給付が支給される。
介護サービス相談員	介護保険利用者の介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政とのあいだに立って、問題解決に向けた手助けをする専門家。
介護保険	40歳以上の人全員が被保険者(保険加入者)となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部を支払って、介護サービスを利用する制度。
介護予防	高齢者ができる限り自立した生活ができるよう、介護が必要な状態になることを予防すること、もしくは、要介護状態になっても、少しでも状態を改善できるようにすること。
かかりつけ医	家族ぐるみで健康や病気のことの相談や、身体に不調があるときにいつでも診察してくれる身近な医師のこと。患者の問題を的確に把握し、適切な指示、緊急に必要な処置の実施や他の医師への紹介を行い、個人や家庭での継続的な治療について主治医としての役割を果たす。
通いの場	高齢者が容易に通える範囲にあり、介護予防のため週1回から月1回以上継続してトレーニングや体操などの活動のほか、住民同士での交流などができる場所。

用語	解説
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかを「運動機能」「口腔機能」「栄養状態」等25項目の質問で確認するもの。機能低下が認められる方は「事業対象者」と判定され、認定申請を行わずに介護予防・生活支援サービスが利用できる。
キャラバン・メイト	「認知症サポーター養成講座」を企画・開催し、講師を努めるなど、認知症対策の地域活動リーダーなどができる人。自治体または企業・職域団体が実施するキャラバン・メイト養成研修を受講する必要がある。
居住系サービス	「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」及び介護保険に対応した有料老人ホーム、介護保険施設等を利用した短期入所サービスの総称。
居宅サービス	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護等、在宅生活を支える介護サービスの総称。
ケアプラン	介護保険において、利用者の現状から導き出された課題や希望に合わせて作成されるサービスについての計画。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	介護が必要な人のニーズを満足させるために、適切な社会資源と結び付ける手続きを実施する人。アセスメント、ケア計画作成、ケア計画実施での諸能力が必要とされる。
ケアマネジメント	様々な医療や福祉のサービスを受けられるように調整し、計画をまとめること。介護支援サービスと呼ぶこともある。
軽費老人ホーム	60歳以上で、身の回りのことは自分でできるものの自炊ができない程度に身体機能が低下しており、在宅生活が困難な人が入所する施設。
健康寿命(平均自立期間)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護	寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者など、自分の権利や意思をうまく表現できない・不利益に気付かない人に代わって主張し、本人の権利を守ること。
後期高齢者	高齢者のうち75歳以上の人。
コーホート変化率法	「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
高齢者虐待	高齢者に対して行われる虐待行為。主に、殴る、叩くなどの身体的虐待、裸にさせるなどの性的虐待、暴言や恫喝など言葉による心理的虐待、年金や生活資金の搾取などによる経済的虐待、介護放棄などによるネグレクトの5種類に分類される。

## さ行

用語	解説
在宅医療・介護連携支援センター	地域の在宅医療・介護連携についての相談窓口を担う機関。切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得て体制の整備を計画的に行う。また、地域の医療・介護関係者等の間で、事例や医療・介護等に関する情報共有の支援、介護関係者の医療に関する研修会の開催等、多職種連携の推進などを担う。
在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。
在宅サービス	要支援・要介護認定を受けている人が、住みなれた自宅での暮らしを中心に利用するサービス。自宅を訪問するサービス、利用者が通所するサービスなどがある。
作業療法士	身体または精神に障がいのある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

用語	解説
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者が安心して居住できる住まいを確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅の名称。平成23年(2011年)の「高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)」の改正により創設された。定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携することを想定し、住みなれた地域で安心して暮らすことを可能とするよう、介護サービスと組み合わせた仕組みの普及を図る。
施設サービス	介護サービスで利用できる入所施設。要介護の認定を受けた人が対象。「特別養護老人ホーム」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」。
自立支援	要介護や要支援者が、自分で動き日常生活ができるように支援すること。
シルバーハウジング	高齢者(60歳以上)が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅は、トイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面での配慮を行うとともに、生活相談・団らん室を設けるなどの工夫がされている。
若年性認知症	18歳以上65歳未満の人で認知症の症状がある場合の総称。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行うほか、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。

## た行

用語	解説
団塊の世代	昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までに生まれた世代。
団塊ジュニア世代	昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代。
地域共生社会	地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域支援事業	介護や支援が必要となっても、できる限り住みなれた自宅や地域での生活を継続することができるようにすることを目的として、平成18年(2006年)に創設された介護保険制度上の事業。
地域包括ケア	高齢者が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、介護が必要になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供されること。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制のこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関であり、介護で困った事や問い合わせの窓口となる事業所。

用語	解説
地域密着型サービス	要介護認定者等の住みなれた地域での生活を支えるという観点から、提供されるサービス。
チームオレンジ	認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う、認知症サポーターの近隣チーム。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれる。
通所介護	介護保険の給付対象である居宅サービスの1つ。在宅の要介護者等をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、そのほかの日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。デイサービスともいう。
デイサービスセンター	在宅の要介護者等に通所施設に通ってもらい、生活指導・機能訓練・食事・入浴・健康チェックなどの様々なサービスを日帰りで提供する施設。
特別養護老人ホーム	老人福祉法に規定する老人福祉施設の種類。65歳以上であって身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時の介護を必要とし、家では適切な介護を受けられない場合に入所させ、養護することを目的とする施設。

### な行

用語	解説
日常生活圏域	保険者の区域を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを勘案して身近な生活圏で分けした、地域包括ケアの基礎となるエリア。
認知症	後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をいう。アルツハイマー型と脳血管性の大きく2つに分けられる。短期間に急激に脳の機能が低下する傾向にあり、老化による機能の低下とは異なる。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り応援する人。認知症サポーター養成講座などを受講した人がサポーターとなる。
認知症地域支援推進員	認知症になっても住みなれた地域で生活を継続するため、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人。

### は行

用語	解説
BCP(業務継続計画)	感染症や自然災害発生時にも介護サービスが安定的・継続的に提供されるよう、介護施設や事業所などにおける方針を定めた計画。
ランチ型地域包括支援センター	住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上で地域包括支援センターにつなぐための地域の相談窓口や支局のこと。初期段階の相談対応業務等を、地域包括支援センターと協力、連携のもとに実施する。
フレイル	日本老年医学会が2014(平成26)年に提唱した概念で、「Frailty(虚弱)」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のこと。
平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかという期待値のこと。

### ま行

用語	解説
まめネット (しまね医療情報ネットワーク)	しまね医療情報ネットワーク協会が構築している、患者の診療情報を地域の医療機関や訪問看護・介護事業所等で共有する仕組み。

や行

用語	解説
要介護状態	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて要介護状態区分(要介護1～5)のいずれかに該当する。
要介護認定	要介護状態や要支援状態にあるかどうか、要介護状態にあるとすればどの程度かの判定を行うもの。

ら行

用語	解説
理学療法士	身体に障がいがある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。
リハビリテーション	障がい、病気、ケガを抱える人が、機能回復や社会復帰をめざす機能回復訓練のこと。
老人クラブ	地域の仲間づくりを目的とする、概ね60歳以上の市民による自主組織。徒歩圏内を範囲に単位クラブが作られ、市町村や都道府県ごとに連合会がある。原則として助成費は国、都道府県、市町村が等分に負担する。
ロボテクス技術	ロボットの設計・製作・制御を行う「ロボット工学」のこと。ロボットのフレームや機構を設計する機械工学、ロボットに組み込んだモータを動かすための電気回路を制作する電気電子工学、ロボットを制御するプログラムを作成する情報工学に関する研究を総合的に行う学問。



浜田地区広域行政組合  
第9期介護保険事業計画  
令和6年度～令和8年度

発行年月 令和6年3月

発行 浜田地区広域行政組合 介護保険課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(浜田市役所北分庁舎内)

TEL:0855-25-1520

FAX:0855-25-1506